

熊本市環境総合計画

~未来へつなぎ、世界に誇れる環境文化都市~

はじめに

熊本市は、地下水や緑に恵まれた豊かな自然や、その自然に培われた多くの歴史遺産や 伝統文化など、素晴らしい環境資源に溢れた魅力ある都市です。先人たちのたゆまぬ努力 により守り育ててきたこの市民共有の財産を、後世へ伝えるため、本市では「森の都宣言」 「地下水保全都市宣言」「環境保全都市宣言」を行うとともに、環境施策を実施する総合的 計画を策定し、協働による計画の推進を図りながら、積極的に環境の保全に取り組んでい るところです。

そのような中、世界では、地球温暖化の進行や生態系の危機など地球上における様々な環境影響が顕在化しており、各国・各自治体は、これまで以上に、この人類共通の喫緊の課題に対処していくことが迫られています。また、本市においても、これまで受け継がれてきた豊かな自然環境や歴史的・文化的環境、更には暮らしやすい生活環境を引き続き次世代へ継承していくため、より一層の取り組みが求められています。

そこで、本市では、このたび第2次環境総合計画が計画年度を終えることから、これからの10年間の環境保全施策の方向性を示すとともに、環境保全の担い手である市民・市民活動団体・事業者・市のそれぞれに求められる役割と取り組みの方向を明らかにした「第3次熊本市環境総合計画」を策定いたしました。

この新たな計画は、環境と文化が一体となって、新たな都市の魅力を生み出す、「未来へつなぎ、世界に誇れる環境文化都市」を目指す都市像とし、今後の進むべき方向性を5つの基本理念としてとりまとめ、本市のあるべき環境の姿を明らかにするとともに、今後一層重要性を増してくる「環境教育によるひとづくり」や「協働によるまちづくり」を本計画における重点協働プロジェクトと位置づけ、さらなる環境の保全と創造の推進を図る計画としています。

今後は、地球や地域の環境保全のみならず、政令指定都市移行による新たなまちづくり や、東アジアへ向けた本市の魅力発信の強化など、本市の直面する様々な課題を視野に入 れながら、市民・市民活動団体・事業者そして市の参画と協働のもと、本計画を着実に推 進し、未来へ向けた持続可能な都市への発展を図ってまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、熱心なご議論を賜りました熊本市環境審議会委員、市民検討会議委員の皆様に加え、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、改めて心からの感謝を申し上げます。

平成23年3月 熊本市長 幸山 政史

目次

第1章	計画	画の基本的な考え方	1
	1.	環境行政の歩みと今日の課題	2
	2.	計画策定の目的と位置づけ	3
	3.	計画の範囲	5
	4.	計画の期間	5
	5.	本市の概況	6
第2章	本市	もの環境の現状と課題及び今後の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	1.	第2次環境総合計画体系図	14
	2.	環境目標ごとの現状と課題及び今後の方向性	15
		① 恵み豊かなくまもとの水をまもる	15
		② 自然豊かな「森の都」を育てる	17
		③ 歴史遺産等を生かした美しい景観をつくる	19
		④ さわやかで安心できる生活環境をつくる	20
		⑤ ごみを減らし、資源循環のまちをつくる	22
		⑥ 地球環境問題に地域から貢献する	23
		⑦ 自発的に実践する人を育てる	25
		⑧ 活動の「輪」を広げ、「協働」の取組を進める	27
		9 環境に配慮した都市をつくる	28
第3章	計画	画の基本理念	29
	1.	計画の目指す都市像	30
	2.	基本理念 ~進むべき方向	33
	3.	計画の環境目標(基本計画)と重点協働プロジェクト	44







第4章	基本	画信2	4	15
	1.	基本計	画体系	46
	2.	基本計	画	48
		1-1	恵み豊かなくまもとの地下水をまもる	50
		1-2	自然豊かな「森の都」をまもり、育てる	56
		1-3	人と生きもののつながりについて学び、まもる	30
		2-1	歴史文化をまもり、育てる	35
		2-2	魅力ある都市空間をつくる	70
		3-1	ごみを減らし、資源循環のまちをつくる	77
		4-1	地域から地球温暖化の防止に貢献する8	32
		5-1	心地よい生活空間をつくり、	
			安全・安心なくらしをまもる	92
	3.	重点協	働プロジェクト10)2
		ひとこ	づくりプロジェクト ~環境教育~1(23
		まちこ	づくりプロジェクト ~協 ・働~10	SC
** = **	144.74	411 4 .11		
第5草	推進	基体制	11	3
	1.	計画推	進の基本的考え11	14
	2.	計画の	推進体制1 ⁻	15
	3.	計画の	進行管理1 ⁻	17









巻末資料		119
•	実施及び関連計画等	120
•	第3次熊本市環境総合計画策定経緯	121
•	諮問・答申	122
•	熊本市環境審議会委員名簿	126
•	第3次熊本市環境総合計画への市民提言	128
•	市民検討会議設置要綱	133
•	市民検討会議委員名簿	134
•	用語解説	135

文書中に(初出頁に記載)を付した用語は、巻末資料の用語解説をご参照ください。







第1章

計画の基本的な考え方

- 1環境行政の歩みと今日の課題
- 2 計画策定の目的と位置づけ
- 3 計画の範囲
- 4 計画の期間
- 5 本市の概況

1. 環境行政の歩みと今日の課題

私たちの豊かで利便性の高い暮らしは、現代の社会経済活動の発展や科学の進歩の恩恵であるとともに、その生活基盤である自然環境や都市環境、地球環境を良好に保全することにより支えられています。しかし、私たちはこの豊かな暮らしを享受する一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大などにより環境に大きな負荷をかけ、自らの生活基盤を脅かしています。

このような中、国は、平成4年6月にブラジルで開催された地球サミットの成果を踏まえ、平成5年に環境保全の基本理念を定めた環境基本法を制定し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する枠組みを示しました。また、法に基づく環境基本計画として、平成6年に第1次、平成12年に第2次、平成18年に第3次の計画を策定し、国全体の環境保全に関する施策の基本的方向が示されました。

一方、熊本市では、昭和63年に議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定しました。

そして、この条例の中の「良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画を策定する」という規定に則り、本市は、平成5年に第1次環境総合計画を策定し、「環境と調和したまちづくり」を目指してきました。

平成13年には、市民・事業者・市が、地域から環境をまもるための行動指針とするべく「第2次環境総合計画」を策定し、平成18年には、社会情勢の変化や新たな環境問題に対応をするため、計画の目標や施策の見直しを行い、市民・事業者・市がパートナーシップを築きながら、環境保全に取り組んできたところです。

また第2次環境総合計画では、平成7年9月に採択された「*環境保全都市宣言」を理念として位置づけ、「自然の*生態系に学んだ循環型社会への転換を図り、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくこと」、そして「市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動すること」を誓っています。

このような中、本市の環境状況も大きく変化してきています。例えば、市民や事業者が、自らごみ減量や節水に取り組む活動を展開してきた結果、ごみの排出量や生活用水使用量が少しずつながらも確実に減少してきている一方で、自動車交通に起因する大気汚染や騒音、家畜の排泄物や過剰な施肥が主因とされる硝酸性窒素による地下水汚染、光化学オキシダントによる光化学スモッグの発生など、市民生活を脅かす環境の変化が起きています。

また近年、**地球温暖化が一層深刻さを増してきており、異常気象や*ヒートアイランド現象など、私たちの生活を脅かす状況が発生してきていますが、地球温暖化対策への取り組みは、世界や国レベルでの対応に止まらず、地方公共団体の果たす役割の重要性が非常に高まってきています。

さらには、**生物多様性の保全についても、平成20年6月に「生物多様性基本法」が制定されるとともに、平成22年10月には名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催されるなど、「生きものが持つ個性とつながり、そしてその恵み」について活発な議論が行われ、地方公共団体においても、地域の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、実施することが求められています。

2. 計画策定の目的と位置づけ

環境総合計画とは、熊本市環境基本条例第3条に規定された「良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画」として、環境分野の長期的な方向性及び目標を示すとともに、市民・市民活動団体・事業者・市のそれぞれに求められる役割と取り組みの方向を明らかにする計画です。

第2次環境総合計画は、その計画期間を平成22年度までとしていることから、 平成23年度から新たに取り組むべき環境行政の方向性と目標を示した、第3 次環境総合計画の策定が必要です。

そこで、第3次環境総合計画は、地球温暖化対策や生物多様性の保全への対応など、今日の新たな環境課題に的確に対応するとともに、熊本市第6次総合計画で目指すまちの姿『湧々都市くまもと』の実現に向け、「ふるさとの自然を守り、世界に誇れる環境先進都市をつくる」取り組みを推進するため、市民・市民活動団体・事業者・市のすべての主体が一体となって環境の保全と創造に取り組むことを目的に策定しています。

■計画の位置づけ(体系図)

環境基本条例

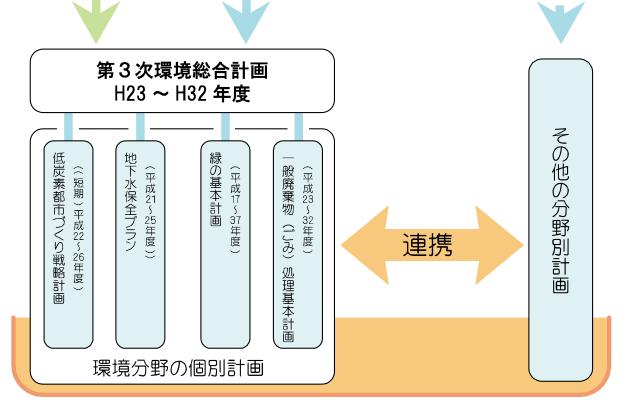
第3条 市は、良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画を策定し、これを実施しなければならない。

熊本市第6次総合計画(平成21~30年度)

~ 湧々都市くまもと~

- 1「くらし わくわく」プロジェクト
 - 夢わく 1. 子どもも大人もみんなの笑顔が輪になるまちをつくる
 - 夢わく 2. だれもが能力を発揮でき、将来も住み続けたいと思えるまちをつくる
- 2「めぐみ わくわく」プロジェクト
 - 夢わく 3. ふるさとの自然を守り、世界に誇れる環境先進都市をつくる
 - 夢わく 4. 伝統が息づき、「くまもと」の恵みを満喫できるまちをつくる
- 3「おでかけ わくわく」プロジェクト
 - 夢わく 5. だれもがおでかけしたくなるまちをつくる
 - 夢わく 6. バス・電車、自転車で気軽におでかけできるまちをつくる
- 4 「出会い わくわく」プロジェクト
 - 夢わく 7. 温かいおもてなしの心があふれ、様々な交流が生まれるまちをつくる

第6章 水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築



※個別計画は、これまでの環境総合計画の理念に基づき策定されています。

3. 計画の範囲

- 本計画の対象とする地域は熊本市全域です。
- 本計画の実行にあたっては、必要に応じて、本市と生活圏が密接に関わる 熊本広域都市圏と連携を図っていきます。
- 本計画の対象とする環境の範囲は、市民が健康で文化的かつ快適な生活を 営むことができる生活環境、自然環境と、本市の財産である豊かな自然環 境に育まれた歴史的・文化的環境、さらには、すべての人類が直面する課 題である地球環境とします。

4. 計画の期間

● 計画期間は、平成23年度~平成32年度までの10年間とします。 なお、本市を取り巻く社会経済状況の変化、新たな環境問題、**政令指定都 市における行政区ごとの地域特性に応じた環境保全施策等に対応するため、 5年後(平成27年度)に見直しを行います。



5. 本市の概況

本市は、九州のほぼ中央に位置しており、JR鹿児島本線の中間点である熊本駅から豊肥本線や三角線が分岐し、また九州の南北を結ぶ国道3号と東西を結ぶ国道57号は本市で交差、さらに九州縦貫自動車道が本市を貫通するなど、交通の要衝にあたります。

本市の基礎となる市街地は、日本三名城の一つである熊本城を擁する肥後54万石の城下町として形成されました。明治時代以降は九州の地理的中心に近い位置にあることから、国の出先機関が置かれ、行政都市として栄えました。第二次世界大戦以後は、交通機能の発達等により、これらの出先機関の多くが福岡市に移りましたが、現在でも財務局や国税局、農政局など重要な国の出先機関が置かれている九州第3位の人口を擁する中枢都市として発展しています。

本市の自然環境をみると、県の中央部に位置し、西は有明海と金峰山系、東は阿蘇山系に囲まれ、市域は菊池川、坪井川、白川、緑川の4水系下流部に広がる熊本平野の大部分を占めています。これらの豊かな自然に囲まれた本市は「日本一の地下水都市」「森の都」と謳われるほど、豊かな水と緑に恵まれた暮らしやすいまちであり、熊本城を中心に、歴史的な*文化遺産が数多く点在する品位と風格に充ちた環境と、73万人の暮らしを支える利便性の高い都市機能が調和した都市を形づくっています。

そこで、これらの本市の特性を活かした環境保全の取り組みが必要となります。

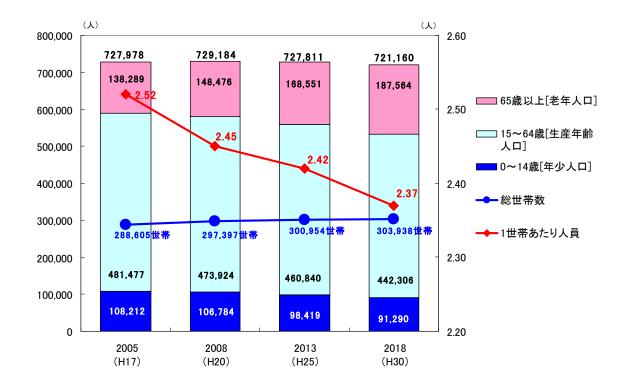
① 人 口

平成20年10月に富合町、同22年3月には城南町と植木町と合併し、市域、 人口、世帯数が大幅に増加しました。

本市の平成23年1月1日現在の人口(住民基本台帳を基準とした数値)は725,507人、世帯数は313,444世帯であり、人口密度(1k㎡当たり人口)は1,863人となっています。近隣市町村を含めた都市圏人口は100万人を超えており、熊本県の人口(約180万人)の5割以上を占めています。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の市区町村別将来推計人口』(平成20年12月推計)によると、熊本市域の人口は平成22年(2010年)をピークに減少傾向となり、少子高齢化と1世帯当たりの人員の減少が一段と進むと推計されており、今後はこのような社会的な変化に対応したまちづくりの視点が必要とされています。

■熊本市の将来推計人口



■将	俘来推計人口				(単位:人)
西	年	2005	2008	2013	2018
項		(H17)	(H20)	(H25)	(H30)
	総人口	727,978	729,184	727,811	721,160
年	0~14歳[年少人口]	108,212	106,784	98,419	91,290
齢	(構成比)	(14.9)	(14.6)	(13.5)	(12.7)
3	15~64歳[生産年齢人口]	481,477	473,924	460,840	442,306
区	(構成比)	(66.1)	(65.0)	(63.3)	(61.3)
分	65歳以上[老年人口]	138,289	148,476	168,551	187,564
別	(構成比)	(19.0)	(20.4)	(23.2)	(26.0)
	総世帯数	288,605	297,397	300,954	303,938
	1世帯あたり人員	2.52	2.45	2.42	2.37

【2005(H17)の数値】···平成 17 年国勢調査

【2008(H20)の数値】···平成 20 年版熊本県推計人口調査結果(年報)

【2013(H25)及び 2018(H30)の数値】

将来推計人口・・・「日本の市区町村別将来推計人口(平成 20 年 12 月推計)」

(国立社会保障・人口問題研究所)をもとに推計

世帯数・・・・・・「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(平成 17 年 8 月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)をもとに推計

※2005(H17)、2008(H20)の数値は富合町、城南町、植木町分を含む

② 位置・面積・地形

本市は、東経130度42分、北緯32度48分に位置し、熊本県の中央部からやや北側に位置しています。福岡市から南へ約110km、鹿児島市から北へ約180kmの距離にあり、東に遠く阿蘇、西に有明海に面した海岸線と金峰山、南に木原山(雁回山)、北に植木台地に囲まれた平野部が広がっており、豊かな自然に四方を囲まれています。

面積は、平成22年3月の城南町と植木町との合併により約390k㎡に広がっています。

本市を見渡しますと、地形の特徴として、阿蘇外輪山と金峰山系との接合地帯の上に位置しており、西部と北部、東部にかけて金峰山、立田山、託麻三山など緑豊かな山や丘陵地帯が続いています。南部は白川の三角州で形成された平野が広がっており、田園地帯が市街地を囲んでいます。西部は日本一大きな干満差と言われる有明海に面し、干潟など特徴のある自然環境と広大な平野が広がっています。

河川は、阿蘇山系に源を発する白川と緑川、市北部に流れを発する坪井川と井 芹川が市街を貫流し、有明海に注いでいます。水前寺や江津湖に発する流れは 加勢川に合流し、市南部の田園地帯の*かんがい用水として利用されています。

広がった市域の中で地域の環境特性を活かした環境保全の取り組みが必要となります。





本市は阿蘇外輪山と金峰山に囲まれているため有明海に面しながらも内陸盆地的気候を示し、平成22年の年平均気温は17.4℃、冬場1月の平均最低気温は2.0℃、夏場8月の平均最高気温は34.8℃を記録するなど、冬と夏の温度差が大きいことや日中の寒暖の差も大きいことが特徴です。

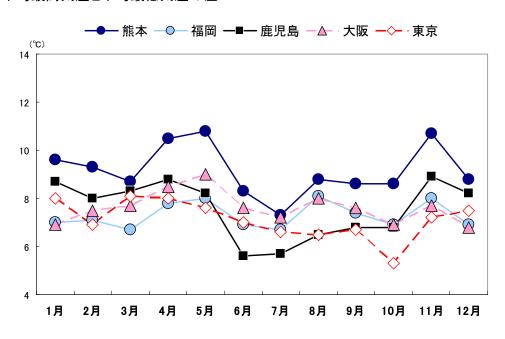
ここ数年は、一日の最高気温が30℃を超える真夏日が5月下旬から10月初旬にわたって発生することもあり、今後は予想される気候変動や異常気象に対応・適応した取り組みが必要です。

■各都市の月毎の平均最高気温と平均最低気温の比較

		熊本			福岡 庫児			鹿児島		大阪				東京		
	最高	最低	差	最高	最低	差	最高	最低	差	最高	最低	差	最高	最低	差	
1月	10.7	1.1	9.6	10.3	3.3	7.0	13.0	4.3	8.7	9.5	2.6	6.9	11.0	3.0	8.0	
2月	14.4	5.1	9.3	13.1	6.0	7.1	16.4	8.4	8.0	11.8	4.3	7.5	9.9	3.0	6.9	
3月	15.8	7.1	8.7	14.3	7.6	6.7	17.6	9.3	8.3	13.7	6.0	7.7	13.2	5.1	8.1	
4月	20.1	9.6	10.5	18.1	10.3	7.8	20.8	12.0	8.8	18.1	9.6	8.5	16.6	8.6	8.0	
5月	25.4	14.6	10.8	23.6	15.6	8.0	25.4	17.2	8.2	23.8	14.8	9.0	23.0	15.4	7.6	
6月	28.5	20.2	8.3	27.6	20.7	6.9	27.1	21.5	5.6	28.2	20.6	7.6	27.5	20.5	7.0	
7月	31.6	24.3	7.3	31.5	24.8	6.7	31.1	25.4	5.7	32.0	24.8	7.2	31.6	25.0	6.6	
8月	34.8	26.0	8.8	35.2	27.1	8.1	33.4	26.9	6.5	35.2	27.2	8.0	33.5	27.0	6.5	
9月	31.0	22.4	8.6	30.4	23.0	7.4	31.0	24.2	6.8	31.1	23.5	7.6	29.0	22.3	6.7	
10月	24.6	16.0	8.6	23.6	16.7	6.9	25.5	18.7	6.8	23.9	17.0	6.9	21.8	16.5	5.3	
11月	18.1	7.4	10.7	17.4	9.4	8.0	19.9	11.0	8.9	17.2	9.5	7.7	17.2	10.0	7.2	
12月	12.6	3.8	8.8	12.3	5.4	6.9	14.8	6.6	8.2	12.6	5.8	6.8	13.7	6.2	7.5	

(※気象庁 2010 年データより)

■平均最高気温と平均最低気温の差



(※気象庁 2010 年データより)

■ 産業と就業者数について

本市の産業構造は、卸売・小売、運輸・通信、観光・医療・教育から公務にいたる各種サービスを提供する第3次産業が市総生産額および就業者数の8割近くを占めており、サービス産業中心の都市です。

その中において、全国有数の地位を占める農水産業および就業者は、自然や景観の保全など環境を守り育むための大切な役割を果たしています。

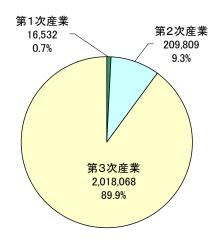
また、高等教育機関の集積による充実した教育産業・人材も、今後の環境分野の研究やビジネスの創造・発展において活用すべき大きな特色です。

温室効果ガス排出量の削減をはじめとする環境保全の取り組みも、このような本市の産業構造の特色を生かした効果的な取り組みを行うことが必要です。

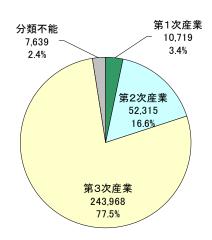
■熊本市産業区分別総生産額(平成 20 年度)

■熊本市産業別就業者数

(平成 17 年 10 月 1 日現在)



(※平成 20 年度 熊本県市町村民所得推計報告より) (帰属利子控除前)単位:百万円 (※城南町・植木町分含まず)



(※平成17年国勢調査より)単位:人 (※富合町・城南町・植木町分含まず)

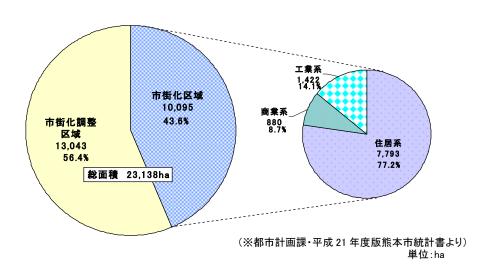
■ ⑤ 土地利用について

平成21年時点(植木町、城南町を除く)における本市の*市街化区域は、10,095ヘクタールです。このうち*第一種低層住居専用地域から*準住居地域までの居住系の用途地域が約77%となっており、主に住居の環境をまもるための建築物の用途制限を図っています。

九州新幹線鹿児島ルートが全線開業した熊本駅周辺地区では熊本駅前の市街 地再開発事業、熊本駅西側を対象とした土地区画整理事業を進めており、市中 心部の桜町・花畑町では、2つの民間再開発事業が計画されています。

このように、本市の特徴である豊かな自然と調和した土地利用を推進し、良好な環境維持のための取り組みがなされています。

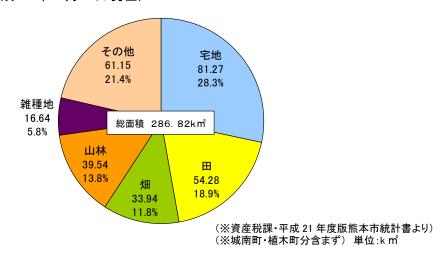
■市街化区域と市街化調整区域面積(平成21年4月1日現在)



また、土地利用の状況は、平成21年時点で宅地が約28%、田畑は合わせて約31%となっており、合併により農地の面積は広がっています。

自然環境の保全や自然災害の防止等に大きな役割を果たす農地の保全は、今後ますます重要性を増しており、近年の農業後継者の減少や耕作放棄地などの問題に対し、環境的側面の視点も必要となっています。

■地目別面積(平成21年1月1日現在)



環境保全都市宣言

平成7年9月25日 熊本市

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。

しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、 恵みの地下水も将来が危ぶまれています。

いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけでなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと転換を図っていかなければなりません。 私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここ熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

私たちは、環境保全都市の市民として、次のことを実践します。

- 1 私たちは、環境問題に絶えず関心を持ち、生命と自然との関わりについて認識を深め、それを暮らしのあり方に生かしていきます。
- 2 私たちは、環境問題に対するそれぞれの責任を自覚し、常日ごろ節水や省資源に心がけ、海・川・湖沼や大気の汚染防止に努めます。
- 3 私たちは、環境問題に取り組む人の輪を大切にし、清掃美化や緑化、リサイクルなど環境を守る活動に進んで参加します。



「森の都」都市宣言に関する決議

昭和47年10月2日 熊本市議会

自然環境の回復による生活環境の保全は、今や人類共通の課題となっている。

由来、わが熊本市は、豊かな緑、清冽な水に恵まれた自然の下、今日の発展を遂げてきたが、急激な都市化の波に、今や昔日の面影は一変しようとしている。

ここにおいてわれわれは、市民の総力を結集して緑と水の保全・回復につとめ、もって 人間優先の快適な都市環境づくりに邁進せんことを誓い、わが熊本市を「森の都」とする ことを宣言する。



地下水保全都市宣言に関する決議

昭和51年3月22日 熊本市議会

限りある地球の資源の保全は、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを 宣言する。

第2章

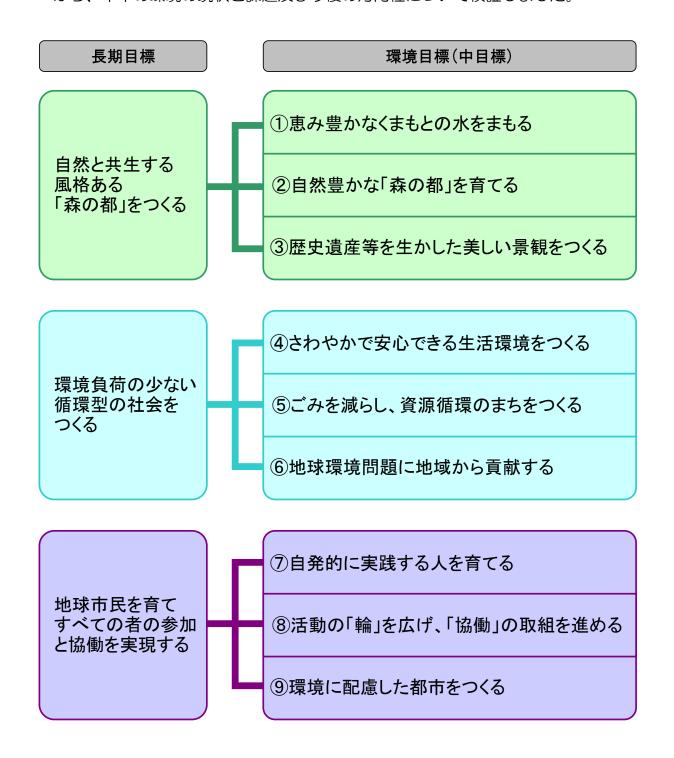
本市の環境の現状と課題及び今後の方向性

- 1 第2次環境総合計画体系図
- 2 環境目標ごとの現状と課題 及び今後の方向性 (第2次環境総合計画の検証)

1. 第2次環境総合計画体系図

平成13年に策定の第2次環境総合計画では、環境保全都市づくりに向け、 3つの長期目標を設定するとともに、長期目標を実現するための環境目標(中目標)を掲げていました。

本章では、第2次環境総合計画における環境目標ごとの取り組みの実施状況から、本市の環境の現状と課題及び今後の方向性について検証しました。



2. 環境目標ごとの現状と課題及び今後の方向性

恵み豊かなくまもとの水をまもる

【現状】

①豊かな地下水をまもる

- ✓ 地下水年間採取量の目標値は達成しています。
- ✓*地下水かん養量は、対象となる転作水田面積が限界に近づきつつあることや、転作作物の作付時期が合わないことにより、目標値には達していませんが、**雨水浸透桝の設置やビニールハウス**雨水浸透施設設置、水源かん養林整備等により数値は増加しています。
- ∮市民1人1日当たりの生活用水使用量は、目標値には達していませんが、 節水市民運動などの取り組みにより減少しています。

②きれいな地下水をまもる

- ∮ 有機塩素系化合物による地下水汚染の浄化には時間がかかることから、 当面の目標として、汚染地区数が半減することを目指すこととしており、 改善傾向にあります。
- ∅ 一部地域において地下水中の*硝酸性窒素濃度が環境基準を超過する井戸が散見されます。また、主要な水道水源地域においても、その濃度は環境基準以下ながら、上昇傾向を示しています。

③きれいな河川・海をまもる

彡河川・海域の公共用水域環境基準達成率は、広域的な影響を受けることもあり、完全に環境基準を達成した状況ではありませんが、公共下水道、
*合併処理浄化槽の普及に伴い、改善傾向にあります。また、市民意識調査における「海や川のきれいさ」の満足度も当初比で上昇しています。

《参考》改訂版 第2次環境総合計画数値目標(抜粋)

項目	当初実績値	H16年度 実績	H21年度 実績	目標値 (H22年)
地下水年間採取量	1. 21億㎡	1. 134億㎡	1. 07億㎡ (H20)	1. 13億㎡
地下水かん養増加量(H14年度基準)	_	770万 m³	1, 583万 ㎡	3, 000万㎡
1人1日当たりの生活用水使用量	258	245	237	230
有機塩素系化合物による地下水汚染地区(平成12年度:14地区)のうち、環境基準以下に改善された地区数	_	2地区	5地区	7地区
公共用水域環境基準達成率(BOD、河川)	40%	70%	91%	100%
公共用水域環境基準達成率(000、海域)	75%	33%	67%	100%
海や川のきれいさの満足度(市民意識調査)	23. 4%	21. 6%	25. 6%	40. 0%

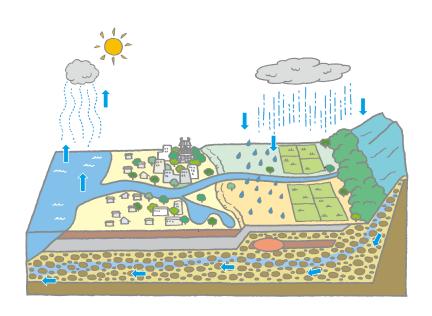
※特に記載がなければ当初実績値はH11 の数値

【課題】

- ∳ 地下水の水質保全のための硝酸性窒素削減対策は喫緊の課題であり、各種関係機関と連携し効果的な対策を推進する必要があります。

今後の方向性

地下水の次世代への保全継承・良好な生活環境の保全



地下水循環のイメージ図

自然豊かな「森の都」を育てる

【現状】

1 緑をまもり、 つくる

- 4 1 人当たりの都市公園面積については、目標値を達成しています。
- ∮立田山や金峰山一帯の森林を保全するとともに、*環境保護地区や保存樹木の指定などにより市域に残る良好な緑地の保全に努めています。
- 💋 学校や公園、市施設など公共地の緑化の整備や管理に努めています。
- ∮中心部では、屋上緑化の助成や、市電緑のじゅうたん事業に取り組み、 緑の創出を図っています。

②多様な生き物を育む自然環境をまもる

- 愛環境保護地区の指定、自然公園の管理などにより多様な生物の生息地の 環境維持及び創造に努めています。
- 愛 環境学習により生物やその生態について学び考える機会を提供しています。

③自然とのふれあいを進める

《参考》改訂版 第2次環境総合計画数値目標(抜粋)

項目	当初実績値	H16年度 実績	H21年度 実績	目標値 (H22年)
緑被率 =(樹林+草地+果樹園)÷市域面積	28. 60% (H8)	30. 96% (H 13)	31. 15% (H 18)	30. 00%
緑地率 =緑地÷市域面積	47% (H9)	47% (H 13)	_	47%
1人当たりの都市公園面積	8. 20m²	8. 36m²	8. 83m²	8. 80m²
野鳥や昆虫などの生き物との親しみの 満足度(市民意識調査)	38. 5%	39. 1%	39. 8%	50. 0%

※特に記載がなければ当初実績値はH11の数値

【課題】

- ∮自然豊かな「森の都」を目指すため、今後とも緑の保全・創出を図る必要があります。
- 必みどりの月間植樹の集いなどの啓発やイベント、地域の緑化活動に対する支援を通じて、緑化意識の高揚に努める必要があります。
- ダ生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承するために、生物多様性の保全に対する理解を深める必要があります。

今後の方向性

新たな緑の創出と生物多様性への対応



歴史遺産等を生かした美しい景観をつくる

【現状】

1歴史遺産等をまもり、生かす

- 🥠 指定文化財件数及び記念館・文化施設入場者数は増加しており、今後も これらの歴史的文化遺産により本市の魅力を増すことが期待されます。
- ≰ 熊本城入園者数の目標値は、築城 400 年祭や本丸御殿の完成等の影響 もあり、目標値を上回る入場者となりました。また、平成 21 年 1 月か ら第2弾の熊本城復元募金として、新「*一口城主制度」を開始したと ころ、市内外から反響も大きく、関心の高さがうかがえ、歴史遺産をま もるという気運につながっています。

②魅力ある都市景観をつくる

なった地域景観づくりに努めており、市民意識調査における「良好な街 並みと思う割合」は、目標値は達成していませんが上昇傾向にあります。

《参考》改訂版 第2次環境総合計画数値目標(抜粋)

項目	当初 実績値	H16年度 実績	H21年度 実績	目標値 (H22年)
指定文化財件数	191件(累計)	202件(累計)	234件(累計)	244件(累計)*
記念館・文化施設入場者数	23, 634人	27, 707人	37, 501人	41,000人*
熊本城入園者数	715, 151人	796, 162人	1, 710, 201人	100万人
良好な街並みと思う割合(市民意識調査)	30. 0%	31. 5%	34. 2%	50. 0%

*は合併後の目標値

※特に記載がなければ当初実績値はH11の数値

【課題】

- 🥠 今後も、本市の象徴である熊本城をはじめ、富合・城南・植木地域を含 む多くの歴史遺産の保全と活用、文化・伝統芸能の継承や担い手の育成、 郷土史や史跡に触れる機会の創出を通し、これまでまもり育ててきた歴 史文化を継承するとともに、市民が郷土に対する親しみを高め、本市な らではの魅力を発信していく必要があります。
- 事業者・市が互いの役割を担い、良好な景観づくりを進めていく必要が あります。

後の方向性 歴史的文化遺産の保全と活用・良好な景観の形成

4 さわやかで安心できる生活環境をつくる

【現状】

(1)さわやかな大気をまもる

- ✓ 二酸化窒素濃度は目標値を達成しています。
 - 一方、市民意識調査における「空気のきれいさやにおい」に対する満足 度は、目標値には達していません。

2騒音・振動のないまちをつくる

- ∮市民意識調査における「静けさ」に対する満足度は、目標値には達していません。

③*有害化学物質による汚染を防ぐ

4環境に配慮した交通を目指す

《参考》改訂版 第2次環境総合計画数値目標(抜粋)

	項目	当初 実績値	H16年度 実績	H21年度 実績	目標値 (H22年)
二酸化窒素濃度 (国の環境基準	度(自動車排出ガス測定局) 最下限達成)	0. 046ppm	0. 047ppm	0. 035ppm	0. 04ppm
「空気のきれいさやにおい」への満足度 (市民意識調査)		54. 3%	51. 3%	56. 0%	70. 0%
自動車騒音環境基準達成率		平均75.5% (HI3~17)	83. 5%	85. 0%	59. 2%
「静けさへの」	満足度(市民意識調査)	49. 4%	48. 3%	50. 2%	70. 0%
ダイオキシン	大気(都市中心部)	0. 16pg-TEQ/m³ (都市中心部)	0. 12pg-TEQ/m²	0. 04pg-TEQ/m³	0. 6pg- TEQ/ m 以下を維持
類濃度	土壌	4. 6pg-TEQ/g (都市中心部)	0. 89pg-TEQ/g	5. 6pg-TEQ/g	250pg- TEQ/g 以下を維持
		2 6μg/m³	3.5µg/m²	2 5μg/m³	3.0μg/㎡以下
公共交通機関和	· 河用者数	6, 637万人	5, 678万人	5, 374万人	増加

※特に記載がなければ当初実績値はH11 の数値

■TEQ

ダイオキシン類には多くの種類の物質があるため、その量については、毒性の最も強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの量に換算して表すことになっている。このようにして表した量を「毒性等量(Toxic Equivalent Quantity)」といい、単位のあとに「TEQ」の文字をつけて表す。

■ppm

parts per million の略。1ppm は 100 万分の 1 (0.0001%) を表す。

■μg (マイクログラム) 1μgは100万分の1g。

【課題】

- ∮ 今後も生活環境の保全のため環境基準の達成と保持を図るとともに、騒音・振動に対する規制の維持や、大気汚染監視の強化拡充が必要です。

今後の方向性 生活環境の保全・環境意識の高いまちづくり・低炭素社会の実現

5 ごみを減らし、資源循環のまちをつくる

【現状】

①ごみを減らす

∮ 1人1日当たりのごみ排出量については、着実に減少しており、目標値を達成しています。

②リサイクルを進める

③ごみを正しく処理する

∮排出されたごみを適正に処理するための収集運搬体制の整備や処理施設の整備や管理、また排出者・処理業者に対する啓発・指導・監督を行っています。

《参考》改訂版 第2次環境総合計画数値目標(抜粋)

項目	当初 実績値	H16年度 字績	H21年度 実績	目標値 (H22年)
1人1日当たりのごみの排出量	1, 345g/人•日	1, 287g/人•日	1, 037g/人•日	1, 088g/人•日
家庭ごみのリサイクル率	16. 5%	13. 3%	16. 5%	24. 6%

※特に記載がなければ当初実績値はH11 の数値

【課題】

今後の方向性 循環型社会の実現・実践するひとづくり

6 地球環境問題に地域から貢献する

【現状】

1地球温暖化を防ぐ

- ✓ 旧熊本市域の温室効果ガス排出量は、京都議定書への貢献を目指し、▲6%削減を目標値としていましたが、達成は困難な見込みです。
- ∮市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の目標達成は厳しい状況ですが、平成22年10月のプラスティック製容器包装の分別収集の開始により、ごみ焼却に伴う排出量は削減されると考えられます。

②オゾン層をまもる

ダフロンなどの*オゾン層破壊物質について、適正な処理の啓発や事業者への適切な指導を行っています。

③※酸性雨を防ぐ

帰雨ごとのp H測定を行っていますが、年平均4.6前後で酸性の状況が続いています。地域における酸性物質の排出の抑制対策とともに、広域的な対応が必要なため、共同研究による原因解明を進めています。

4国際協力を進める

※イクレイ(ICLEI:持続可能性をめざす自治体協議会)などの国際的な環境関係団体や友好・姉妹都市との交流、国際会議への参加を通し、本市の施策に役立てるとともに、人や技術の交流を進め、活動の発展を図っています。

《参考》改訂版 第2次環境総合計画数値目標(抜粋)

項目	当初実績値	H16年度 吴績	H21年度 実績	目標値 (H22年)
旧熊本市域の温室効果 ガス排出量 [注] (平成2年度比 [3,576千t-の])	+9.4% [3,913∓t-∞ <u>}</u>] (H9)	+4. 7% [3, 743∓t-∞ ₂]	+4. 4% [3, 733∓t-∞] (H20)	-6.0% [3,361千t-∞ ₂]
市の事務・事業に伴う 温室効果ガス排出量 (平成16年度比)	_	+0% [206∓t-∞ ₂]	- 3. 4% [199∓t-ᢗ2]	- 13. 4% [178∓t- ∞₂]

[注]旧熊本市域は3町(富合町・城南町・植木町)合併前の市域です。また、H2O 年度の数値は、環境省の新マニュアルに基づき算出した数値です。

【課題】

- さらなる温室効果ガス排出削減に向けて、「熊本市低炭素都市づくり戦略 計画」に掲げた4つの戦略に基づく取り組みを着実に推進する必要があ ります。
- ∅ 大気汚染等についての調査研究や、国内外における環境保全活動を通し た人材交流は、今後も引き続き行っていく必要があります。

き後の方向性 低炭素社会の実現・環境配慮の事業活動、日常行動・人材交流



7 自発的に実践する人を育てる

【現状】

①環境教育・学習を進める

※出前講座やイベント等を通した地域や家庭における学習の推進や、体験学習をはじめとした学校における環境教育の推進に努めていますが、市民意識調査における「生活の利便性より地球環境保全を優先する」市民の割合は目標値には達していません。

2自発的な活動を進める

- ∮ 事業所の*環境マネジメントシステム導入数の目標達成は困難な見通しです。
- ∮市役所の率先行動は、全体的に目標を達成しています。

《参考》改訂版 第2次環境総合計画数値目標(抜粋)

Í	頁目	当初実績値	→ H16年度 実績	H21年度 実績	目標値 (H22年)
生活の利便性よりは (市民意識調査)	也球環境保全を優先	79. 3%	80. 9%	69. 9%	90. 0%
	風呂の残り湯の 再利用	41. 9%	49. 7%	42. 3%	60. 0%
市民の環境保全 行動率	こまめな電源OFF	73. 8%	74. 4%	75. 5%	80. 0%
(市民意識調査)	公共交通機関利用	24. 5%	24. 2%	23. 2%	30. 0%
	再生品の購入	20. 6%	21. 6%	20. 6%	60. 0%
	空調の適温化(冷房 28℃ 暖房20℃)	69. 0% (H8)	72. 4%	65. 4%	80. 0%
事業者の環境保全 行動率	雨水利用施設の設置	6. 5% (H 8)	7. 1%	5. 2%	20. 0%
(事業所実態調査)	低公害な車の利用	3. 3% (H8)	23. 5%	25. 7%	30. 0%
	再生資源の 積極的利用	26. 6% (H8)	60. 2%	60. 2%	70. 0%
事業所の 環境マネジメント?	システム導入数	134件	75件	142件	300件
	水使用量	356.3 (H13)	335. 3万t	314. 1万t	318. 5万t以下
市役所の率先行動	燃やすごみ排出量 (ISO対象区域)	127. 4 (H14)	113. 5t	81. 6t	100. 0t以下
III以別の学元1J割	リサイクル率 (ISO対象区域)	49. 6% (H1 4)	48. 8%	58. 8%	55.0%以上
	グリーン購入率	一部の分野を除 き90%(H14)	全分野でほぼ 100%	全分野でほぼ 100%	グリーン購入 指針で毎年設定

※特に記載がなければ当初実績値はH11 の数値

【課題】

- 愛環境問題は日常生活や事業活動に密接に関係しており、解決へ向けては 一人ひとりの自発的な[※]環境負荷の少ない行動の実践が必要です。
- ∮ 今後も市民・事業者の自発的な環境保全活動を促進していくため、より 効果的な環境教育・学習等に努め、一人ひとりの行動・意識が地球環境 の保全につながるという自覚を持てるような環境負荷の少ない社会づく りが必要です。

今後の方向性 環境保全活動を実践し、次世代の環境保全を担う人材を育成







| | 活動の「輪」を広げ、「協働」の取組を進める

【現状】

1パートナーシップをつくる

- ダ「エコパートナーくまもと」、「熊本県地球温暖化防止活動推進センター」 などの他の組織と連携し、**くまもと環境フェアをはじめとした啓発イベントを開催しています。

②様々な主体から情報を発信する

《参考》改訂版 第2次環境総合計画数値目標(抜粋)

項目	当初実績値	H16年度 二 実績	H21年度 実績	目標値 (H22年)
エコパートナーくまもとへの	個人 75人	個人 176人	個人 321人	個人 350人
参加者数(会員数) H 14. 04~	団体 98団体	団体 95団体	団体 81団体	団体 160団体

【課題】

- ダ 平成 22 年4月施行の*自治基本条例において、本市における「協働のあり方」について、市の考えを明確にしました。今後はこの考えを基にエコパートナーくまもとをはじめ、市民・市民活動団体・事業者・市がそれでれの役割を果たしながら、協働による環境保全活動を推進していく必要があります。

今後の方向性 地域で環境保全活動を実践する機会の創出と情報交換・連携

9 環境に配慮した都市をつくる

【現状】

①環境に配慮したまちをつくる

- ∮住民が住環境をまもりまちづくりに参加する制度(地区計画、*建築協定、 景観協定等)についての啓発・促進に努めています。

②事前配慮の仕組みをつくる

- ∮ 事業者が行う大規模開発について、環境配慮に関する適切な指導を行っています。

【課題】

- ∮地球温暖化や生物多様性などの新たな環境問題に対して、迅速に情報を収集し、事前配慮や環境状況に沿った適応策を検討する必要があります。

後の方向性 環境変化に対応できる事前の配慮と適応策の検討

第3章

計画の基本理念

- 1 計画の目指す都市像
- 2 基本理念 ~進むべき方向
- 3 計画の環境目標(基本計画)と 重点協働プロジェクト

1. 計画の目指す都市像

本計画では、市民、市民活動団体、事業者そして市が、協働で本市の良好な環境の保全と創造に取り組む際の目指すべき方向を、誰もがわかりやすい都市イメージとして共有できるよう、「目指す都市像」として設定します。

「目指す都市像」は、都市ブランド戦略の考えを踏まえ、豊かな自然環境を はじめとした本市の誇るべき環境資源を活かしながら、効果的に発信できるも のとします。

そして、この都市像に向かって各主体が環境の保全と創造に取り組むことによって、熊本市第6次総合計画で目指すまちの姿「湧々都市くまもと」の実現に寄与していきます。

熊本市第6次総合計画で目指すまちの姿

っとかく 『湧々都市くまもと』

~九州の真ん中!人ほほえみ 暮らしうるおう 集いのまち~

地下水の湛え、熊本城を中心としたにぎわい、九州中央の交流拠点、このような 未来のまちの姿をイメージした「湧<mark>々都市」。</mark>

それは、一人ひとりの夢や希望、歴史や自然の息吹、新しい出会いへの期待など、みんなのいろんな湧々が集まり、魅力となり、広く内外から人々を引きつけるまち。そこではすべての市民がほぼえみにあふれ、うるおいのある暮らしを楽しみながら、郷土を愛し誇りに思い、主体的にまちづくりに参加し、訪れる人をおもてなしの心で迎えている。

私たちは、そのような熊本市をめざします。



第3次熊本市環境総合計画における目指す都市像

未来へつなぎ、世界に誇れる環境文化都市

本市は、豊かな水と緑をはじめとする自然環境に恵まれた都市であり、 古くから自然環境をまもり、活用しながら生活するとともに、自然に親 しみ、学び、そしてその恩恵に感謝して暮らす「自然環境を大切にする 文化」を育んできた都市です。

また、このような恵まれた自然環境を礎に、熊本城をはじめとする歴史的文化遺産や、城下町や地域で育まれた伝統文化など、様々な固有の文化が生活環境の中に息づき、大切に保存・継承されている、「歴史的・文化的環境をまもり伝える文化」を築いてきました。

このような中で、日常生活や社会経済活動において、環境に配慮し、優先する新たな価値観や生活文化を形成することによって、これまで大切に育み、築いてきた「自然環境を大切にする文化」や「歴史的・文化的環境をまもり伝える文化」に、「環境保全に向けた新たな価値観や暮らし方を創出する文化」が加わった、新たな都市の魅力を生み出す「環境文化」の創造が求められています。

本市は、「森の都宣言(昭和47年)」「地下水保全都市宣言(昭和51年)」「環境保全都市宣言(平成7年)」を行いながら環境の保全に取り組んできた経験を活かし、市民、市民活動団体、事業者と市による参画と協働のもと、「環境文化」を育み、未来に向けて持続可能な都市として発展し続ける、世界に誇れる「環境文化都市」を目指します。

実 現

熊本市第6次総合計画で目指すまちの姿

^{かくかく} **湧々都市くまもと**

~ 九州の真ん中!人ほほえみ 暮らしうるおう 集いのまち ~

目指す都市像のイメージ図

環境保全に向けた 新たな価値観や暮らし方を 創出する文化

> 3つが一体となった 新たな都市の魅力を生み出す

「環境文化」

歷史的·

自然環境を 大切にする文化 文化的環境を まもり伝える文化

創造

"環境文化都市"

市民、市民活動団体、事業者と市による参画と協働のもと「環境文化」を育む、未来へ向けた持続可能な都市

5つの基本理念

2. 基本理念 ~進むべき方向

目指す都市像を実現するため様々な環境保全策に取り組んでいくにあたって、 本市を取り巻く環境や社会の変化だけでなく、世界の環境問題や社会経済情勢など、考慮すべき課題は数多くあります。

それらの課題と、第2次環境総合計画の検証により課題を整理し、総合的視点で今後の方向性をまとめたものが「5つの基本理念」です。

市民、市民活動団体、事業者、市の各主体は、「5つの基本理念」を念頭におきながら、環境保全のための取り組みをともに考え、行動していきます。

- 1 豊かな自然と文化の保全と活用
- 2 環境の変化への対応と適応
- 3 環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり
- 4 環境と経済・社会の調和
- 5 環境文化都市を推進するひとづくり・まちづくり

基本理念1

「豊かな自然と文化の保全と活用」

熊本市の豊かな自然、歴史・文化を世界に誇れる環境資源としてまもり育み、 世界へ発信していけるまちづくりを行います。

本市は、自然と歴史・文化の薫りの中に近代的都市機能が集積しているという特徴を持った魅力あふれる都市です。

市民共有の財産の一つである清らかで豊かな地下水は、阿蘇外輪とそこから広がる白川中流域の田畑に育まれ、人口73万人を有する本市の上水道水源のすべてをまかなっており、適度なミネラルと炭酸を含んだ「おいしい水」として市民生活を支えています。

この地下水は、本市だけではなく周辺市町村を含む熊本地域において、特色のある風土や文化を育むとともに、白川、坪井川などの河川や、江津湖をはじめとした湧水群などの水環境に生きる様々ないのちを育んでおり、湧水を利用して栽培されている、水前寺もやし、水前寺せりなどの「*ひご野菜」は、水の豊かな熊本市を象徴する農作物です。

また、文豪・夏目漱石が「森の都」と称したように、まちなかには豊かな緑が 点在し、幾多の癒しの空間が生活の身近なところに形づくられているところも 特徴の一つです。



江津湖

さらに、これらの豊かな自然環境に培われ、まもり伝えられた歴史遺産や伝統文化も、本市の魅力的な環境資源です。400年以上前、加藤清正公によって築かれた豪壮雄大な熊本城は、偉大な歴史遺産として市民に愛され続けています。そして、熊本城を中心に城下町として栄えてきた本市には、多くの史跡名勝や工芸、芸能といった伝統文化などの歴史的文化遺産があります。

私たちは、本市固有の素晴らしい環境資源である自然や歴史・文化を、私たち市民共通の財産として、まもり、育み、そして未来へ伝えることによって、世界に誇れる環境文化都市を目指します。

そして、私たちが暮らしやすいまちづくりだけではなく、環境文化都市として の本市の魅力を東アジアをはじめとした世界に情報発信することによって、学 術・文化交流や観光・ビジネスのパートナーとして世界から選ばれる都市とな り、相互の知恵と技術が結集した持続可能な都市として発展し続けることを目 指します。



肥後象嵌

基本理念2

「環境の変化への対応と適応」

地球や都市を取り巻く環境の変化に対して正確な情報収集と発信を行い、 状況に応じた適切な対応と適応に努めながら、循環型社会・低炭素社会・ 自然共生社会を形成します。

現代社会において、私たちは多くのエネルギー消費に支えられ、豊かで便利な暮らしをしてきました。その結果、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など、地球規模での環境問題が深刻化し、世界共通の課題となるとともに、東アジア地域においては、大陸から日本へ飛来する黄砂や大気中の水銀の量の増大が懸念されています。

また世界の多くの都市では、人口集中や自動車の急速な普及、廃棄物や生活排水など生活環境の悪化が問題になるとともに、都市化の進展による自然環境の破壊やヒートアイランド現象なども私たちの生活に大きな影響を与えています。本市においても、近年の都市化の進展などにより、豊かな水や緑などの自然環境の保全が難しくなってきています。

このように危機的な状況にある地球環境、都市環境の変化に対応するため、 本市は、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などにより、新たな資源の採取 を最小化し、環境への負荷を抑える「循環型社会」、*化石エネルギーからの脱 却などにより温室効果ガス排出量を削減した「低炭素社会」、そして、生物多様 性の適切な保全、自然に調和した社会経済活動、様々な自然とのふれあいの創 出により自然の恵みを享受し継承する「自然共生社会」の形成に努めていきます。

加えて近年は、連続する猛暑日や集中豪雨などの異常気象が多く見られ、地球温暖化や、気象現象やそれに伴う生活環境への影響が懸念されており、地球温暖化を抑制する緩和策だけでは安全・安心な暮らしへの対応は難しい状況となってきています。

そこで、今後起こりうる事象を想定した適応策として、情報収集や危機管理体制の強化を図るとともに、水害や土砂災害、高潮災害に対応できる都市整備や、熱波による健康被害や感染症の予防、気候帯の北上による農水産物の収穫量や品質の低下に適応した農業政策など、新たなまちづくりにも取り組んでいきます。

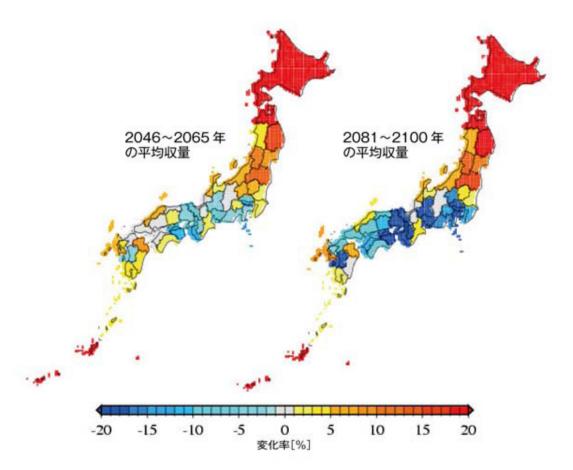


図1 コメ収量の変化推計結果

出典:温暖化影響総合予測プロジェクトチーム、2008:温暖化影響総合予測プロジェクト報告書 『地球温暖化「日本への影響ー最新の科学的知見ー』より

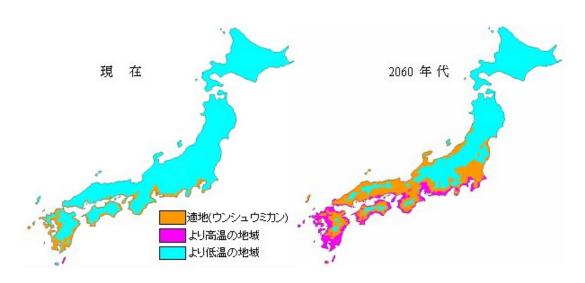


図2 地球温暖化によるウンシュウミカン栽培に適する年平均気温(15~18℃)の 分布の移動

出典:杉浦俊彦、横沢正幸;年平均気温の変動から推定したリンゴおよびウンシュウミカンの栽培 環境に対する地球温暖化の影響、園芸学会雑誌、vol73 より

基本理念3

「環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり」

環境負荷の少ない、少子高齢化にも対応できる多核連携型の都市構造への 誘導や、新たな行政区ごとの自然や文化などの地域の環境特性に応じたまちづくりを行います。

環境負荷の少ないまちづくりを行うためには、人にも地球にもやさしい都市 構造や交通システムに転換していく必要があります。

また、少子高齢化の進展とともに本格的な人口減少社会を迎え、これまで以上に様々な世代が快適で暮らしやすい都市のあり方が求められています。

そこで本市では、将来においても暮らしやすい持続可能な都市の実現のため、 だれもが身近な場所で様々なサービスを享受できるような集約されたまとまり のある地域の形成を進めます。

具体的には、市域及び都市圏全体の拠点である商業、業務、文化など様々な機能が集積する中心市街地と、行政・商業など生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点で構成する複数の*地域生活圏の形成を図ります。

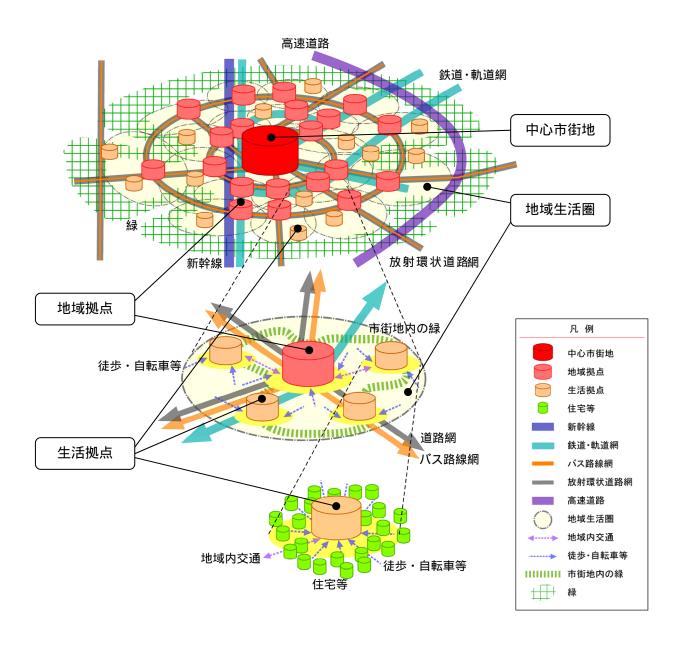
そして、地域拠点と中心市街地は、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互は公共交通や幹線道路で結ばれている、地域生活圏が相互に連携した多核連携型の都市構造を目指します。

さらに地域生活圏では、できるかぎり徒歩や自転車で日常生活が営めるような地域づくりを進めます。

また、これからは政令指定都市における行政区という新たな地域単位による まちづくりを行っていく必要があります。

今後、5つの行政区ごとのまちづくりを進めていく中で、それぞれの地域の自然や歴史・文化、産業等の環境特性を活かした地域のまちづくり計画の作成や、環境保全の取り組みを推進するための*エコリーダーの育成など、環境に視点を置いた地域のまちづくりを推進していきます。

■都市空間の全体イメージ図



■第2次熊本市都市マスタープラン(平成21年3月策定/平成22年10月修正)より

基本理念4

「環境と経済・社会の調和」

持続可能な社会を形成するために、環境保全活動と経済活動、市民生活が調和した社会をつくります。

これからの環境保全への取り組みは、大きな経済効果や雇用効果を生み出すと期待されており、米国の*グリーン・ニューディール政策をはじめとして、世界的に環境・新エネルギービジネスに対する期待は大きな高まりを見せています。わが国においても、地球温暖化対策を進めることにより、エネルギー部門、生活関連や運輸部門、そしてまちづくりなど幅広い分野で新しい需要が生まれると期待されています。

これまでは、多くの消費者が便利さ、快適さを追求した*ライフスタイルを優先し、環境に負荷の少ない商品よりも価格の安さなど自らの生活に都合の良い商品を購入するといった消費行動や、環境にやさしい公共交通機関よりも便利な自家用車へ過度に依存する行動をとっていました。

このような消費行動等により、利益が優先される市場経済においては環境保全の取り組みは企業の経済的発展と両立しないといった考えが先に立ち、企業の環境関連分野への積極的な参入の妨げとなっていました。

しかし、近年、環境問題が地球規模での課題と捉えられるようになり、社会や人々の環境保全に対する機運が高まってきたことから、もはや持続可能な社会の形成において環境の保全と経済の発展は切り離すことはできず、逆に環境関連分野の産業が、今後の経済成長を大きく牽引していく役割を果たすとの期待が寄せられています。

今後は、地域における経済活動においても、環境保全に視点をおいた取り組みが必要となってきます。そこで、例えば*エコツーリズム、*グリーンツーリズムといった新たな観光や農業、さらには循環型社会の形成をサポートするような新産業といった、環境保全活動と経済活動が両立できる新たなビジネスモデルの創出を支援していきます。

具体的には、新たな環境関連産業を産み出すための地域や市民団体、事業者等の情報交換の場の提供や、新製品・新技術の研究開発に関する支援を行うなど、事業者が積極的に環境関連分野に参入できる環境づくりに努め、環境負荷

の少ない経済活動を支援する仕組みづくりを行っていきます。

そして、何より自分たちが暮らし、働く都市の環境、そして地球環境を安全で快適な状態に保つため、市民が自らの消費行動や経済活動を見直すような働きかけを積極的に行っていきます。



環境配慮商品の展示会

基本理念5

「環境文化都市を推進するひとづくり・まちづくり」

環境保全活動を実践する市民や次世代の環境保全を担う人材を育成する、「ひとづくり」「まちづくり」を推進します。

近年、クールビズや*アイドリングストップ、マイバッグなどの環境に関連する言葉は、徐々に市民生活に浸透してきています。

しかし、実際の市民の日常生活においては、そのような環境に関する取り組みについての知識があったとしても、「面倒だ」「お金がかかる」などの理由から、すべての人が環境保全活動の必要性を認識し、実践しているとは言い難い状況です。

このような中、市民の環境保全活動の実践を促すためには、何より環境保全意識の醸成が不可欠です。

そこで、学校だけではなく、様々な年代・性別・*ライフステージ別の環境教育・学習の場を通して、地球環境や地域の環境課題について考える機会を提供し、自発的な環境保全行動・活動の実践につなげ、それが家庭、地域、職場など、社会全体に浸透するような仕組みづくりを進めていきます。

一方で、人口減少、少子高齢化の進展は、経済活力の低下だけではなく、環境保全活動の担い手の減少にもつながってきています。次世代の環境保全を担う人材の育成には*地域コミュニティの活用も欠かせません。

現在、市内各校区では自治協議会や自治会などを中心とした地域の*環境美化活動やリサイクル、緑化など、様々な活動が展開されています。また環境に配慮した取り組みをはじめている事業者も多くなってきています。そこで、更に新たな環境保全活動の人材発掘、育成につなげるため、これらの活動団体や事業者が、活動に関する情報を積極的に発信し、相互に連携できる機会を創出していきます。

また、社会が複雑化し、価値観が多様化してきた現代においてまちづくりを進めるためには、従来の行政サービスによる対応だけでは限界が生じてきています。

そこで、これからのまちづくりにおいては、「新しい公共」の担い手である市

民、*NPO、ボランティア団体、地域団体、事業者等の市民公益活動団体の役割が非常に重要であり、この多様な主体と行政が協働でまちづくりに取り組むことが不可欠となってきています。

特に、基本理念3でも述べたとおり、今後は地域の特性を活かしたまちづくりが必要となってくることから、まちづくりに必要な様々な施策を"環境"という視点から捉え、多様な主体と行政との協働による新しいまちづくりが行えるよう、その取り組みについても推進していきます。

「新しい公共」とは

行政、市民、NPO、ボランティア団体、地域団体、事業者等の多様な主体が 互いに連携して、共に「公共」を担っていくという新しい考え方(社会観)

引用:「新しい公共」の支援に関する提言書

<熊本市新しい公共検討委員会編>(H22.02)より



くまもと環境フェアにおける体験型学習コーナー



環境教育の出前講座

計画の環境目標(基本計画)と重点協働プロジェクト

奉本理念

豊かな自然と文化の 保全と活用

熊本市の豊かな自然、歴史・文化を世界に誇れる環境資源としてまもり育み、世界へ発信していけるまちづくりを行います。

環境の変化への 対応と適応

本理念 2

地球や都市を取り巻く環境の 変化に対して正確な情報収集と 発信を行い、状況に応じた適切 な対応と適応に努めながら、循 環型社会・低炭素社会・自然共 生社会を形成します。

環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり

基本理念

3

環境負荷の少ない、少子高齢 化にも対応できる多核連携型の 都市構造への誘導や、新たな行 政区ごとの自然や文化などの地 域の環境特性に応じたまちづくり を行います。

環境と経済・社会の調和

基本理念

4

持続可能な社会を形成するために、環境保全活動と経済活動、市民生活が調和した社会をつくります。

環境文化都市を推進する ひとづくり、まちづくり

基本理念 5

環境保全活動を実践する市民や 次世代の環境保全を担う人材を 育成する、「ひとづくり」「まちづく り」を推進します。

目指す都市像を実現するための環境目標(基本計画)

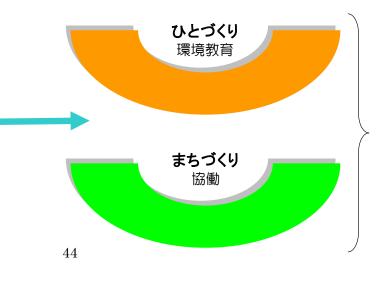
豊かな水と緑をまもり 生きものを育む 都市をつくる

くまもとの風土を 活かした都市をつくる

環境負荷を抑えた 循環型社会をつくる

地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる

市民が快適に過ごせる生活空間をつくる



重点協働プロジェクト



基本計画

- 1 基本計画体系
- 2 基本計画
- 3 重点協働プロジェクト

1. 基本計画体系

本基本計画においては、目指すべき都市像である「未来につなぎ、世界に誇れる環境文化都市」の実現に向けた具体的な方向性を示すものとして、5つの環境目標を設定し、総合的・体系的に施策を展開します。本基本計画は、以下のとおり、環境目標・中目標・小目標で構成しています。

	環境目標	中目標
	豊かな水と緑をまもり 生きものを育む都市をつくる	1-1 恵み豊かなくまもとの地下水をまもる
1		1-2 自然豊かな「森の都」をまもり、育てる
		1-3 人と生きもののつながりについて学び、ま もる
		2-1 歴史文化をまもり、育てる
2	くまもとの風土を 活かした都市をつくる	2-2 魅力ある都市空間をつくる
3	環境負荷を抑えた 循環型社会をつくる	3-1 ごみを減らし、資源循環のまちをつくる
4	地球温暖化を防ぐため 低炭素社会をつくる	4-1 地域から地球温暖化の防止に貢献する
5	市民が快適に過ごせる 生活空間をつくる	5-1 心地よい生活空間をつくり、安全・安心な くらしをまもる

中目標…中目標は、環境目標を実現するための主な取り組み目標です。

小目標…小目標は、中目標を達成するための環境課題ごとの目標で、市民、 市民活動団体、事業者、市の具体的な役割を示しています。

	小目標
1-1-1	豊かな地下水をまもる
1-1-2	清らかな地下水をまもる
1-1-3	広域的な連携を進め情報を発信する
1-2-1	緑をまもる
1-2-2	新たな緑をつくる
1-3-1	自然とのふれあいを進める
1-3-2	生きものを育む自然環境をまもる
2-1-1	歴史的文化遺産等を保護し、継承する
2-1-2	環境資源等を活かした産業を育てる
2-2-1	自然や歴史を活かした都市景観をつくる
2-2-2	市民の憩いの場となる公園を整備する
2-2-3	安全で快適な道路環境を確保する
2-2-4	事前配慮の仕組みをつくる
3-1-1	ごみの減量とリサイクルを推進する
3-1-2	適正なごみ処理を実施する
4-1-1	省エネルギー・創エネルギーを推進する
4-1-2	環境にやさしい交通を推進する
4-1-3	低炭素型ライフスタイルを実践する
4-1-4	資源を有効に活用する
5-1-1	さわやかな大気をまもる
5-1-2	騒音・振動のないまちをつくる
5-1-3	河川や海の水質をまもる
5-1-4	有害化学物質による汚染を防ぐ
5-1-5	安全・安心なくらしをまもるため体制を整える
5-1-6	安全・安心なくらしをまもるため調査研究し情報を発信する

2. 基本計画

目指す都市像を実現するための5つの環境目標に対する成果指標に加え、本計画の全体的な目標として、以下の項目を成果指標として設定します。

これは、熊本市第6次総合計画の分野別施策における環境分野(第6章)の 成果指標となっています。

成果指標

項目名	現況値(H21)	目標値(H32)
良好な環境が守られていると感 じる市民の割合	66.1%	75.0%

また、基本計画には、成果指標と別に、参考指標を記載しています。 これは、各施策の実施計画等で定めた目標であるため、目標年はそれぞれ 異なっています。





豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる

水は、万物を育み、私たちの生活に欠くことのでき ない貴重な資源です。

緑は、二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の 緩和など都市に潤いをもたらすとともに、私たちの心 を癒してくれます。

豊かな水と緑の恵みに感謝し、その恩恵を将来にわ たり享受していくことのできる都市をつくっていきま す。

そして、生きものの個性とつながりに着目し、様々な生きもののたくさんの恵みによって私たちの「いのち」と「くらし」が支えられていることを学び、生きものをまもるために考え、行動していきます。

1-1 恵み豊かなくまもとの地下水をまもる

基本目標

清らかで豊富な地下水を守り伝える

取り組みの方向性

- ・熊本市地下水保全条例(平成20年7月改正)に基づき、市民・事業者・市が一体となった水質・かん養・節水の総合的な地下水保全の取り組みを推進します。
- ・熊本地域の地下水保全に関し活動する既存組織を一元化し、新たな推進組織 として、住民・事業者・行政(県及び11市町村)が一体となった広域的な 地下水保全対策を推進します。

成果指標

項目名	現況値(H21)	目標値(H32)
地下水が市民共有の財産として 守られていると感じる市民の割合	51.9%	70.0%



健軍水源地

施策の体系

●基本目標

《実施計画について》

- ●熊本市地下水保全プラン
- ●第2次熊本市硝酸性窒素削減計画
- ●くまもと水ブランド創造プラン

《関連計画等について》

●熊本市農水産業計画

主な取り組み

取り組み 1-1-1 豊かな地下水をまもる …………

●地下水かん養の促進

地下水かん養対策として、地下水かん養能力の高い白川中流域の転作田 を活用した地下水かん養事業を継続して実施するほか、新たな地下水かん 養対策を行います。

河川流量の安定と地下水かん養を目的に河川の上流域や地下水かん養域 に水源かん養林を整備します。

●節水対策

節水市民運動を引き続き展開し、家庭用水を中心に水使用量の削減を行 います。

※雨水貯留施設の設置促進を図るなど、節水に配慮した機器(設備)の 普及を推進します。

●地下水量の監視

地下水位を観測して地下水量の状況を把握します。また、毎年度、熊本 市内の地下水採取量の調査を行い、採取量を把握します。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
地下水人工かん養量	H21	1,583 万㎡	H25	3,000 万㎡
地下水採取量削減量	H20	8,923万㎡	H25	10,468万㎡
市民一人一日あたりの家庭用水使用量	H21	2370/人•日	H25	2300/人•日

♥ 市民の役割

- ・本市が市民協働で展開する節水市民運動に積極的に参加し、こまめな蛇口の開け閉 めや節水器具の取り付け等により、使用水量の削減に取り組みます。
- ・住宅等建築物の新築・増改築等にあたっては、節水型トイレ等の節水に配慮した給 水設備を導入します。また、その土地のかん養機能を損なうことのないよう、雨水 浸透施設を設置します。特に、地下水かん養促進地域においては、かん養対策に積 極的に取り組みます。

∞ 市民活動団体の役割

- ・わくわく節水倶楽部等を中心として、節水市民運動を展開します。
- ・*水源の森づくりボランティアを育成し、その自主活動を支援します。

夢事業者の役割

- ・本市が市民協働で展開する節水市民運動に積極的に参加し、こまめな蛇口の開け閉めや節水器具の取り付けなどにより、使用水量の削減に取り組みます。
- ・建築物の新築・増改築等にあたっては、節水型トイレ等の節水に配慮した給水設備 や*循環・再利用装置等を導入します。また、その土地の地下水かん養機能を損な うことのないよう、雨水浸透施設を設置します。特に、地下水かん養促進地域にお いては、かん養対策に積極的に取り組みます。
- ・年間3万㎡を超える地下水を採取する大規模採取者においては、熊本市地下水保全 条例で定められた節水計画書の作成、実施及び報告並びに、地下水かん養報告書の 提出を行い、節水や地下水かん養等地下水保全への責務を積極的に果たします。

⇔市の役割

- ・地下水を共有する熊本地域の各市町村や熊本県、地下水利用者その他関係団体等と 連携し、地下水かん養を促進します。
- ・市民・事業者が行う地下水かん養対策を支援します。
- ・市民協働で節水市民運動を展開し、節水型社会の形成を進めます。
- ・公共施設における節水型機器や雨水浸透施設の設置を進めます。
- ・雨水や下水処理水の有効利用を推進し、地下水採取量の削減を推進します。
- ・地下水の水量を常時監視し、地下水の状況や取り組みに関する情報を広く提供して いきます。
- ・熊本市地下水保全条例を適切に運用します。

取り組み、1-1-2 清らかな地下水をまもる ……

●法令等に基づく地下水汚染の未然防止対策

*水質汚濁防止法(以下「水濁法」という。)等に基づく工場・事業場の 設置時の事前審査制度や開発許可の申請時の事前指導制度等を活用すると ともに、有害物質等を使用する工場・事業場に対して、適宜、立入調査等 を行い、地下水汚染の未然防止対策を徹底します。

●地下水質の監視

国、県、近隣市町村及び水道事業者がびに態本地域で自主的な※地下水質 監視を行っている事業所等と連携して、熊本地域の全体的な水質の監視体 制や危機管理体制を整備します。

●地下水の水質改善対策

汚染された地下水質の改善を図ります。特に、地下水中の硝酸性窒素濃 度を改善するため、土壌への窒素負荷量の削減対策を推進します。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
硝酸性 窒素濃度	H21	10mg/2 を超過した 井戸の割合17.2% 122本中21本	: ロンカ	10mg/Q を超過した井戸の割合が 指標井戸の5 % 以下になること

♥ 市民の役割

- ・公共下水道整備区域内では、生活排水を公共用下水道へ接続します。また、公共下 水道整備区域外では、合併処理浄化槽又は※高度処理型合併処理浄化槽を設置しま す。浄化槽の利用にあたっては、適切な維持管理を行い、処理水が地下に浸透しな いようにします。
- ・台所の油をそのまま排水口に流さないなど、生活の中で、水を汚さないようにしま す。

|∞ | 市民活動団体の役割 |

・各地域で実施されている「河川の清掃活動」を支援します。

| 条 | 事業者の役割

- ・地下水汚染を未然に防止するため、有害物質等を適正に使用・保管・廃棄します。
- ・農業者においては、硝酸性窒素の濃度低減のため、肥料の適正使用や、家畜排せつ 物の適正処理等を行います。

帚 市の役割

- ・水濁法等の関係法令を適切に運用し、地下水汚染の未然防止を図るとともに、既に 汚染されている地下水に対して適切に対応します。
- ・熊本市地下水保全条例を適切に運用します。
- ・地下水の水質を常時監視し、地下水の状況や取り組みに関する情報を広く提供して いきます。
- ・地下水を共有する熊本地域の各市町村や熊本県、地下水利用者その他関係団体等と 連携し、硝酸性窒素の削減対策を推進するために「熊本市硝酸性窒素対策検討委員 会」を開催し、広域的な水質保全を行います。
- ・大学等の研究機関と連携協力して、地下水保全対策に関する調査研究に取り組みます。

取り組み 1-1-3 広域的な連携を進め情報を発信する

●広域連携による地下水保全

熊本県と熊本地域11市町村で連携し、熊本地域が一体となった地下水 保全対策を推進していきます。

上流域との交流や情報の提供、地下水都市の魅力発信及び担い手育成を 推進していきます。

♥ 市民の役割

- ・地下水の現状に関心を持ち、地下水に関する情報を家庭・職場等で伝達します。ま た、地域やNPO等が行う水保全活動に積極的に参加します。
- ・環境にやさしい農業に取り組んでいる農家の活動を支援するため、地下水をかん養 した農産物や*有機農産物等の環境に配慮した方法で生産された農産物を積極的に 購入します。

- ・水源の森づくりボランティアを育成し、その自主活動を支援します。
- ・**白川中流域水土里ネット協議会が主催する「*田んぼの学校」等、流域の交流活動 を支援します。

|秀| 事業者の役割

・地下水の現状に関心を持ち、地下水に関する情報を事業所内で伝達しあいます。ま た、地域やNPO等が行う水保全活動に積極的に参加します。

部 市の役割

- ・大学等の研究機関と連携協力して、地下水保全対策に関する調査研究に取り組みます。
- ・熊本の地下水の魅力を広く内外に情報発信します。

1-2 自然豊かな「森の都」をまもり、育てる

基本目標

水と緑と心豊かな「森の都」熊本をつくる

取り組みの方向性

- ・緑の保全と緑化の推進に努めます。
- ・市街地における緑化の機運を高め、緑化スペースの少ない街なかに新たな緑を創出していきます。

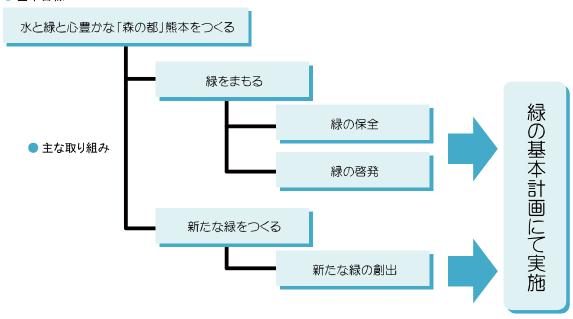
成果指標

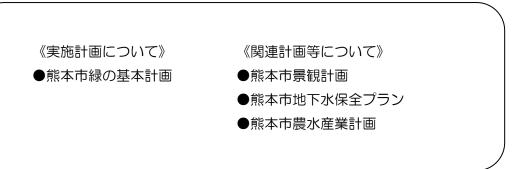
項目名	現況値(H21)	目標値(H32)	
街なかに緑が多いと感じる 市民の割合	69.9%	82.0%	



施策の体系

●基本目標





主な取り組み

取り組み 1-2-1 緑をまもる

●緑の保全

市街地を取り巻く山々や水辺などの緑の保全に努めるとともに、身近に 残された良好で貴重な緑地を保全するために、環境保護地区や保存樹木の 指定を行います。

●緑の啓発

市民に緑や緑化活動に関しての情報を伝えるとともに、自然や緑に親し みを増すイベントなどを行い、緑化意識の高揚を図ります。

♥ 市民の役割

- ・地域の緑を大切にし、植樹や緑地をまもる活動に参加します。
- ・緑をまもるための基金に協力します。

∞ 市民活動団体の役割

・地域における貴重な緑地や樹木の保全活動を行います。

| 🖏 | 事業者の役割

- ・行政や自然保護団体が行う植樹や緑地をまもる活動に参加・協力します。
- ・緑をまもるための基金に協力します。

帚 市の役割

- ・市域に残された貴重な緑地や樹木の保全に努めます。
- ・公園や道路、河川など公共地の緑を保全します。
- ・ 緑の月間植樹の集いの開催や緑化市民運動などを通して、緑化の啓発に努めます。
- ・緑の現況を把握するために、緑被率調査に取り組みます。

取り組み 1-2-2 新たな緑をつくる

●新たな緑の創出

地域の緑の拠点となる学校・公共施設の緑化を図るとともに、民有地緑 化や街なかにおける*屋上・壁面緑化、*市電軌道敷緑化などを推進します。 また、うるおいとやすらぎのある快適な環境づくりのため、自治会・公 共施設等に花苗の配布を行うとともに、主要交差点等、市街地における花 **壇の管理を行います。**

♥ 市民の役割

- ・家庭の庭やベランダなどでの樹木や花の植栽に努めます。
- ・新たな緑を創出するための基金に協力します。

∞ 市民活動団体の役割

・地域の景観形成のため、道路沿線や公園、広場など、公共性のある場所に樹木や花 などを地域一帯となって植栽し、緑化を推進します。

| 🖏 | 事業者の役割

- ・屋上緑化や緑地帯の整備など、事業所内での緑化に努めるとともに、地域で行われ る植樹活動に参加するなど、積極的に緑化に取り組みます。
- ・新たな緑を創出するための基金に協力します。

| 🔐 市の役割

- ・地域の緑化を推進するため、植栽の助成や苗木等の配布を行うとともに、市民活動 団体が行う緑化活動を支援します。
- ・街なかの新たな緑の創出のため、屋上緑化助成の拡充や市電緑のじゅうたん事業な どを推進します。
- ・公園や道路、河川など公共地の緑化を進めます。
- ・本市の緑豊かなまちづくりの指針となる熊本市緑の基本計画を改定します。

1-3 人と生きもののつながりについて学び、まもる

基本目標

様々な生きものとその恵みに感謝し、自然と共生する豊かなまちをつくる

取り組みの方向性

- ・自然とのふれあいをとおして、生物多様性や自然環境について学びます。
- ・生物多様性や自然環境をまもり、次の世代へと引き継いでいきます。

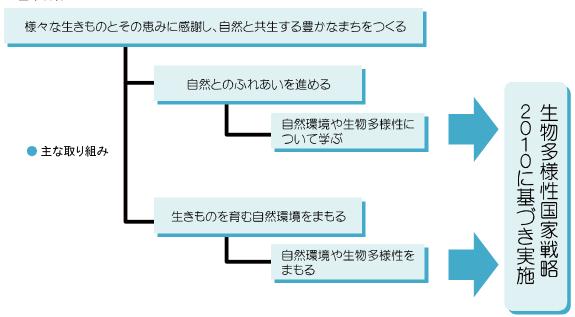
成果指標

項目名	現況値(H23)	目標値(H32)
生物多様性について知っている市民の割合	_	増加



施策の体系

●基本目標



《関連計画等について》

- **生物多様性国家戦略 2010
- 熊本県生物多様性保全戦略

主な取り組み

取り組み 1-3-1 自然とのふれあいを進める

●自然環境や生物多様性について学ぶ

生物多様性からもたらされるたくさんの恵みによって、私たち人間を含 む生きものの「いのち」と「くらし」が支えられています。

生きものが持つ個性とつながり、さらにはその恵みについて学びます。 そして、生物多様性の保全の必要性について啓発を図ります。

♥ 市民の役割

・自然環境や生物多様性の意義について学びます。

・自然環境や生物多様性の意義について情報を提供するとともに、一般の市民が参加 できる自然観察会などを企画し、生物多様性について学ぶ機会をつくります。

| 🖏 | 事業者の役割

・自然環境や生物多様性の意義について学び、事業所内での啓発に努めます。

| 🔐 市の役割

- ・自然とふれあう場を提供するために、立田山憩の森や*ふれあいの森林などの森林、 江津湖などの水辺、公園などを適切に管理します。
- ・生物多様性の認知度を更に高めるため、生物の多様性について学ぶ機会を提供する とともに、生物多様性の保全の必要性について情報発信します。
- ・<u>外来生物被害予防三原則</u>「入れない・捨てない・拡げない」を普及・啓発します。 (下枠参照)
- ・学校等における生物多様性についての環境教育を推進します。
- ・自然環境に関する調査・研究を行います。
- ・国や県が策定する*生物多様性地域戦略を踏まえ、本市の生物多様性地域戦略の策 定について検討します。

■外来生物による被害と拡大の防止について

外来生物とは、もともとその地域には生息しておらず、人間活動によって他地域から入ってきたものです。 その中には、生態系や人の生命・身体、農作物などへ被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れのある外来生物がおり、それらの外来 生物が定着する前に予防することが大切です。

国は、それらの外来生物の中で、生態系に著し、影響を及ぼす恐れのあるものを「特定外来生物」とし、「特定外来生物によ る生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」を制定し、被害の防止や拡大の防止に取り組んでいます。環境省の提 唱するスローガン"外来生物被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」"への理解と適切な対応が求められています。

取り組み 1-3-2 生きものを育む自然環境をまもる

●自然環境や生物多様性をまもる

生物多様性がもたらす恵みを将来にわたって受け取ることができるよう に、生きものとその生息環境、さらには生態系のつながりも含めて守りま す。

♥ 市民の役割

- ・身近な自然環境を保全する活動を行うとともに、行政や市民活動団体が行う自然環 境や生物多様性の保全の取り組みに参加・協力します。
- ・外来生物を持ち込まないようにします。

∞ 市民活動団体の役割

・自然環境や生物多様性を保全するための活動を行います。

- ・自然環境保全活動を行うとともに、行政や市民活動団体が行う自然環境や生物多様 性の保全のための取り組みに参加・協力します。
- ・生物多様性に配慮した開発計画や材料の選択など、生物多様性に配慮した事業活動を行 います。

| 静|| 市の役割

- ・金峰山や立田山、木原山(雁回山)などの緑の拠点や、江津湖などの水辺環境をは じめ、環境保護地区や保存樹木など生きものの生息・生育地となる緑地の保全に努 めます。
- ・市民活動団体などが行う自然環境保全活動を支援・協力します。
- ・国や県、市民活動団体などと連携し、自然環境を保全します。
- ・生物多様性に配慮した公共事業の推進に努めます。
- ・外来生物による被害を予防することに努めます。



くまもとの風土を活かした都市をつくる

熊本城は、貴重な歴史遺産であるとともに、熊本市の象徴であり、市民の誇りでもあります。

また、城下町として栄えてきた本市には、熊本城以外にも水前寺公園などの史跡名勝や伝統芸能など多くの歴史的文化遺産があります。

これらの本市の環境を礎として育まれた歴史文化を 大切にまもりながら、自然環境と調和したまちづくり、 景観づくりを行っていきます。

そして、地域の特色を活かしながら、公園や道路など質の高い公共空間や快適な住環境を整えるため、環境を視点とした配慮を行っていきます。

2-1 歴史文化をまもり、育てる

基本目標

歴史的文化遺産や自然などの環境資源を活かした、魅力あふれるまちをつくる

取り組みの方向性

- ・史跡などの歴史的文化遺産を保護し、適正な保存整備を進めます。
- ・復元整備を進めている熊本城を核とし、本市の自然環境などを活かした観光資源のさらなる魅力の向上を図ります。
- ・環境分野の新産業や環境負荷の低減に努める農水産業を支援します。

成果指標

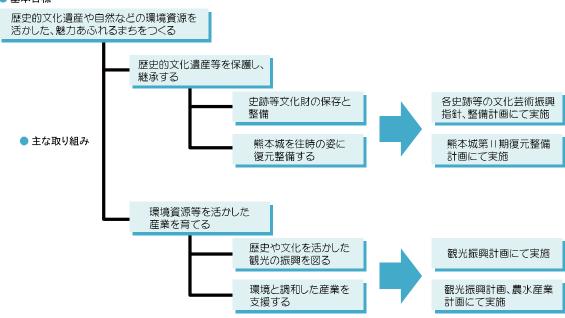
項目名	現況値(H21)	目標値(H32)	
過去1年間に歴史的文化遺産に 触れた市民の割合	49.8%	62.0%	



熊本城天守閣

施策の体系

●基本目標



《関連計画等について》

- ●熊本市文化芸術振興指針
- ●熊本城第Ⅱ期復元整備計画
- ●熊本市観光振興計画
- ●熊本市農水産業計画

主な取り組み

取り組み 2-1-1 歴史的文化遺産等を保護し、継承する

●史跡等文化財の保存と整備

本市の自然環境・風土に育まれた有形文化財や史跡・名勝・天然記念物 などの市民共有の貴重な歴史的文化遺産を調査し、適正に保存します。 また、伝統芸能などの無形文化財については、保存・継承を支援します。

●熊本城を往時の姿に復元整備する

加藤清正が築城した98ヘクタールの城郭全体を対象に、往時の姿に復 元整備し、本市固有の歴史遺産としての価値をさらに高め、城下町として の美しいまちの姿を継承していきます。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
熊本城復元整備基金への 募金額	H21	3億8千万円	ı	7億円
指定文化財件数	H21	234件	H30	300件

♥ 市民の役割

- ・文化財への理解を深め、大切にするとともに、清掃などのボランティアとして活動 します。
- ・熊本城をはじめとする観光施設で、落書きをしない、ごみを捨てないといったマナ ーを守ります。

∞┃市民活動団体の役割┃

- ・地域にある文化財保存のための活動を行います。
- ・伝統芸能保存団体は、後世に正しく伝統を保存・継承するための活動を行います。
- ・熊本城をはじめとする観光施設の清掃ボランティアとして活動します。

場事業者の役割

- ・文化財清掃活動などのボランティアに参加します。
- ・埋蔵文化財についての法令を遵守し、適切に対応します。
- ・文化財の保存や継承に対し積極的に支援します。
- ・熊本城をはじめとする観光施設の清掃ボランティアとして活動します。

部 市の役割

- ・地権者などの理解や協力を得ながら、計画的な文化財の保存・整備を進めます。
- ・発掘調査などにおいて、積極的に市民に情報を発信します。
- ・伝統芸能保存団体に対して、保存・継承のため人材育成などへの支援を行います。
- ・熊本城の復元や適切な維持管理に努めます。

取り組み 2-1-2 環境資源等を活かした産業を育てる ……

●歴史や文化を活かした観光の振興を図る

民間の施設や豊かな自然環境などを活用し新たな観光資源を掘り起こす とともに、富合地域・城南地域・植木地域の観光資源と従来の観光資源を 結び、人物や歴史などのストーリー性を持った魅力ある観光ルートの開発 を行います。

また、熊本の水の魅力を活かして、都市の知名度とイメージを高めるこ とにより本市への集客を図るため、「水前寺江津湖湧水群」「金峰山湧水群」 や^{*}熊本水遺産などにより水文化の PR を推進します。

●環境と調和した産業を支援する

新技術研究開発や産学連携への支援、*インキュベーターなどを拠点と した環境、バイオなどの新産業創出を支援します。

また、ひご野菜をはじめとした地元農産物の消費に関する普及啓発や加 工品の開発、農薬や肥料の適正使用による環境負荷の低減や、堆肥や稲わ らの使用による※循環型農業、気候変動に適応した品種改良などを推進し ます。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
熊本城入園者数	H21	171万人	H30	200万人

♥ 市民の役割

- ・「くまもとさるく」や観光施設の清掃など、観光関連のボランティア活動や、各種イベントに参加します。
- ・「観光文化検定」、「水検定」などを通じ、本市特有の歴史や観光資源の魅力を学び、 それらの情報を知人やインターネットを通じ広く発信します。
- ・安全な食の確保にはコストがかかることを認識するとともに、食の大切さと地元農 水産物への理解を深めます。

∞ 市民活動団体の役割

- ・地域の観光資源を活かしたイベントの開催や企画運営を行います。
- ・観光ボランティア、「おもてなし案内人」、「くまもとさるく」等への参画、観光客が 楽しめる仕掛けづくりや、新たな観光資源の掘り起こしを行うとともに、観光施設 の清掃ボランティア活動に参画します。
- ・消費者団体は、農水産物に関心を持ち、必要に応じて生産者や消費者に働きかけます。

場事業者の役割

- ・観光施設の清掃等ボランティアとして活動します。
- ・生産者は、農薬や肥料の適正使用により、環境負荷の低減に取り組むとともに、消費者に信頼される安全、安心で良質な農水産物を安定的に供給します。

🔐 市の役割

- ・地域の観光資源の掘り起こしを支援します。
- ・本市特有の歴史や観光資源の魅力について広く情報発信します。
- ・環境・バイオなどの新製品・新技術の研究開発を支援するとともに、独自の優れた 技術・製品を持つ企業を育成します。
- ・農薬や肥料の適正使用を推進し、環境と調和した農水産業を実現します。

2-2 魅力ある都市空間をつくる

基本目標

良好な景観を次世代に継承し、魅力ある都市空間を形成する

取り組みの方向性

- ・地域の特性に即した都市景観の保全、育成、創造を図ります。
- ・緑化や市民の憩いの場である公園の適切な維持管理と計画的な整備を行います。
- ・緑化の推進や住環境に配慮した、安全で快適な道路環境を確保します。
- ・建築協定制度の活用などによる良好な居住環境の誘導に努めます。

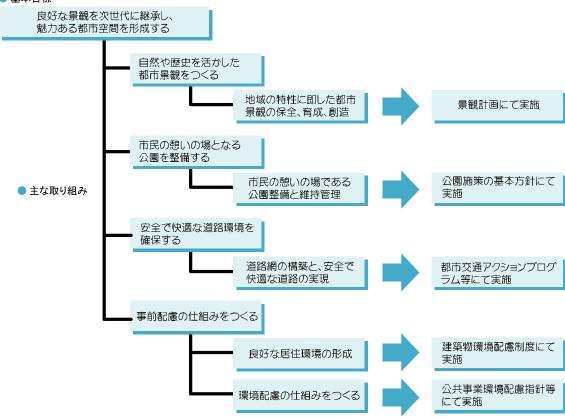
成果指標

項目名	現況値(H21)	目標値(H32)
街並みが美しいと感じる市民の 割合	47.3%	57.0%
良好な居住環境が保たれている と感じる市民の割合	57.5%	65.0%



施策の体系

● 基本目標



《関連計画等について》

- ●熊本市景観計画
- ●熊本市公園施策の基本方針
- ●都市交通アクションプログラム
- ●第2次熊本市都市マスタープラン
- ●熊本県建築物環境配慮制度
- ●熊本市公共事業環境配慮指針
- ●熊本市緑の基本計画

主な取り組み

取り組み

2-2-1 自然や歴史を活かした都市景観をつくる ………

●地域の特性に即した都市景観の保全、育成、創造 景観法に準拠した景観計画に基づき、適正な審査、指導を行うとともに、 歴史的建造物等の保存に努めるなど、熊本らしい景観の保全、育成に努め ます。

また、**屋外広告物条例に基づいて、適正な許認可事務や是正指導を行います。

♥ 市民の役割

・都市景観に関心を持ち、積極的に都市景観の形成に協力します。

∞ 市民活動団体の役割

・市民への情報提供や、市民の地域活動、NPO 活動への参加を促します。

፟≸事業者の役割

- ・地域特性に配慮した都市景観の形成に努めます。
- ・市が実施する都市景観の形成に関する施策に協力します。
- ・違反広告物などを掲出しないようにします。

⇔ 市の役割

・景観に関する法律、条例等の趣旨や目的などについて広く広報・周知するとともに、 景観条例や屋外広告物条例に基づく規制、誘導を行います。

取り組み 2-2-2 市民の憩いの場となる公園を整備する ………

●市民の憩いの場である公園整備と維持管理

市民参画と協働により公園の維持管理と計画的な整備を行い、市民にう るおいとやすらぎの場を作ります。

また、公園の緑化やバリアフリー化、健康づくりの推進、子育て支援の 促進に資する、既存公園の有効活用を行います。

♥ 市民の役割

・マナーを守り、愛情を持って大切に公園を利用するとともに、※公園愛護会などの 清掃活動に積極的に参加します。

∞ 市民活動団体の役割

・地域の公園を地域自ら維持管理するために、公園愛護会の結成に努め、安全で安心 して利用できる公園の維持管理に努めます。

| 🖏 | 事業者の役割

・公園愛護会や市と連携し、清掃活動などへ積極的に参加協力を行います。

| 🔐 市の役割

- ・市民参画の手法を用いて市民が利用しやすい身近な公園整備に努めます。
- ・市民や地域団体等との協働により、公園の効率的、効果的な維持管理を行います。

取り組み 2-2-3 安全で快適な道路環境を確保する

●道路網の構築と、安全で快適な道路の実現

環状道路をはじめとする幹線道路を整備するとともに、街路樹などの道 路緑化や低騒音舗装などの安全で快適な道路環境を整備し、道路・橋梁の 効率的で適正な維持管理に努めます。

♥ 市民の役割

- ・道路整備に関する住民説明会に参加し、意見を述べます。
- ・道路の美化に努め、大切に利用します。
- ・自動車や自転車の運転は、歩行者の安全に配慮します。

∞ 市民活動団体の役割

- ・よりよい道路環境を整備するための提案を行います。
- ・地域の道路の美化に努め、日頃から道路状況を確認し、異常箇所を発見したら速や かに通報します。

- ・沿道の事業者は道路の整備に協力し、事業所周辺の道路について、美化に努めます。
- ・土木事業者は周辺住民に配慮して、工事を行います。

| 🔐 市の役割

- ・道路整備に関する住民の理解を深めるため、整備計画などの情報を積極的に提供す るとともに、説明会の開催などを行います。
- ・道路の美化清掃などのボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりや啓発を行い ます。
- ・歩行者や自転車利用者が、安全に利用できる道路環境を整備します。

取り組み 2-2-4 事前配慮の仕組みをつくる ……

- ●良好な居住環境の形成
 - 建築物環境配慮制度等による環境に配慮された建築物の建築を推進しま す。
- ●環境配慮の仕組みをつくる

大規模な開発等によって、大気、水、緑などの環境が損なわれることを 未然に防ぎ、適切な環境配慮を行います。

♥ 市民の役割

- ・自然や景観など地域の特性に配慮し、良好な居住環境づくりに努めます。
- ・建築物を建築する際は、法令を守り、周辺に配慮します。
- ・法令等を遵守し、周辺環境に配慮した良好な土地利用を図ります。

- ・町内自治会やまちづくりに取り組む団体などは、地域の居住環境の改善に努めます。
- ・地域特性などに応じた、暮らしやすく活動しやすい良好な都市環境の形成に努めます。
- ・まちづくりを円滑に進めるため、提言や助言などを行います。

| 🖏 | 事業者の役割

- ・個人や地域団体等と連携、協力し、良好な居住環境の形成に努めます。
- ・熊本城を中心とした歴史や、水と緑の豊かな自然など、熊本の地域特性に応じた、 暮らしやすく活動しやすい良好な都市環境の形成に努めます。
- ・周辺の環境に配慮した市街地の整備及び周辺住民との調整に努めます。
- ・開発事業者は、法令を遵守し、良好な土地利用を図ります。

帚 市の役割

- ・地球環境問題や、少子高齢化、人口減少など時代変化に対応し、適正な都市施設の 配置や土地利用の推進に努めます。
- ・建築物環境配慮制度等による環境に配慮された建築物の建築を誘導するための啓発 に取り組みます。
- ・市が行う公共事業において、率先した環境配慮を行う「熊本市公共事業環境配慮指 針」の適切な運用を図ります。
- ・開発事業者に対して、適切な土地利用と良好な住環境の整備を図るための指導を行 うとともに、大規模開発については、計画の段階から環境配慮に関する適切な指導 を行います。



環境負荷を抑えた循環型社会をつくる

かつては大量生産・大量消費・大量廃棄に代表される社会経済の仕組みが、資源の浪費とごみの増加を招いてきました。

現代社会においては、少ない資源を最大限に利用して、環境負荷の小さい社会システムに変えていく必要があります。

ごみの発生を抑制する、できるだけ再使用・再生利用する、どうしても利用できないごみは適正に処理し、 生産から流通・消費・廃棄に至るまでの各段階において、このような取り組みを行いながら、限られた資源を大切にする持続可能な循環型社会をつくります。

3-1 ごみを減らし、資源循環のまちをつくる

基本目標

市民・事業者・行政の三者協働により、ごみを出さない、資源を生かす循環型社会を構築する

取り組みの方向性

- ・ごみ減量・リサイクルへの積極的な参画と協働を推進します。
- ・*3Rの推進によるごみ減量・リサイクルを推進します。
- ・適正かつ環境に配慮したごみ処理体制の確立に努めます。
- ・*産業廃棄物の適正な処理に努めます。

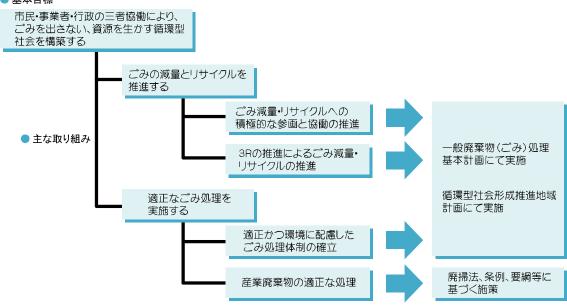
成果指標

項目名	現況値(H21)	目標値(H32)	
市民1人1日当たりのごみ排出量	1,037g	881g	
(集団回収除く)	1,007g	0018	
家庭ごみのリサイクル率	16.5%	30.0%	



施策の体系

●基本目標



《実施計画について》

- ●熊本市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
- ●熊本市循環型社会形成推進地域計画
- ■廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)及び同法施行令により、**一般廃棄物と 産業廃棄物の大きく2つに分類されています。

主な取り組み

取り組み 3-1-1 ごみの減量とリサイクルを推進する

- ●ごみ減量・リサイクルへの積極的な参画と協働の推進 市民・事業者等への環境啓発や学校等への環境教育をはじめ、市民や地 域団体等の活動を支援します。
- ●3Rの推進によるごみ減量・リサイクルの推進 ごみを出さないための発生抑制(リデュース)と再利用(リユース)の 促進に向け、市民や事業者等に対して、消費行動や事業活動における取り 組みを働きかけます。

また、再生利用(リサイクル)の推進に向け、市民及び事業者等への分別に関する周知啓発をはじめ、新たなリサイクル品目の追加や集団回収制度、拠点回収制度の充実を図り、活動の活性化に努めます。

♥ 市民の役割

- ・ごみの減量を図るため、家庭だけでなく職場や学校などでも、3Rの徹底に努めます。
- ・ごみとして出す場合は、分別を徹底します。
- ・集団回収や美化活動など、市民活動団体や行政が取り組む事業に協力します。

∞ 市民活動団体の役割

・集団回収や美化活動など、ごみ減量・リサイクルや環境美化活動に取り組みます。

場事業者の役割

- 事業所から排出される廃棄物の減量を図るため、3Rの徹底に努めます。
- ・廃棄物の分別を徹底します。
- ・市民活動団体が実施するごみ減量・リサイクルや環境美化活動等に協力します。
- ・※排出事業者及び※廃棄物処理業者は、廃棄物のリサイクル施設の整備に努めます。
- ・消費者と協力してごみの発生抑制に取り組みます。

帚 市の役割

- ・3Rの推進に関する環境学習・環境教育や啓発活動の充実を図ります。
- ・地域団体や市民活動団体等の取り組みを様々な形で支援し、取り組みの内容を紹介 するなど情報提供を行います。
- ・3Rの取り組みの定着や実践活動を拡大するための仕組みやひとづくりに努めます。
- ・生ごみの発生抑制やリサイクルに向け、市民・事業者等へ働きかけます。

- ●適正かつ環境に配慮したごみ処理体制の確立 環境工場の適正な管理による安定的な焼却処理を行うとともに、最終処 分場については、適正な埋立処理による延命化を目指し、環境に配慮した ごみ処理体制を確立します。
- ●産業廃棄物の適正な処理 処理施設における排水、排ガス等の適正処理や排出事業者・処理業者へ の情報提供を図り、適正処理を指導監督します。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
年間のごみ埋立処分量	H21	6,818t/年	H32	4,432t/年

♥ 市民の役割

・ごみを市の定期収集に出す場合は、ごみ出しルールを遵守します。

∞ 市民活動団体の役割

・地域のごみステーションの管理に努めるとともに、分別の徹底など、ごみ出しルー ルの遵守を図ります。

| 巻 | 事業者の役割

- ・廃棄物の処理は、法令を遵守し、自らの責任で適正処理に努めます。
- ・排出事業者及び廃棄物処理業者は、処理施設等の適正管理に努めます。

● 市の役割

- ・廃棄物の収集や処理施設の整備・運営等に際し、適正処理を推進するとともに、資 源の有効利用を図り、環境負荷を少なくすることに努めます。
- ・排出事業者及び廃棄物処理業者等の指導育成に努めます。



地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる

地球温暖化は、気温の上昇だけでなく、海面上昇や 異常気象、生態系の破壊を引き起こすなど、人類をは じめとする多様な生きものの存続に関わる深刻な問題 です。

世界共通の喫緊の課題である地球温暖化の防止に地域から貢献するため、本市の地域特性を活かした地球温暖化対策を積極的に推進し、温室効果ガスの排出の少ない経済活動・消費活動のシステムを構築した、低炭素社会への転換を行っていきます。

4-1 地域から地球温暖化の防止に貢献する

基本目標

温室効果ガス排出量を削減し、低炭素都市へと転換する

取り組みの方向性

- ・水と緑に輝く豊かな自然と400年をこえる熊本城下の歴史・伝統が息づく 低炭素で暮らしやすいまちをつくります。
- ・自家用車に頼らなくても快適に移動できる、省エネルギー・創エネルギー型 のコンパクトなまちをつくります。
- ・ふるさと熊本を愛し、地球市民としての自覚を持つ人々が豊かさを実感し生 き生きと交流するまちをつくります。

成果指標

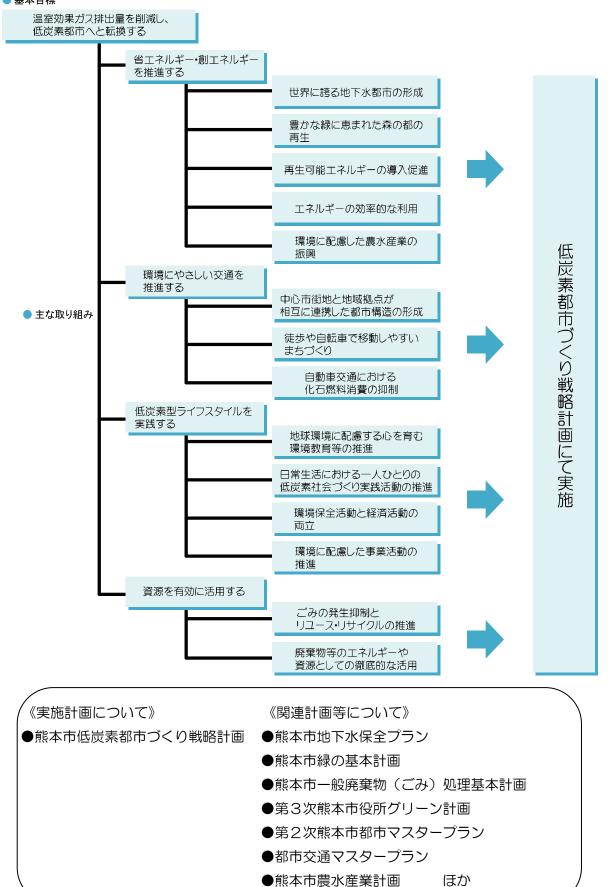
項目名	現況値	目標値(H32)
温室効果ガス削減率 * (H19比)	△5.0% (H20)	△24.0%

^{*}温室効果ガスの排出量及び削減率の目標値は、旧市域(合併3町を除く)における数値です。



施策の体系

●基本目標



主な取り組み

取り組み 4-1-1 省エネルギー・創エネルギーを推進する ………

●世界に誇る地下水都市の形成

地下水の質及び量の保全に向けた取り組み(詳しくは、「1-1恵み豊 かなくまもとの地下水をまもる」に記述しています。)や、地下水かん養 及びCO。吸収源の拡大に貢献する森林の整備、水を活用した地球温暖化対 策を推進します。

●豊かな緑に恵まれた森の都の再生

市街地を取り巻く豊かな山・農地の緑や川辺の緑の保全、熊本城公園を 核とした市街地の緑の保全と創出に努めるなど、水と緑の体系的な骨格の 保全・確立を目指します。(詳しくは、「1-2自然豊かな『森の都』をま もり、育てる」に記述しています。)

- ●再生可能エネルギーの導入促進 公共建築物や住宅、事業所への再生可能エネルギーの導入を促進し、総 エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合を高めます。
- ●エネルギーの効率的な利用 公共建築物や住宅、事業所の省エネルギー化・長寿命化、エネルギーの 面的共同利用などによるエネルギーの効率的な利用を目指します。
- ●環境に配慮した農水産業の振興

環境配慮型の農水産業を推進し、農水産業における低炭素化を目指すと ともに、農水産物の*地産地消を積極的に推進します。(詳しくは、「2-1-2環境資源等を活かした産業を育てる」に記述しています。)

♥ 市民の役割

- ・地下水保全対策について、「1-1恵み豊かなくまもとの地下水をまもる」 記載の役 割に取り組みます。
- ・市街地や身近な緑の保全、創出について、「1-2自然豊かな『森の都』をまもり、 育てる」記載の役割に取り組みます。
- ・太陽エネルギー等再生可能エネルギーについて助成制度を活用するなどして、導入 に努めます。
- ・住宅や家電製品等の省エネルギー化等に努めます。
- ・地産地消の大切さを理解するとともに、地元産農水産物等の積極的な購入に努めま す。

∞ 市民活動団体の役割

- ・地下水保全対策について「1-1恵み豊かなくまもとの地下水をまもる」記載の役割に取り組みます。
- ・市街地や身近な緑の保全、創出について、「1-2自然豊かな『森の都』をまもり、 育てる」記載の役割に取り組みます。
- ・太陽エネルギー等再生可能エネルギーについて、経済的・環境的メリットのPRに 努めます。
- ・住宅や家電製品等の省エネルギーに関する情報を積極的に提供し、省エネルギーの 普及促進に努めます。
- ・地元産農水産物の地産地消を積極的に推進します。

場 事業者の役割

- ・地下水保全対策について、「1-1恵み豊かなくまもとの地下水をまもる」 記載の役割に取り組むとともに、水を活用した地球温暖化対策等の導入を検討します。
- ・市街地や身近な緑の保全、創出について、「1-2自然豊かな『森の都』をまもり、 育てる」記載の役割に取り組みます。
- ・太陽エネルギー等再生可能エネルギーや省エネルギーについて、事業所への積極的 な導入を図り、事業活動から発生する温室効果ガスの抑制に努めます。
- ・太陽エネルギー等再生可能エネルギーや省エネルギーに関する知識・技術の向上に 努め、積極的に情報を提供します。
- ・生産者として環境配慮型の農業に取り組むとともに、地元産農水産物の地産地消を 積極的に推進します。

| 🔐 市の役割

- ・地下水保全対策について、「1-1恵み豊かなくまもとの地下水をまもる」記載の役割に取り組むとともに、水を活用した地球温暖化対策について検討します。
- ・市街地や身近な緑の保全、創出について、「1-2自然豊かな『森の都』をまもり、 育てる」記載の役割に取り組みます。
- ・市の率先行動として、公共建築物への再生可能エネルギーや省エネルギー機器等の 導入を推進するとともに、助成等により、市民や事業者への導入促進を図ります。
- ・環境配慮型の農水産業を推進するとともに、地元産農水産物の地産地消を積極的に 推進します。

取り組み 4-1-2 環境にやさしい交通を推進する ………

●中心市街地と地域拠点が相互に連携した都市構造の形成

九州中央の広域交流拠点としての高度な都市機能の集積を図る中心市街 地と、地域の生活サービス機能の集積を図る15の地域拠点(第2次都市 マスタープラン参照)とは、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で 結ばれ、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれるなど、多核連携型 の都市構造を目指します。

また、交通結節点では、公共交通や自転車などでの相互の結節強化を推 進し、利便性の高い都市交通体系の確立を目指します。

- ●徒歩や自転車で移動しやすいまちづくり
 - 中心市街地においては、公共交通や自転車、徒歩による回遊性の向上を 図るとともに、地域拠点を核とした日常の生活圏においても、できる限り 徒歩や自転車で日常生活が営めるまちづくりを進めます。
- ●自動車交通における*化石燃料消費の抑制

自動車から排出される温室効果ガス排出量削減に向けて、燃費効率の高 い自動車の普及促進を図るとともに、効率的な自動車の利用を推進するこ とで、1台当たりの燃料消費の抑制を図ります。

また、*エコカー対応のまちづくりを進めます。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
公共交通機関利用者数	H21	5,374万人	H30	増加

● 市民の役割

- ・通勤、通学、買い物、通院など移動時には、徒歩や自転車、公共交通機関を利用し て移動するよう努めます。
- ・自転車で移動するときには、交通ルールやマナーを守り、違法駐輪をせず、自転車 駐車場を利用します。
- ・自動車を購入するときはできるだけエコカーを選択するとともに、運転時には*エ コドライブを心がけます。

∞┃市民活動団体の役割┃

- ・環境にやさしい移動手段について啓発活動を行います。
- ・自転車駐車場の適切な利用方法や観光客等へのレンタサイクルでの移動を呼びかけます。
- ・市民・事業者へエコカーのメリットを発信し、導入・利用を呼びかけます。

፟≸事業者の役割

- ・通勤時や業務による移動時に公共交通機関を積極的に利用するように努めます。
- ・自動車を購入するときはエコカーの選択に努めるとともに、運転時にはエコドライブを心がけます。
- ・交通事業者は、行政と連携して、公共交通に関する情報提供に努めるとともに、公 共交通機関相互の結節性向上など、公共交通機関の利便性向上を進めます。
- ・交通事業者は、高齢者や障がいのある人などに配慮した、より利用しやすい低床バス等の積極的な導入をはじめ、すべての利用者が公共交通機関を安全、快適に利用できるよう、利便性の高いサービスの提供に努めます。

⇔市の役割

- ・交通事業者と連携して、公共交通に関する情報提供に努めるとともに、公共交通機 関相互の結節性向上など、公共交通機関の利便性向上を進めます。
- ・*パークアンドライド等の普及啓発に努め、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進します。
- ・自転車が走りやすい道路や歩きたくなる歩道の整備、レンタサイクル事業などに取り組むことで、徒歩や自転車による移動を促進します。
- ・自転車駐車場を整備するとともに、利便性の向上に努めます。
- ・エコカーの公用車への率先導入に取り組みます。
- ・エコカー対応のまちづくりとして電気自動車などの*次世代エコカーの利用環境の 整備を検討します。

取り組み 4-1-3 低炭素型ライフスタイルを実践する

- ●地球環境に配慮する心を育む環境教育等の推進 あらゆるライフステージにおいて、環境について学ぶことができる機会・ 仕組みをつくるとともに、市民協働による地域発の環境保全活動を展開し、 地球市民としての意識を醸成します。
- ●日常生活における一人ひとりの低炭素社会づくり実践活動の推進 自らの行動で削減できた CO₂の量や製品の製造過程で発生した CO₂の 量などの*CO₂の「見える化」を推進するとともに、市民にとって身近で 実践可能な取り組みの普及拡大を図り、一人ひとりの低炭素社会づくり実 践活動を促進します。
- ●環境保全活動と経済活動の両立 地球温暖化防止に貢献する環境関連産業の支援(詳しくは、「2-1-2環境資源等を活かした産業を育てる」に記述しています。) や誘致など により環境ビジネスを拡大するとともに、削減した CO₂をクレジットやポ イントとして取引できる仕組みを構築し、環境保全活動と経済活動の両立
- ●環境に配慮した事業活動の推進 事業活動における低炭素化に向けて、省エネルギーなどの環境に配慮し た事業活動を促進するとともに、市の率先行動として、事務事業における 低炭素化に積極的に取り組みます。

※参考指標

を図ります。

	現況年	現況値	目標年	目標値
マイバッグ持参率 (無料配布中止店舗平均)	H22.03	82.3%	H32	90%

♥ 市民の役割

- ・買い物の際にはマイバッグの持参や環境に配慮した製品の購入に努めるなど、*グリーンコンシューマーとして環境にやさしい消費行動に努めます。
- ・ $*CO_2$ ダイエットクラブへの登録などにより、自分の排出した CO_2 の量を確認する とともに、排出削減に向けて*エコライフを実践します。

∞ 市民活動団体の役割

- ・地域住民、会員、団体構成員等に、環境及び環境学習に関する情報を積極的に発信します。
- ・マイバッグの持参など市民の日常生活におけるエコライフに関する助言を行い、エコライフの実践を促進します。

፟≸事業者の役割

- ・啓発イベントでの出展に参加・協力し、市民への情報提供に努めます。
- ・レジ袋の無料配布中止や店頭での啓発などにより、市民に対してレジ袋の辞退やマイバッグ持参を促します。
- ・事業活動において削減した CO2を取引する制度の活用を検討します。
- ・環境マネジメントシステムの認証取得など、事業活動から排出される温室効果ガス の削減に努めます。

⇔市の役割

- ・CO₂ ダイエットクラブや環境にやさしい店「**よかエコショップ」の認定などを通し、環境保全に対する意識を高めるとともに、マイバッグの持参など、エコライフの実践を呼びかけます。
- ・関係団体と協働で、市民が参加しやすく啓発効果の高いイベントを実施し、環境保 全に対する意識を高めるとともに、エコライフの実践を呼びかけます。
- ・*カーボンオフセットやポイント付与制度などの仕組みを検討します。
- ・事業者の温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを支援します。
- ・環境マネジメントシステムなどを適切に運用し、環境負荷の少ない事務事業を行い ます。

取り組み 4-1-4 資源を有効に活用する

- ●ごみの発生抑制とリユース・リサイクルの推進 市民はグリーンコンシューマーへ、事業者は再使用、再生利用しやすい ものを生産・販売へと意識の変革を促すとともに、市民が気軽にリユース・ リサイクルに取り組めるような環境を整え、さらなるリユース・リサイク ルを推進します。(詳しくは、「3-1-1ごみの減量とリサイクルを推進 する」に記述しています。)
- ●廃棄物等のエネルギーや資源としての徹底的な活用 これまで有効に活用されていなかった廃棄物等を、エネルギーや資源な どのあらゆる用途に可能な限り活用します。

♥ 市民の役割

- ・ごみの発生抑制、リユース・リサイクルの推進について、「3-1-1ごみの減量と リサイクルを推進する」記載の役割に取り組みます。
- ・廃棄物等のエネルギーや資源としての活用について関心を持ちます。

∞ 市民活動団体の役割

- ・ごみの発生抑制、リユース・リサイクルの推進について、「3-1-1ごみの減量と リサイクルを推進する」記載の役割に取り組みます。
- ・廃棄物等のエネルギーや資源としての活用について、PR します。

| 🖏 | 事業者の役割

- ・ごみの発生抑制、リユース・リサイクルの推進について、「3-1-1ごみの減量と リサイクルを推進する」記載の役割に取り組みます。
- ・廃棄物等のエネルギーや資源としての活用に努めます。

⇔市の役割

- ・ごみの発生抑制、リユース・リサイクルの推進について、「3-1-1ごみの減量と リサイクルを推進する」記載の役割に取り組みます。
- ・下水処理水の農業用水などへの利用を進めるとともに、**下水汚泥や**消化ガスを資源・エネルギーとして有効に活用します。
- ・環境工場(ごみ焼却施設)を活用した新たな廃棄物発電や熱エネルギーの活用を検 討します。



市民が快適に過ごせる生活空間をつくる

きれいな川と海、さわやかな空気、そして騒音や振動のないまちなど、やすらぎとうるおいのある生活環境をまもります。

また、私たちの暮らしのいたるところで使用されている化学物質については、正確な情報収集・発信と的確な対策を行います。

そして、様々な環境状況の分析・調査を行うとともに、自然災害や新たな感染症などに対する危機管理体制を整え、熱中症などの予防啓発を行うことによって、 市民が安心して快適に過ごせる生活空間をつくります。

5-1 心地よい生活空間をつくり、安全・安心なくらしをまもる

基本目標

良好な生活環境を保全し、安全・安心なくらしをまもる体制を整備する

取り組みの方向性

- ・大気汚染や騒音、振動、有害化学物質などの環境問題に的確に対応し、良好 な生活環境を保全します。
- ・河川や海などの公共用水域の水質を保全します。
- ・食の安全・安心の確保など身近な生活衛生の維持に努めます。
- ・気候変動の影響が予測される災害や健康被害の発生時に、的確な対応ができ る危機管理防災体制を整備します。
- ・安全・安心なくらしをまもるため、環境保全に関する調査、研究を充実させ ます。

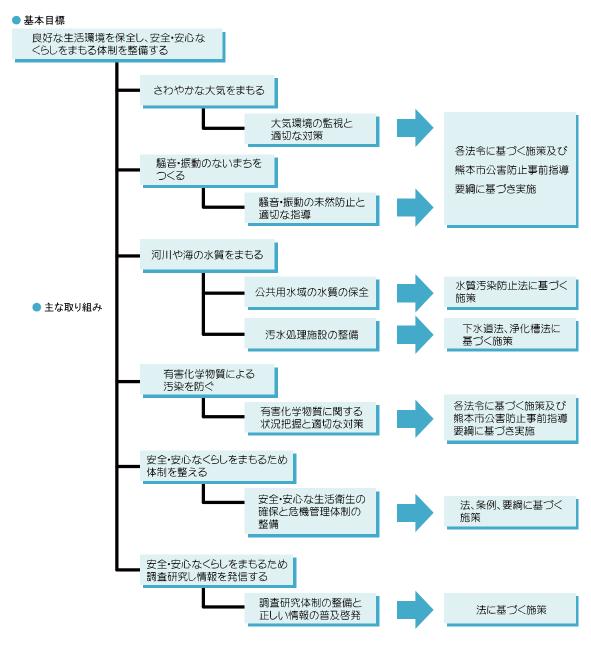
成果指標

項目名	現況値(H21)	目標値(H32)
大気環境基準達成率*	80.8%	現状維持

^{**}大気環境基準達成率は、常時監視測定局で測定された、環境基準が定められた項目(二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質・二酸化窒素・光化学オキシダント)の達成状況を表しており、現況値80.8%は、光化学オキシダントを除くすべての項目で基準を達成した数値です。

なお、光化学オキシダントについては、全国的に見ても、大気環境基準を達成した測定局数の割合は、0.1%前後で推移しており、基準の達成が非常に困難な状況です。

施策の体系



《実施計画について》

《関連計画等について》

●熊本市公害防止事前指導要綱

●熊本市地域防災計画

主な取り組み

取り組み 5-1-1 さわやかな大気をまもる

●大気環境の監視と適切な対策

熊本市域の大気の常時監視については、政令指定都市としての環境保全 対策として大気汚染監視局の監視体制の充実に努めるとともに、大気汚染 の原因施設となる工場・事業場に対し監視指導を強化します。さらに工場・ 事業場の立地等の際には、周辺の大気環境に配慮した公害防止の対策を実 施するよう指導を行っていきます。

また、環境に配慮した自動車利用や省エネルギーに関する啓発活動を実 施するとともに、道路整備においても、幹線道路や自動車専用道、バイパ ス等により、市街地への通過交通の流入を緩和し、生活環境における大気 汚染を防ぎます。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
二酸化窒素濃度(自動車 排出ガス測定局)【ppm】*	H21	0.035	H32	現状維持
浮遊粒子状物質の 大気環境基準達成率【%】	H21	100	H32	100

^{*}二酸化窒素濃度(自動車排出ガス測定局)の現況値は、大気環境基準(0.06ppm)を達成しており、かつ、近年の 実績において最も低い数値です。

♥ 市民の役割

- ・野外でのごみ焼却をやめます。
- ・通勤、通学、買い物、通院など移動時には、徒歩や自転車、公共交通機関を利用し て移動するよう努めます。
- ・アイドリングストップなど自動車を経済的に利用し、新しく車を買うときは低公害 な車にします。

・大気環境に関する法令についての理解を深め、遵守します。

場 事業者の役割

- ・ばい煙について、焼却炉やボイラーなどのばい煙発生施設を適正に運転・管理する とともに、環境に配慮した脱硫・脱硝等の処理施設を設置します。
- ・粉じんの飛散防止について、屋外作業・工事等で粉じんが発生する可能性がある場合、周辺へ粉塵を飛散させないよう配慮します。
- ・*アスベストの飛散防止について、吹付けアスベストなどの建築材料を使用している建築物については飛散していないか定期的に点検するとともに、飛散のおそれのあるときは早急に飛散防止措置を講じます。
- ・悪臭の発生防止について、排気口や排水口の清掃・整備や発生する可能性がある場合は悪臭防止装置の取り付けなど適切な対策を行います。
- ・事業所で使用する車輌において、アイドリングストップや貨物の共同集配など、経済的且つ効率的に使用します。
- ・車輌や設備の更新の際には、低公害型なものへ切り替えます。

⇔市の役割

- ・熊本市域における汚染物質濃度等の大気状況を常に監視し、インターネット等を活 用した情報提供に努めます。
- ・酸性雨の適正な調査を行い、上記同様、結果を公表します。
- ・大気汚染の発生源であるばい煙発生施設や*VOC(揮発性有機化合物)排出施設等を設置する工場・事業場に対し、適正管理について指導を強化します。
- ・吹付けアスベストなどの建築材料を使用している建築物の解体工事への適正管理に ついての指導を強化します。
- ・大気汚染や悪臭の苦情に対して適切に指導するとともに、初動体制の強化を図ります。
- ・工場・事業場の立地等の際には、「熊本市公害防止事前指導要綱」に基づき周辺の環境に配慮した公害防止の対策を実施されるよう指導を行います。
- ・率先してアイドリングストップや低公害な車の導入に努めるとともに市民・事業者 への啓発を行います。
- ・幹線道路や自動車専用道、バイパス等の整備により、市街地への通過交通の流入を 緩和します。

取り組み 5-1-2 騒音・振動のないまちをつくる ………

●騒音・振動の未然防止と適切な指導

騒音・振動の未然防止のため、工場・事業場等の騒音・振動発生施設の 立地等の際、周辺の環境に配慮した公害防止の対策を実施するよう指導を 行います。

また、建設工事の騒音・振動に対し、着工前の指導を徹底し、苦情につ いて適切な指導を行います。

自動車交通に伴う騒音・振動については、その状況の把握に努めるとと もに、必要な場合は、関係機関と協力して改善に努めます。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
自動車騒音環境基準達成率【%】*	H21	85.0% (暫定値)	H32	現状維持

^{*}自動車騒音は、平成18年度からの5ヵ年計画で、市内の対象区間を調査しています。5ヵ年調査の最終年である平 成22年度の実績値が揃っていないため、ここでは、平成18年度から21年度までの4年分の結果を集計した暫定 値を現況値として計上しています。また、上記の暫定値 85.0%は、過去の類似調査結果と比較して最も高い数値で

♥ 市民の役割

- ・テレビ、楽器などの音は時間帯などを考え、まわりの迷惑にならない音量にします。
- ・自動車利用の際はアイドリングストップや、不要不急の利用は控えるよう心がけます。

・騒音・振動に関する法令についての理解を深め、遵守します。

| 巻 | 事業者の役割

- ・工場や事業場での屋外作業の際は、できるだけ騒音や振動を発生させないよう配慮 します。
- ・騒音・振動の発生施設については、適切に維持・管理するとともに、機械・機器の 選定にあたっては低騒音・低振動型のものを導入し、騒音・振動防止対策を実施す るよう努めます。
- ・工事を行うときは、事前に周辺への説明を行い、実施時間の配慮や騒音や振動を防 止するための対策を行います。
- ・屋外使用の音響機器は、設置位置に配慮し、適切な音量で時間帯も考慮して使用し ます。また、屋内の音響機器については、室外への十分な防音対策を行い、時間帯 を考慮して使用します。

帚 市の役割

- ・工場・事業場の立地等の際には、「熊本市公害防止事前指導要綱」に基づき周辺の騒 音・振動の環境に配慮した公害防止の対策を実施するよう指導を行います。
- ・騒音・振動防止について、市民・事業者への啓発を進めます。
- ・騒音・振動苦情に対して適切な指導を行います。なお、必要に応じ、区役所・総合 支所と連携した初動体制の強化を図ります。
- ・自動車交通公害に対して、総合的な対策を行います。
- ・主要幹線道路沿いで自動車騒音を定期的に測定します。
- ・新幹線の騒音・振動の問題に対しては、熊本県と連携しその対応にあたります。

取り組み 5-1-3 河川や海の水質をまもる ………

●公共用水域の水質の保全

公共用水域の水質を計画的に測定するとともに、規制対象事業場の監視 を実施します。

有害な化学物質の適正な使用、処理、及び生活排水の適正な処理を徹底 することにより、公共用水域の汚染・汚濁を未然に防止します。

●汚水処理施設の整備

生活環境の改善や海・河川などの公共用水域の水質の改善を図るため、 未普及地区の下水道整備を進めるとともに、合流式下水道を改善します。 窒素・リン除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽などの普及によ り、公共用水域の水質保全を図ります。

♥ | 市民の役割

- ・使用した廃油を排水口に流さないなど、生活排水で河川、湖沼、海などの公共用水 域や、地下水を汚染しないように努めます。
- ・下水道が整備されたら速やかに接続するとともに、下水道事業計画区域外において は、合併処理浄化槽を設置し、適正な管理を行います。

- ・公共用水域の水質保全活動などに自ら取り組むとともに、行政が実施する事業に協 カします。
- ・各種イベントなどで行政と連携して下水道の普及促進を目的とした PR 活動を行い ます。

場 事業者の役割

- ・事業活動に伴う排水等を適正に管理・処分し、公共用水域の水質保全に努めます。
- ・下水道の整備がされたら、速やかに接続します。

⇔市の役割

- ・公共用水域の水質監視と汚染、汚濁の防止に取り組みます。
- ・水質汚濁事故等に対しては関係機関と連携し、適切に対処します。
- ・下水道整備地区の未接続家庭への普及促進を図るため訪問指導を行います。
- ・下水道事業計画区域外においては、合併処理浄化槽の普及促進を図るため啓発助成 を行います。
- ・公共下水道の必要性と普及促進を図るため、市政だよりや下水道ホームページによ り広報・啓発を行います。

取り組み 5-1-4 有害化学物質による汚染を防ぐ …………

●有害化学物質に関する状況把握と適切な対策 有害な化学物質の適正管理を進め、環境への排出をできるだけ少なくす るとともに、化学物質に関する正確な状況把握と情報収集を行い的確な対 策を実施します。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
大気中のダイオキシン類濃度 (一般環境)【pg-TEQ/m ³ 】*	H21	0.034	H32	現状維持

*大気中のダイオキシン類濃度の現況値は、大気環境基準(O.6pg-TEQ/m³)を達成しており、かつ、近年の実績にお いて最も低い数値です。

♥ 市民の役割

- ・野外でのごみ焼却はやめます。
- ・化学物質の有害性については、確実な情報源から正しい知識を得ます。
- ・フロンなどオゾン層破壊物質を使用していない製品を選んで購入します。
- ・フロンなどオゾン層破壊物質を含む機器については、フロンの漏れが無いように適 正に管理し、処分する場合は、適正な回収及び処理がなされる事業者に引き渡します。

∞ 市民活動団体の役割

・化学物質の有害性については、確実な情報源から正しい知識を得るとともに、学習 会等を開催して正しい情報の啓発を行います。

夢事業者の役割

- ・廃棄物焼却炉は適正に管理し、野外での焼却をやめるなど、ダイオキシン類などの 有害化学物質を発生させないよう努めます。
- ・使用する化学物質の量をできるだけ少なくし、漏えい防止など適正な管理を行い、 有害性などの情報の入手に努めます。
- ・*PRTR法に基づき、使用する化学物質の移動・排出状況を届け出ます。
- ・フロンなどオゾン層破壊物質を使用していない製品を選んで購入します。
- ・フロンなどオゾン層破壊物質を含む機器については、フロンの漏れが無いように適正に管理し、処分する場合は、適正な回収及び処理がなされる事業者に引き渡します。
- ・フロンなどオゾン層破壊物質の適正な管理、処分に努めます。

帚市の役割

- ・定期的な調査を実施し、正確に汚染状況を把握します。
- ・新たな環境汚染物質(化学物質)に対し分析・検査体制を充実します。
- ・化学物質の有害性に関する最新の情報を収集し、拡散・漏えい防止などの適正管理 の指導を行います。
- ・PRTRの集計結果の公表に努めます。
- ・野外でのごみ焼却や不適切な焼却炉に対し指導を行います。
- ・産業廃棄物処理の際のマニフェスト使用を徹底します。
- ・廃棄物焼却炉の適正管理について指導を強化します。
- ・汚染状況の結果を公表します。
- ・*環境ホルモンなど有害性が明らかでない化学物質について、正確な情報を提供します。
- ・オゾン層の破壊やフロンなどオゾン層破壊物質の適正な回収及び処理についての啓発を行います。
- ・フロンなどオゾン層破壊物質を回収及び処理する事業者への適切な指導を行います。
- ・フロンなどオゾン層破壊物質を含む機器については、フロンの漏れが無いように適 正に管理します。

取り組み 5-1-5 安全・安心なくらしをまもるため体制を整える

●安全・安心な生活衛生の確保と危機管理体制の整備

市民が安心して日常生活を送ることができるように、食の安全・安心や 感染症の予防体制の確保を行います。

*光化学スモッグ注意報等発令時には、広く市民へ広報し、多くの人が 集まる市所管施設への伝達を実施し、万全の体制を整備します。

また、地球温暖化等の気候変動による影響と考えられる、集中豪雨や大 型台風などの自然災害に対する危機管理防災体制を整えるとともに、熱中 症の増加や蚊などの媒介生物の分布域の変化による国内での新たな感染症 の発生など大規模な健康被害発生等に対する体制を整えます。

♥ | 市民の役割

- ・食品安全などの生活衛生に関する知識と技術を身につけるとともに、日常生活にお ける衛生意識を高めます。
- ・感染症予防などに関する知識と技術を身につけるとともに、日常生活における衛生 意識を高めます。
- ・災害等が発生した時は、まずは自らの身、家族を自ら守ります。
- ・災害等が発生した時は、地域住民同士で協力し、助け合います。

| \infty | 市民活動団体の役割 |

- ・食の安全・安心の確保を推進するために、地域や各家庭と連携して、行政などが開 催する講習会等に積極的に参加し、正しい食品衛生知識の普及に努めます。
- ・感染症の正しい知識の普及に努めます。
- ・地域における防災活動リーダーの育成に努めます。

場 事業者の役割

- ・衛生確保について自主的な管理体制の確立に取り組み、安全で衛生的な食品や施設、 サービスの提供に努めるとともに、市民が安心して生活できるように積極的に食品 の安全情報等を提供します。
- ・感染症に関する従業員への知識の普及や、予防体制の確立に努めます。
- ・防災関係機関との協力等により、訓練や研修を実施します。

・市民に対しては、生活衛生や感染症予防に関して、市民自らが健康をまもるために、 適切な行動が取れるように出前教室やメディアによる広報を通じて、正しい知識の 普及啓発に努めるとともに、地域や関係団体、事業者などと連携し、相談体制の充 実を図ります。

- ・地域団体、関係団体への支援、協力を行い、連携して食の安全安心・食育の啓発に 努めるとともに、感染症予防対策活動の充実を図ります。
- ・光化学スモッグ注意報等の発令時には、速やかに市民に対し情報を周知します。
- ・*ハザードマップの整備やわが家の防災マニュアルなど、誰もがわかりやすい防災 関連情報を提供します。
- ・自然災害や新たな感染症等の危機事象に関する対応計画を充実します。

取り組み 5-1-6 安全・安心なくらしをまもるため調査研究し 情報を発信する

●調査研究体制の整備と正しい情報の普及啓発

環境保全のための調査・研究や環境情報解析を行い、その成果を市民に わかりやすく提供します。

安全・安心な生活環境をまもるために、有害物質などの検査体制の充実 を図ります。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
測定計画検査数達成率	H21	100%	H32	100%

♥ 市民の役割

・環境に関する情報を積極的に収集し、日常生活や地域での環境保全活動に活かします。

∞ 市民活動団体の役割

・環境に関する情報を積極的に収集し、環境保全活動に活かします。

| 条 | 事業者の役割

・環境に関する情報を積極的に収集し、事業活動における環境に配慮した対策を講じ ます。

帚 市の役割

- ・環境保全や保健衛生に関する試験・検査を行います。
- ・安全・安心な生活環境をまもるために、新たな環境問題や感染症などの危機管理に 対応できる検査体制の充実を図ります。
- ・環境保全のための調査・研究や環境情報の解析を行い、その成果を市の施策に活か すとともに、ホームページ、年報や各種メディアなどで広く市民に提供します。

3. 重点協働プロジェクト

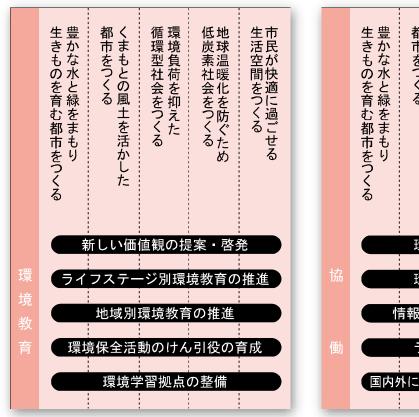
1の基本計画体系に掲げたそれぞれの環境目標を実現するためには、目標に対する個々の取り組みも必要ですが、その取り組みを有機的に連携させ、下支えするような仕組みを構築し、これを推進していくことが不可欠です。

そこで、それぞれの環境目標の実現に向け、共通して取り組むべき「環境教育によるひとづくり」、「協働によるまちづくり」を重点協働プロジェクトとして位置づけ、市民一人ひとりが環境目標に向けて楽しみながら環境行動を実践し、協働により環境と調和した活力あふれるまちづくりを行っていける仕組みを構築します。

楽しみながら環境行動を 実践するひとづくり (ひとづくりプロジェクト) 環境と調和した 活力あふれるまちづくり (まちづくりプロジェクト)

(ひとづくり

まちづくり



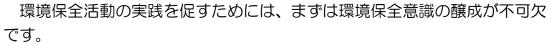


ひとづくりプロジェクト

~環境教育~

プロ

プロジェクトの背景・課題



そこで、学校だけではなく、様々な年代・性別・ライフステージ別の環境 教育・学習の場を通して、一人でも多くの市民に地球環境や地域の環境課題 について考える機会を提供し、自発的な環境保全行動・活動の実践につなげ ていく必要があります。

そして、その行動・活動の実践を、家庭や地域、職場など、社会全体に広 げるための仕組みとして、人材の育成や、活動の場の提供を行なっていく必 要があります。



目標



☆楽しみながら環境行動を実践するひとづくり

環境保全行動を、自主的・自発的に楽しみながら実践できる人材を育成するため、環境教育の機会の拡充と内容の充実を図ります。



指標



<市民意識調査>

項目名	現況値(H21)	目標値(H32)
日頃、環境保全のための 実践活動を行っていますか	51.5%	70.0%
環境について学ぶ機会が 増えてきたと感じますか	_	増加

プロジェクト構成図



主な取り組み

☆取り組み1

新しい価値観の提案・啓発

◆市民一人ひとりの環境意識のさらなる醸成を図るため、例えば、「熊本の自然」、「資源循環の歴史」、「グリーンコンシューマーになろう」、「環境負荷の少ない暮らし方」など幅広い視点で環境を捉えた目的別講座を開催します。

▼ 市民の取り組み

・市や市民活動団体、事業者などが行う学習会、啓発イベントに参加し、環境 保全意識を高めます。

|∞ | 市民活動団体の取り組み |

・環境意識を醸成する学習会、啓発イベントを開催し、市民や事業者に対し新 たなライフスタイルを提案します。

|╬│事業者の取り組み

- ・事業活動の中で、市民や市民活動団体などに対し環境保全のための学習機会を提供します。
- ・従業員に対し環境保全に関する研修を実施します。

| 🔐 | 市の取り組み

- ・目的別の学習機会の拡充を図ります。
- ・市民活動団体、事業者や市が実施する学習機会を市民に紹介し、市民の環境 学習を促します。

☆取り組み2

ライフステージ別環境教育の推進

◆幼少期からの各段階に応じた、ライフステージ別の環境教育カリキュラム を構築します。

♥ 市民の取り組み

・学校や職場、家庭、地域において積極的に環境に対する知識を習得します。

∞ 市民活動団体の取り組み

・環境に関する学習機会を提供する際は、対象者を明確にしたプログラムを構築します。

● 事業者の取り組み

・環境に関する学習機会を提供する際は、対象者を明確にしたプログラムを構築します。

おおおり組み

- ・既存の環境学習機会の情報を収集、整理し、ライフステージ毎の環境学習機 会を整備します。
- ・特に幼少期や、学校教育における環境学習の機会を拡充します。

☆取り組み3

地域別環境教育の推進

◆身近な地域の環境特性とその状況について把握・理解するように努め、自 治会などの地域活動において、地域の環境保全について考える機会をつく ります。

♥┃市民の取り組み

・身近な地域環境特性や状況の把握と理解に努め、地域の環境保全について考える機会をつくります。

|∞ | 市民活動団体の取り組み

・身近な地域環境特性や状況の把握と理解に努め、市や市民、事業者に対しその情報を提供するとともに、学習する機会をつくります。

素 事業者の取り組み

・事業所が所在する地域環境特性や状況の把握と理解に努めます。

🔐 市の取り組み

・市民や市民活動団体、事業者から地域の環境情報を収集し、整理した情報を 地域に還元します。

☆取り組み4

環境保全活動のけん引役の育成

◆地域の環境保全活動を推進するエコリーダーを育成します。

♥ 市民の取り組み

・エコリーダーとなって活動できるよう、積極的に学習会等に参加し、環境保 全活動を実践します。

・エコリーダーの育成に協力し、地域とともに環境保全活動を実践します。

※ 事業者の取り組み

・CSR(企業の社会的責任)の実践として、エコリーダーの育成に協力し、 地域とともに環境保全活動を実践します。

🔐 市の取り組み

・エコリーダーとなる人材育成のための事業を実施し、様々な主体の環境保全活動の実践を支援します。

☆取り組み5

環境学習拠点の整備

◆図書やインターネット等の利用によって環境に関する情報の収集や、資料の関覧、研修・学習会等が実施できる拠点を整備します。

▼ 市民の取り組み

・環境学習拠点を利用して、環境に関する情報を取得するよう努めます。

▼ 市民活動団体の取り組み

・活動の中で得た環境に関する情報について、市民や事業者、市に対し積極的 に提供するとともに、地域の環境学習の機会や拠点となる場の提供を検討しま す。

※ 事業者の取り組み

・事業活動の中で得た環境に関する情報について、市民や市に対し積極的に提供するとともに、地域の環境学習の機会や拠点となる場の提供を検討します。

🔐 市の取り組み

・環境に関する情報の収集と整理を行い、市民や市民活動団体、事業者に提供するための拠点の整備を行います。

まちづくりプロジェクト

~ 協 働 ~

🏓 プロジェクトの背景・課題

これまで環境保全活動に取り組んできたのは、環境意識の高い市民や地域の役員、市民活動団体など、一部の限られた人や団体でした。

また、環境保全活動を行いたいと思っていても、活動の場がなかったり、 関与の方法が分からない場合もあったことから、より多くの人の環境保全 活動を促進するような情報発信が必要とされています。

さらに、今後は政令指定都市における各行政区の地域特性を活かしたまちづくりが必要となってくることから、「環境」という視点で捉えたまちづくりが行いやすい仕組みを作っていくことが必要です。

目標 🔷

☆環境と調和した活力あふれるまちづくり

市民・市民活動団体・事業者・市の各主体が、環境保全活動を活発に行えるよう、相互に連携する機会を創出し、協働の取り組みを促進します。

指標

<市民意識調查>

項目名	現況値(H21)	目標値(H32)
日頃、地域の環境保全活動(例:清掃活動、ごみステーションの管理、自然観察会等)に参加していますか	-	増加
環境保全に係わるまちづくりの活 動が増えてきたと感じますか		増加

プロジェクト構成図



主な取り組み

☆取り組み1

環境保全活動の支援

◆地域コミュニティや環境活動団体の環境保全活動に対する情報提供とエコ リーダーの派遣を行います。

♥ 市民の取り組み

・エコリーダー等を活用して、行政区や校区での環境保全活動を推進するため の取り組みを行います。

∞ 市民活動団体の取り組み

・行政区や校区で環境保全活動が行えるよう、情報の提供やエコリーダーの派 遣を行います。

| ♣ | 事業者の取り組み

・CSR(企業の社会的責任)の実践として、事業所が所在する行政区や校区での環境保全活動に参加します。

| 🔐 | 市の取り組み

・行政区や校区で環境保全活動が行えるよう、情報提供やエコリーダーを派遣 する制度をつくります。

☆取り組み2

環境保全活動の促進

◆地域コミュニティや環境活動団体が、環境保全事業を協働実施します。

♥ 市民の取り組み

・行政区や校区の環境を保全するために必要な取り組みについては、市民活動 団体、事業者や市の協力を得ながら市民自らの手で実践します。

∞ 市民活動団体の取り組み

・行政区や校区の環境を保全するために必要な取り組みの中で、自ら担うことができる事業を市民や事業者、市と協力して実施します。

● 事業者の取り組み

・行政区や校区の環境を保全するために必要な取り組みについて、市民や市民 活動団体に協力して取り組みます。

帚 市の取り組み

- ・市民や市民活動団体、事業者が自ら行政区や校区の環境を保全するための取り組みを行いやすいよう、支援する仕組みを作ります。
- ・地球温暖化防止のための環境保全活動を推進するため、地球温暖化防止活動 推進センターの指定や、熊本県地球温暖化防止活動推進センター、*EPO九 州などの関係機関と連携・協力を図っていきます。

☆取り組み3

情報交換・連携の場の形成

◆第3次環境総合計画の推進母体となる市民活動団体が中心となって、各主体の情報交換と、連携の場を形成します。

♥┃市民の取り組み

・環境総合計画の推進母体となる市民活動団体の活動に積極的に参加し、その活動を支援します。

∞ 市民活動団体の取り組み

・環境総合計画を推進する団体として、市民や事業者、市に対し環境保全活動 を提案するとともに、様々な活動主体と有機的な連携を図りながら協働による 環境保全活動を実施します。

素 事業者の取り組み

・環境総合計画の推進母体となる市民団体の活動に積極的に参加し、その活動を支援します。

帚 市の取り組み

・環境総合計画に定めたプロジェクトを推進するため、市民活動団体と協働で 市民や事業者に対し環境保全活動の実践を働きかけるとともに、様々な活動主 体と有機的な連携を図ることができる体制を整えます。

☆取り組み4

データバンクの作成

◆市が呼びかけを行って、市民活動団体や地域コミュニティの環境に関する ポータルサイトを構築します。

♥ 市民の取り組み

・*環境ポータルサイトを利用して、環境に関する情報を取得するとともに、自 ら地域の環境情報の提供に努め、他者と連携して環境保全活動を実践します。

∞ 市民活動団体の取り組み

・環境ポータルサイトを市と協働で作成、運営し、環境に関する情報を市民や事業者、市に提供するとともに、他者と連携して環境保全活動を実践します。

素 事業者の取り組み

・環境ポータルサイトを利用して、環境に関する情報を取得するとともに、自 ら地域の環境情報の提供に努め、他者と連携して環境保全活動を実践します。

帚 市の取り組み

・環境ポータルサイトを市民活動団体と協働で作成、運営し、市民や市民活動 団体、事業者との連携による環境保全活動の実践を促します。

☆取り組み5

国内外における人材・情報交流の推進

- ◆地球規模の環境問題に対する情報収集や国際貢献につながる活動を推進し、 イクレイ(持続可能性をめざす自治体協議会)など国際的機関を通したネットワークを構築します。
- ◆環境に関する情報交換や人材・技術の交流を推進する。

♥ 市民の取り組み

- ・国際的な環境情報に触れることによって、環境問題に対する知識と視野を広げます。
- ・国内外の他都市の市民や市民活動団体と環境保全活動の輪を広げます。

|∞ | 市民活動団体の取り組み |

- ・国際的な環境情報に触れることによって、環境問題に対する知識と視野を広げます。
- ・国内外の他都市の市民や市民活動団体、事業者と環境保全活動の輪を広げます。

🕏 事業者の取り組み

- ・国際的な環境情報に触れることによって、環境問題に対する知識と視野を広げます。
- ・国内外の他都市の事業者や市民活動団体と環境保全活動の輪を広げます。

市の取り組み

- ・国際的な環境情報を収集・発信し、市民や市民活動団体、事業者への情報提供に努めます。また、収集した情報は、本市の環境施策の推進に役立てます。
- ・他都市の環境に関する先進事例を学び、人材交流、技術交流を行いながら、 市民や市民活動団体、事業者の他都市との連携を支援します。



- 1 計画推進の基本的考え
- 2 計画の推進体制
- 3 計画の進行管理

1. 計画推進の基本的考え

「第2次環境総合計画」では、平成7年9月に市議会の全会一致で採択された「環境保全都市宣言」が理念として位置づけられました。

この宣言は、私たち市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動 することについて謳っています。

そこで「第2次環境総合計画」では、計画の実効性を高め、効果的な推進を図るため、市民、事業者、市のそれぞれの取り組みについて明記しました。

また、市民、事業者、市は、協働や計画推進のあり方、そして取り組みの過程 を評価するための手法等を、ともに検討し、その仕組みをつくっていくとしま したが、この10年間、環境保全事業の実施は協働により推進されてきたもの の、計画の検証は行政のみで行うことに止まっていました。

これからは、そこから一歩前進し、協働のあり方を推進する自治基本条例の考えに則りながら、検証まで含めた全体的な推進体制を協働により構築し、ともに環境目標の実現へ向けて取り組んでいく必要があります。

「第3次環境総合計画」においては、計画を着実に推進する仕組みとして、市民、市民活動団体、事業者そして市が、協働により事業を実施することにとどまらず、計画の実効性を高めるため、各主体がその役割に応じて、目標の達成状況や施策の進捗状況を把握し、見直しを行いながら、環境保全活動を実行する計画の推進体制を構築していきます。

具体的には、市は、いわゆる*PDCA(計画・実行・検証・再考実践)手法を導入し、進行管理を行っていきますが、その検証の段階においては、市民、市民活動団体、事業者も自らの取り組みを検証し、行政だけでなくさらなる環境保全活動の実践に結びつけるために、相互に提案を行える仕組みをつくっていきます。

2. 計画の推進体制

本計画では、環境保全活動に取り組む各主体の関係を明確化し、以下の各主体がそれぞれの役割を行いながら、協働して効果的に計画を推進していく体制を整備します。

協働関係

♥ 市民の役割

計画内の自らの役割を自覚するとともに、各主体との連携を図り、日常生活において、計画の実効性を高めるため行動します。

∞ 市民活動団体の役割

計画内の自らの役割を自覚するとともに、各主体との連携を図り、日頃の環境保全活動において、計画の実効性を高めるため行動します。

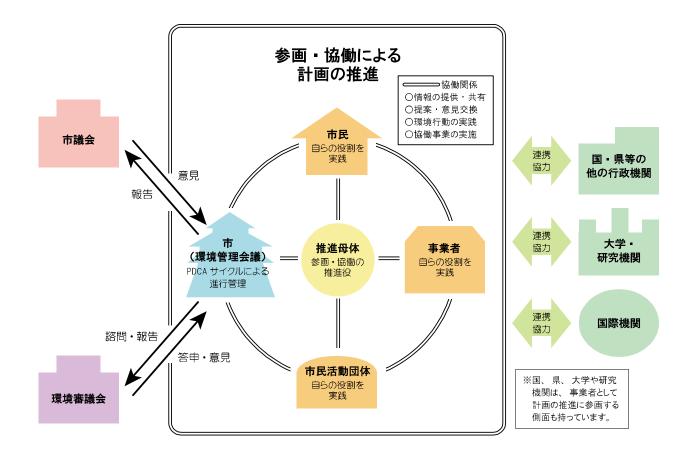
影事業者の役割

計画内の自らの役割を自覚するとともに、各主体との連携を図り、日頃の事業活動において、計画の実効性を高めるため行動します。

帚 市の役割

- (1) 基本計画、重点協働プログラムを着実に実施します
- (2) ・PDCA 手法により計画の進行管理を行います 全庁的な進行管理として、環境管理会議において検証します (個別計画との関連性を踏まえながら環境側面を総合的に評価)
 - ※環境管理会議…環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整することを目的として設置予定。環境管理システムの確立・維持に関し総合的な調整を図る見地から、次の各号に掲げる事項について審議、検討を行う。
 - (1)環境管理システムに関する事項
 - (2)第3次熊本市環境総合計画に関する事項
 - (3)熊本市役所グリーン計画に関する事項
- (3) 環境保全活動を実践する各主体との円滑な連携を図るための体制を 整備します → 計画の推進母体を指定します
- (4) 市議会や環境審議会へ計画の進捗状況を報告します
- (5) 市のホームページ等で計画の進捗状況を報告します

計画の推進体制



市民、市民活動団体、事業者、そして市の4つの主体が協働関係を築くことで、 なお一層の情報の提供・共有を図ります。

そして、環境保全に対する活発な相互提案や意見交換を行うとともに、各々の 環境行動のさらなる実践や新たな環境保全に関する協働事業の実施など、環境 目標の実現へ向け効果的に計画を推進します。

この4つの主体をつなぎ、計画を推進するための新たな協働事業のプロデュースやコーディネートを行うのが推進母体です。推進母体は、各主体の中間的な役割を担う支援組織として、各主体の計画への参画・協働を推進します。

また、計画を推進する際は、必要に応じて国・県等の他の行政機関をはじめ、 大学や研究機関、国際機関等と連携協力を図っていきます。

さらに、協働関係により推進された計画の実行状況については、市議会や環境 審議会に報告を行い、意見を求めます。

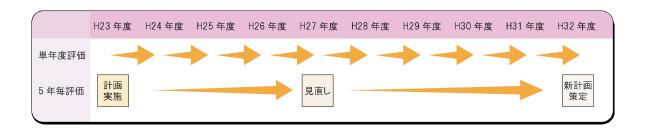
これらの協働関係による計画の実行状況等については、市のホームページ等 を活用し、情報を発信していきます。

3. 計画の進行管理

■進行管理のシステム

計画の進行管理においては、PLAN(計画)DO(実行)CHECK(検証)ACTION(再考・実践)のサイクルを基本としながら、毎年度評価、5年毎評価の2段階に区分した評価システムを運用します。

また、適宜、計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、その結果を 計画実施体制等に反映し、着実な推進を図ることとします。



◆毎年度評価

基本計画や重点協働プロジェクトの実施状況や進捗状況を市民意識調査等により点検評価し、評価報告書としてとりまとめ、公表を図ります。

◆5年毎評価

単年度評価をまとめるとともに、5年間の実施状況や進捗状況を点検評価し、評価報告書としてとりまとめ、公表を図ります。

また、5年後には、第3次熊本市環境総合計画の見直しにおいて必要な事業の再編等を行うとともに、10年後には、進捗状況・課題を再評価し、本市や地球を取り巻く環境の変化等を考慮した上で、次期計画の策定に反映させます。

☆参考評価

本計画の目指す都市像である「未来へつなぎ、世界に誇れる環境文化都市」の実現が出来ているかどうかを評価する手法として、世界の環境先進都市と比較する地下水や大気の状況などの指標を検討し、参考評価を行ないます。

計画の進行管理

計画 (PLAN)

- ○計画の策定・見直し
- ○環境目標の設定・見直し
- ●重点協働プロジェクトの 設定・見直し
- ○成果指標の設定・見直し

計画の推進と継続的な改善

再考·実践(ACTION)

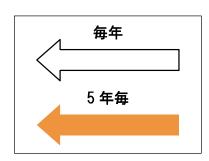
- ○各施策、事業等の改善・ 見直し
- ●重点協働プロジェクトの改善・見直し
- ○市民・市民活動団体・事業者の取り組みの改善・ 見直し
- 市民・市民活動団体・事業者からの提言・意見等の反映検討
- ○成果指標の見直し
- ○分野別計画の策定・改訂

実行 (DO) 策、事業等の

- ○各施策、事業等の実施
- ●重点協働プロジェクトの 推進
- ○市民・市民活動団体・事業者の取り組みの実施

検証 (CHECK)

- ○環境状況の把握
- ○各施策、事業等の実施状 況の把握
- ○重点協働プロジェクトの 推進状況の把握
- ○市民・市民活動団体・事業者の取り組みの実施状況の把握
- ○成果指標の最新数値の 把握
- ○年次報告書の作成



巻末資料

- ●実施及び関連計画等
- ●第3次熊本市環境総合計画策定経緯
- ●諮問・答申
- ●熊本市環境審議会委員名簿
- ●第3次熊本市環境総合計画への市民提言
- ●市民検討会議設置要綱
- ●市民検討会議委員名簿
- ●用語解説

実施及び関連計画等

個別計画等一覧	計画年度(策定年度)	内容
●熊本市地下水保全プラン	H21 ~ H25	熊本市の地下水保全に関する行動計画
●第2次熊本市硝酸性窒素削減計画	H22 ~ H26	地下水保全プランの事業メニュー「硝酸性窒素の土壌への負荷量削減対策」を 具体化した計画
●くまもと水ブランド創造プラン	H18 ~ H22	「水」という本市の財産「都市ブランド」として確立し、熊本ならではの魅力 と活力あるまちづくりを進めるための計画
●熊本市緑の基本計画	H17 ~ H37	緑豊かな都市環境を創造するための計画
●熊本市農水産業計画	H21 ~ H30	本市農水産業の持続的発展を目指し策定した、農水産業を推進するうえでの基 本となる計画
●熊本市景観計画	H22	景観法に基づく本市の良好な景観づくりに向けた景観形成方針及び景観形成基 準等の総合的な方策を示した計画
●熊本城第Ⅱ期復元整備計画	H20 ~ H29	「馬具櫓一帯」「平左衛門丸の塀」「西櫓御門及び百間櫓一帯」の復元整備を 図るための計画
●熊本市観光振興計画	H22 ~ H30	「観光立市くまもと」の実現に向け、観光客やコンベンション誘致などによる 観光振興を目指すうえでの具体的戦略を記載した計画
●熊本市文化芸術振興指針	H22	本市の文化芸術を振興するうえでの目標とその実現に向けた取り組みの方向性を明らかにした指針
●熊本市公園施策の基本方針	H20	公園の維持管理及び整備に関する基本方針
●第2次熊本市都市マスタープラン	H21 ~ H37	本市の定める都市計画に関する基本的な方針
●都市交通マスタープラン	H13 ~ H32	熊本都市圏における将来の交通のあり方を示す総合都市交通計画
●都市交通アクションプログラム	H15	都市交通マスタープランについて、短、中期での実現を目指して取り組むため の行動計画
●熊本市公共事業環境配慮指針	H21	本市が実施する公共事業において、率先した環境配慮を行うための仕組みを記載した指針
●熊本市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	H23 ~ H32	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に定められる一般廃棄物処理計画
●熊本市循環型社会形成推進地域計画	H20 ~ H26	循環型社会形成を推進するための基本的な方向、目標及び廃棄物の処理体制や 処理施設の整備等の施策を示したもの
●熊本市低炭素都市づくり戦略計画	H22 ~ H26 ^(短期)	「低炭素都市くまもとの将来像」の実現及び温室効果ガス削減目標の達成に向けた地球温暖化対策の方向性や中長期の取り組み
●第3次熊本市役所グリーン計画 (策定中)	H23 ∼ −	本市の事務事業から排出される温室効果ガス削減目標やその達成へ向けた取り組みの方向性等を定めたもの
●熊本市公害防止事前指導要綱	H10	建築等又は除去に係る公害発生の未然防止のための届出に対し、事前に指導する事項を定めたもの
●熊本市地域防災計画	毎年度	熊本市に災害が発生したときの行動計画
●熊本市食の安全安心・食育推進計画	H20 ~ H24	食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する総合的な計画

※熊本市(熊本都市圏)計画等から抜粋

第3次熊本市環境総合計画策定経緯

環境審議会、行政等による検討	市民参加による検討
	INDIANICO OIVII
平成 21 年 12 月 22 日 第1回庁内検討会議 ・第3次環境総合計画策定について	
平成 22 年 2 月 17 日 平成 21 年度第 2 回環境審議会 ・第 3 次環境総合計画策定について(諮問)	
平成 22 年 4月 26 日 平成 22 年度第 1 回環境審議会 ・基本的な考え方について	
平成 22 年 5 月 10 日 第 2 回庁内検討会議 ・基本的な考え方について	平成 22 年 5 月 25 日 第 1 回市民検討会議
	平成 22 年 6 月 24 日 第 2 回市民検討会議
平成 22 年 8 月 19 日	平成 22 年 8 月 11 日 第 3 回市民検討会議
第3回庁内検討会議 ・計画の骨格案について	NO EIPEVIANI ARK
平成 22 年 8 月 31 日	
平成 22 年度第 2 回環境審議会 ・計画の骨格案について	平成 22 年 9 月 14 日 第 4 回市民検討会議
平成 22 年 10 月 29 日 第 4 回庁内検討会議 ・第 3 次環境総合計画(素案)について	平成 22 年 10 月 26 日 第 5 回市民検討会議
平成 22 年 11 月 15 日 経営戦略会議	T. C. C. 44 C. C. C.
・第3次環境総合計画(素案)について	平成 22 年 11 月 26 日 第 3 次環境総合計画への市民提言提出
平成 22 年 11 月 29 日 平成 22 年度第 3 回環境審議会 ・第 3 次環境総合計画(素案)について	
	平成 23 年 1 月 28 日 ~ 2 月 28 日 素案に対するパブリックコメントの募集 (ホームページ掲載)
平成 23 年 3 月 22 日 平成 22 年度第 4 回環境審議会 ・第 3 次環境総合計画(案)について	
平成 23 年 3 月 25 日 答申	
平成 23 年 3 月 28 日	第3次環境総合計画策定

諮問・答申

環企発 第 000054 号 平成 22 年 2 月 17 日

熊本市環境審議会 会長 篠原 亮太 様

> 熊本市長 幸山 政史 (環境企画課扱い)

第3次熊本市環境総合計画の策定について(諮問)

熊本市環境基本条例(昭和63年条例第35号)第10条第1項の規定に基づき、熊本市の良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画である「第3次熊本市環境総合計画」策定の基本的な考えについて、熊本市環境審議会に意見を求めます。

平成 23 年 3 月 25 日

熊本市長 幸山 政史 様

熊本市環境審議会 会長 内野 明德

第3次熊本市環境総合計画の策定について(答申)

平成22年2月17日付、環企発第54号で諮問されました「第3次熊本市環境総合計画」 策定の基本的な考え方について、別紙のとおり答申します。

第3次熊本市環境総合計画の基本的考え方について

はじめに

平成22年2月17日、熊本市長より本審議会に対し、熊本市環境基本条例第3条に基づく環境総合計画の策定に当たって、熊本市の良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画である環境総合計画の基本的考え方はいかにあるべきかについて、諮問がなされた。

本審議会では、諮問事項について、熊本市の環境特性や都市を取り巻く状況の変化等を 踏まえ、積極的かつ慎重に審議を進めてきた。

その結果、次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

1 計画の基本的位置づけについて

(1)環境問題や社会情勢の変化への対応

熊本市では、平成13年の第2次環境総合計画の策定以来、3つの長期目標の達成に向け、市民・事業者・市の役割を定め、協働により環境保全に取り組んできた。

しかし、その一方で、進行する地球温暖化や生物多様性の危機など、地球規模での環境問題が顕在化するとともに、都市を取り巻く大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの身近な環境問題についても一定の改善は見られるものの課題も残されている。

加えて、熊本市においては、合併による市域の拡大、政令指定都市への移行、更には、 熊本市の住民自治のルールを定めた自治基本条例が施行されるなど、市として新たなまち づくりの大きな転換点を迎えている。

このようなことから、本計画は、地球規模や地域での環境問題や社会情勢の変化への対応を考慮し、策定されなければならない。

(2)計画の範囲や他計画との整合、計画の見直し

本計画の対象地域は熊本市域とするが、地下水の保全等の広域的な課題に対しては、必要に応じて、生活圏を同じくする周辺市町村等と連携を図っていかなければならない。

また、国や県の環境基本計画はもとより、本計画の上位計画である熊本市第6次総合計画の分野別施策第6章「水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築」及び同計画の重点的取り組みの一つである「ふるさとの自然を守り、世界に誇れる環境先進都市をつくる」に向けた取り組みとの整合性を図らねばならない。

さらに、本計画は、熊本市が今後目指すべき環境行政の方向性を定めた、いわば理念計画として位置づけられるものであり、下位計画である環境分野の個別計画の道標として策定されるべきである。

本計画の見直しについては、熊本市を取り巻く社会経済状況の変化や新たな環境問題、 政令指定都市における行政区ごとの環境保全施策等に備えるため、目標年次の中間年に行 うことが望ましい。

2 計画の基本的事項について

(1)目指す都市像

本計画では、環境総合計画において初めて「目指す都市像」を設定することとしたが、「目指す都市像」は、誰もがその方向性をイメージできるよう、熊本市の特徴である豊かな自然環境や歴史文化を活かしながらも、国内外へ向けて明確で効果的な発信ができるものでなければならない。

熊本市は、これまで、「自然環境を大切にする文化」や「歴史的・文化的環境をまもり伝える文化」を大切に育み、築いてきた。これからは、この二つの文化に、「環境保全に向けた新たな価値観や暮らし方を創出する文化」が加わって一体となった、新たな都市の魅力を生み出す「環境文化」の創造が求められており、市民、市民活動団体、事業者、そして市の各主体の参画と協働のもと、この「環境文化」を育む、未来に向けた持続可能な都市「環境文化都市」へと発展していかねばならない。

この「環境文化都市」という考えと、第3次熊本市環境総合計画市民検討会議の中で生まれた「つなぐ」というキーワードを基に、本審議会では、「未来へつなぎ、世界へ誇れる環境文化都市」を、熊本市民が目指すべき都市像とすることで意見が一致した。

この都市像に向かって各主体が環境の保全と創造に取り組むことによって、熊本市第6次総合計画で目指すまちの姿「湧々(わくわく)都市くまもと」の実現に寄与していかねばならない。

(2)基本理念

上記の目指す都市像の実現へ向け、様々な環境保全策に取り組むにあたっては、本市の豊かな環境資源の保全とその情報発信をはじめ、地球温暖化に対する緩和策と適応策、都市構造や交通システムのあり方、少子高齢化時代への対応、政令指定都市移行による新たな地域単位のまちづくり、東アジアに向けた情報発信、環境と経済の調和、環境保全の担い手の育成などのひとづくりや新しい公共の視点からのまちづくりへの取り組みなど、考慮すべき課題が数多くある。

本審議会では、それらの課題と第2次環境総合計画の検証により課題を整理し、総合的視点で今後の方向性をまとめ、これを5つの基本理念とした。

「基本理念~進むべき方向」

- ・豊かな自然と文化の保全と活用
- ・環境の変化への対応と適応
- ・環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり
- ・環境と経済・社会の調和
- ・環境文化都市を推進するひとづくり、まちづくり

市民、市民活動団体、事業者、そして行政の各主体は、この「5つの基本理念」を念頭におきながら、環境保全のための取り組みをともに考え、行動することが重要である。

(3)基本計画と重点協働プロジェクト

基本計画は、環境目標・中目標・小目標で構成し、総合的・体系的に施策を展開するべきである。

そこで、(2)の基本理念を反映し、目指す都市像の実現に向けた具体的な方向性を示すため、以下の5つを環境目標として設定した。

- ・環境目標1 豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる
- ・環境目標2 くまもとの風土を活かした都市をつくる
- ・環境目標3 環境負荷を抑えた循環型社会をつくる
- ・環境目標4 地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる
- ・環境目標5 市民が快適に過ごせる生活空間をつくる

また、これらの環境目標の実現のため、共通して取り組むべき"環境教育"や"協働"は、これからの新たなまちづくりにおいて必要不可欠な要素であり、今後、さらに推進を図らねばならない。

そこで、この二つの要素を重点協働プロジェクトと位置づけ、施策を有効に展開するための仕組みの構築を図り、計画全体の推進を支えていくことが重要である。

・ 楽しみながら環境行動を実践するひとづくり (ひとづくリプロジェクト~環境教育~)

環境保全行動を、自主的・自発的に楽しみながら実践できる人材を育成するため、環境教育の機会の拡充と内容の充実を図ることを目標とし、新しい価値観の提案・啓発、ライフステージ別環境教育の推進、地域別環境教育の推進、環境保全活動のけん引役の育成、環境学習拠点の整備に取り組んでいく。

・ 環境と調和した活力あふれるまちづくり (まちづくりプロジェクト~協働~)

市民・市民活動団体・事業者・市の各主体が、環境保全活動を活発に行えるよう、相互に連携する機会を創出し、協働の取り組みを促進することを目標とし、環境保全活動の支援・促進、情報交換・連携の場の形成、データバンクの作成、国内外における人材・情報交流の推進に取り組んでいく。

(4)計画の推進

本計画を着実に推進する仕組みとして、市民、市民活動団体、事業者そして市が、協働により事業を実施することにとどまらず、計画の実効性を高めるため、各主体がその役割に応じて、計画の進行管理を行っていくことが必要である。

具体的には、市は、PDCAサイクルにより進行管理を行うが、その検証の段階においては、市民、市民活動団体、事業者も自らの取り組みを検証し、市だけでなく更なる環境保全活動の実践に結びつけるために、相互に提案を行える仕組みを構築することが重要である。

また、このような推進体制づくりにおいては、各主体間の協働関係を構築していくことが不可欠である。第3次熊本市環境総合計画市民検討会議において提言されている"各主体を相互に「つなぐ」役割を担う中間的な支援組織"のように、各主体をつないで、協働事業のプロデュースやコーディネートの役割を担うことができる組織を育成していくことも必要である。

その他、必要に応じて、国・県等の他の行政機関をはじめ、大学や研究機関、

国際機関等との連携協力を図るとともに、計画の実行状況については、市議会や本審議会、さらには市民に対し報告を行い、意見を求めなければならない。

3 まとめ

本審議会は、以上の「基本的考え方」に基づき、第3次熊本市環境総合計画案として別添のとおり取りまとめた。

これからの熊本市において、市民、市民活動団体、事業者、そして市の各主体がつながって環境の保全と創造に取り組み、世界に誇れる環境文化都市の実現へ向かって、美しい 豊かな自然を次世代へと継承していくことを、本審議会として切に願うものである。

熊本市におかれては、この答申内容を検討され、本計画を策定されるよう求めるものである。

熊本市環境審議会委員名簿

任期:平成22年4月1日~平成24年3月31日

資格	役職	氏名	専門等	職業	
学識経験な	会長	内野 明德	環境	熊本大学名誉教授	
	副会長	加藤 貴彦	医学 (公衆衛生・医療科学)	熊本大学大学院医学薬学研究部教授	
	副会長	篠原 亮太	環境	熊本県立大学環境共生学部教授	
		天本 徳浩	土木工学 (都市計画)	崇城大学工学部准教授	
を有する		井上 稔彦	報道	熊本日日新聞社論説副委員長	
者		上拂 耕生	法学	熊本県立大学総合管理学部准教授	
		椛田 聖孝	農業 (動植物)	東海大学農学部教授	
		新村 太郎	地質学	熊本学園大学経済学部准教授	
市		東 すみよ		熊本市議会議員	
議会議		藤岡 照代		熊本市議会議員	
員		重村 和征		熊本市議会議員	
_思 機		喜安 和秀	国関係	国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所長	
関係行政機関の職員		駒崎 照雄	県関係	熊本県環境生活部長	
□ 員		長澤 満郎	国関係	環境省九州地方環境事務所 統括環境保全企画官	
		上農 淑子	建築	再開発プランナー	
海		古賀 清美		公募委員	
その他市長が過当と認める者		坂口 真理	市民代表	消費生活アドバイザー	
		徳永 理映	消費者代表	熊本消費者協会事務局長	
		西村 妹里子	事業者代表	熊本商工会議所女性会副会長	
		宮原 美智子	環境団体代表	NPO法人くまもと温暖化対策センター理事長	

◇庁内検討会議構成課(27課)

	企画課		産業政策課
企画財政局	政令指定都市推進室	経済振興局	観光政策課
	財政課		農業政策課
市民生活局	市民協働推進課		都市計画課
	文化国際課	都市建設局	交通計画課
健康福祉局	健康福祉政策課		開発景観課
子ども未来局	子ども政策課		土木総務課
	環境企画課	交通局	総務課
	緑保全課	上下水道局	経営企画課
環境保全局	水保全課		総務企画課
	廃棄物計画課	数容 悉吕 今 重数民	指導課
	廃棄物指導課	教育委員会事務局	生涯学習課
	净化対策課		文化財課
	環境総合研究所		

◇市民検討会議開催経緯

	開催日	検討テーマ
1	平成22年5月25日	【テーマ1】基本理念について
2	平成22年6月24日	【テーマ1】基本理念について 【テーマ2】重点協働プロジェクトにおける市民・市民活動団 体・事業者・市の役割について
3	平成22年8月11日	【テーマ2】重点協働プロジェクトにおける市民・市民活動団 体・事業者・市の役割について
4	平成22年9月14日	【テーマ3】重点協働プロジェクトにおける成果指標について 【テーマ4】推進体制について
5	平成22年10月26日	【テーマ3】重点協働プロジェクトにおける成果指標について 【テーマ4】推進体制について

第3次熊本市環境総合計画への市民提言

提言部分抜粋

(1)基本理念について

基本理念は、今後10年間の環境保全の取り組みの方向性という、いわば計画の柱となる重要な部分です。私たちは、基本理念を定めるにあたっては以下の視点を計画の柱に組み込む必要があると考えます。

世界に誇れる環境・文化都市としてのまちづくり

- ・熊本市民は地下水などの世界的に貴重な資源を持つことを誇りとし、その恩恵を深く 認識し、100年後も見据えた豊かな情景を共有したまちづくりが必要と考えます。
- ・世界の中のくまもとを意識し、また意識されるよう日本のみならず世界へくまもと ブランドを発信していく必要があると考えます。

地域環境の変化への対応

- ・環境活動の歩みが「最初は啓発を目的に。今はそれを実行する時」であるならば、 次の10年間はどういう時期となるのか考えていくことが必要です。
- ・環境保全に必要なことは私たち市民が住みやすい快適な地域づくりを行うことと同時に、多様な生物との共存(特に在来種)を維持することも視野に入れるべきだと考えます。
- ・今後の環境技術の進歩や予想される社会、経済構造の変化も考慮に入れながら、大胆かつ先進的なものにすべきと考えます。

環境と経済・社会の調和(エコロジーとエコ/ミーの両立)

- ・「エコロジー」と「エコノミー」、語源は近いところにあるというこの2つが両立する社会とは、経営(マネジメント)すること=収支のバランスのとれた状態であり、 持続可能な社会を構築するために欠かせない考え方です。
- ・事業者は環境に配慮した事業活動を行っていく必要がありますが、それが大企業だけの取り組みとならないよう、中小企業に対する配慮及び支援も必要だと考えます。

ひとづくり・まちづくりの強化

- ・ 市民に環境保全活動を普及していくためには、次の6つを構築・推進していく必要があると考えます。
 - ①啓発と広報の強化
 - ②環境団体やその活動についての情報の積極的な提供と共有化
 - ③ 老若男女・ライフステージ別に多種多様な選択が可能な仕組み
 - ④ 個人の実践活動を事業者や学校等が支援する体制
 - ⑤ 持続可能な地域づくりのための教育手法の導入
 - ⑥地域コミュニティを活用した環境教育・活動の展開等

協働による計画の着実な推進

- ・ 自治基本条例や新しい公共のあり方を踏まえながら、市民と事業者、行政が共に、 情報を共有し、公平な役割分担のもと、「協働」という手段を用いながら計画を推 進すべきと考えます。
- ・ 第2次環境総合計画の時の反省を踏まえ、住民の活動指針や校区の成功事例など を示しながら計画を推進していくことも必要だと考えます。

理念全般について

- ・ 理念を示すにあたっては、言葉の意味を定義付け、市民が共有できる概念として 明確に表現することが必要だと考えます。
- (2)重点協働プロジェクトにおける取り組みと市民・市民活動団体・ 事業者・市の役割について

この第3次環境総合計画では、計画の実効性を高めるための取り組みとして環境教育を通した「ひとづくり」、協働による「まちづくり」が重点協働プロジェクトとして掲げられています。私たちは、このプロジェクトにおける取り組みと市民・市民活動団体・事業者・市のそれぞれの役割について論議していく中で、このプロジェクトを効果的なものにするためには以下の項目が特に重要であると考えました。

情報交流

世代間交流

知的交流

生産者と消費者の交流

供給サイドと需要サイドの交流

そして、私たちはこれらの課題に共通するキーワードとして「つなぐ」という言葉を見出しました。この「つなぐ」は、上記の情報交流・知的交流・世代間交流・生産者と消費者の交流・供給サイドと需要サイドの交流をはじめ、ひとづくり・まちづくり全てにとって有効なものです。この「つなぐ」ということを通して、市民・市民活動団体・事業者・行政が環境という価値に対する認識を共有化し、それに基づく実践の方法と手段を、この10年の間に英知を振り絞って工夫し開発し実践する必要があると考えます。

また、このキーワードは第3次環境総合計画に共通する考え方として策定の視点に取り入れていただくよう提言いたします。

重点協働プロジェクトにおける取り組みと各主体の役割について(個別事項)

私たちは、事務局から提示されました重点協働プロジェクトの一つ一つの取り組みと各主体の役割の案について議論を重ねました。その結果、各取り組みとその役割について、以下の意見や視点を反映し、策定すべきと考えます。

- ・新しいライフスタイルも必要ですが、従来の古いライフスタイルにも大切にすべき点があります。ライフスタイルは「価値観」と言い換え、より市民にわかりやすい表現をするべきと考えます。
- ・校区ごとの白地図を使った環境カルテの作成や、地域の環境特性をつなぎながら 学習できるスタンプラリーなど、様々なアイデアを結集する必要があると考えま す。
- ・若者が気軽に交流できるイベントなどを開催し、楽しみながら環境について考え、 意見を交換できる機会を創出する必要があります。
- ・近年の環境意識の高まりから、事業所の役割としてCSR(社会貢献活動)が大きなキーワードになると考えます。
- ・市民活動団体の役割は単に環境保全の実践だけではなく、一歩先のリーダーの育成まで取り組むべきと考えます。
- ・協働はあくまでも手段であって、目標ではないことを十分認識し、手段と目標の 体系をきちんと整理することが重要であると考えます。
- ・国際交流に加え、国際貢献・国際協力を入れることで一市民でも身近に参加できることがあると考えます。

重点協働プロジェクトにおける成果指標について

私たちは、事務局から提示されました重点協働プロジェクトにおける成果指標案について議論を重ねました。この成果指標は市民意識調査という形で数値を計るというものですが、調査の際は、以下の意見や視点を反映し、実施すべきと考えます。

- ・具体的なイメージが浮かばない設問であっても、10年間、定点観測のようにデータを収集し分析することで、計画の検証に役立てることができると考えます。10年後には皆がイメージを共有できる世の中になっていることを期待します。
- ・きちんとした統計を取るのであれば、地域の活動と個人的な活動との区別がつくよ うな設問にすべきと考えます。

(3)推進体制について

計画を実効性のあるものにするためには、その推進体制をどう構築するかが非常に重要です。特に、(2)において確認しましたが、環境保全活動の更なる広がりや計画の着実な推進にあたり、環境保全活動をおこなう人と人、団体と団体など、「つなぐ」役割を担う体制整備が必要であると考えます。

推進体制を議論する過程において、委員の中から次ページの参考 1、2 に示したような意見が提案されました(市民提言参照)。

私たちは、この提案に賛同し、「環境総合計画とは、各主体が横並びになって、それぞれの力を出し合い、適材適所により役割分担しながら実施する、総合的なプロジェクト」であるとイメージしました。そして、この環境総合計画というプロジェクトを推進するためには、各主体を相互に「つなぐ」役割を担う各主体から集まった協働事務局、いわゆる中間支援組織が必要であると考えました。

私たちは、この中間支援組織が環境総合計画というプロジェクトを推進する母体として位置づけられ、プロデューサー・コーディネーターとして、各主体を「つなぐ」役割を発揮しながら、それぞれの環境保全活動が更に広がりを見せ、活発化し、着実な推進に寄与することを期待します。

中間支援組織は、地域で暮らし、地域にネットワークを持つ市民・事業者が主役となって担うのが適当であると考えます。さらに、その組織は、市民と市民、市民と事業者、市民と関係団体、市民と行政をつなぎ、計画の理念を伝え、地域の特性に応じた具体的な取り組みを支援し推進する役割も担うべきと考えます。

また、中間支援組織を市が選定する場合には、十分に客観性・公平性・対等性を確保することが求められます。

このように、市民検討会議では、中間支援組織の役割、組織のあり方等様々な議論を重ねました。それを踏まえて、第3次環境総合計画というプロジェクトを推進する中間支援組織(新組織)のあり方を以下のとおり提案します。この提案にあたっては、市民検討会議の委員であるエコパートナーくまもとの会長である中村委員から市民検討会議へ提示された「第3次環境総合計画の推進組織に関する提案書」を参考としました。

環境総合計画を推進する中間支援組織(新組織)のあり方

組織理念 "広げ、つながり、未来をつくる!"

環境保全活動の促進を図るためには、地域からの取り組みの重要性を増しており、「第3次環境総合計画」はもちろん、「低炭素都市づくり戦略計画」、「生物多様性の確保」においても、市民力の活用はますます欠かせないものになっています。

そのような背景を踏まえ、今後10年間の環境保全の取り組みの礎となる「第3次環境総合計画」の推進を担う新たな組織に求められる役割を明確にしました。

新組織の役割~多様な市民や団体をつなぎ、交流と情報共有の場を形成します

1 人材発掘

- ・地域づくり、まちづくりに担う人材を掘り起こします。
- ・地域別環境教育の推進や、ライフステージ別環境教育の推進を協議し協力します。

2 つなげる

- ・地域住民のつながり、地域間のつながりの再構築を目指します。
- ・活動団体とのつながりを広げ、深めます。
- ・多くの熊本市民と「環境都市熊本」の目標の共有を目指します。
- ・環境活動に関するデータバンクを作成します。

3 地域資源の発見、保存・修復

- ・地域の人材とともに、地域資源を掘り起こし、価値を再発見し、地域づくりの具体的な目標づくりに取り組みます。
- ・地域コミュニティ・環境活動団体の環境保全活動を支援し、活動促進を図ります。
- ・情報交換・連携の場を形成します。

4 「未来へつなぎ、世界に誇れる環境文化都市」の実現

・すべての活動を通して、熊本の魅力を再認識し、誇りを持って第3次環境総合計画における目指す都市像を実現していきます。

■事業内容(例)

- ○「第3次環境総合計画」地区別説明会 事業者部会の設置と運営
- 計画の進捗状況の検証と報告会の開催 など

推進体制について(その他)

- ・計画策定後は、それを周知するツール(市役所・(区役所)等での閲覧やHP等による情報提供)が必要であるとともに、活動発表会などの啓発イベントを開催し、市民が環境活動を身近なものとして感じることができるような場の創出が必要です。
- ・各々が環境保全活動の主体であることを自覚し、活動を促進するよう地域ごとの説明会や意見交換会を開催することが必要です。

市民検討会議設置要綱

(設置)

第1条 第3次熊本市環境総合計画(以下「計画」という。)策定に関し、広く市民及び事業者の意見を反映するため、第3次熊本市環境総合計画市民検討会議(以下「市民検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民検討会議は、計画に反映するべき内容を検討するものとする。

(構成)

- 第3条 市民検討会議の委員は、環境保全について関心が高く、優れた識見を有するもので、次の各号の一に該当する者のうちから市長が依頼する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 環境パートナーシップくまもと市民会議(エコパートナーくまもと)会員
 - (3) 市民活動団体の代表
 - (4) 事業者の代表
 - (5) 市内の大学等に通学する学生
 - (6) 公募のうえ選任された者
- 2 市民検討会議の委員の定数は15人以内とする。

(任期)

- 第4条 市民検討会議の委員の任期は、平成23年3月31日までとする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員の互選により、市民会議に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、市民検討会議の会議(以下「会議」という。)の進行とその調整を行う。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、必要に応じて委員長が召集する。
- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 市民検討会議の庶務は、熊本市環境保全局環境保全部環境企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民検討会議の運営に必要な事項は、市民検討会議で協議して定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

市民検討会議委員名簿

任期:平成22年5月25日~平成23年3月31日

	分類	役職	所属団体	氏 名
1	市民活動団体	委員長	くまもと水守	大住和估
2	学識	副委員長	熊本県立大学名誉教授	荒木 昭次郎
3	エコパ		エコパートナーくまもと	中村 邦博
4	エコパ		エコパートナーくまもと	原育美
5	エコパ		エコパートナーくまもと	三島 美枝
6	市民活動団体		NPO法人 環境ネットワークくまもと	片山 和洋
7	市民活動団体		NPO法人 コミネット協会	山口 久臣
8	事業者		社団法人 熊本青年会議所	岩本 芳明
9	事業者		財団法人 熊本YMCA	藤原 かおり
10	事業者		九州電力(株)熊本支店	吉浦・敏昭
11	事業者		熊本市農業後継者クラブ	守田建
12	学生		熊本県立大学	永木 藍
13	学生		熊本学園大学	林 千裕
14	公募			奥山 眞理子
15	公募			吉村 たか子

用語解説

第3次環境総合計画の実施主体である市民等(市民活動団体や事業者を含む) や、計画において特に重要な用語を定義しました。

(※その他の用語の解説は次頁以降)

〈定義〉

市 民 熊本市の区域内に住所を有する者、又は通勤、通学する者をいい ます。

市民活動 社会的役割(社会的貢献)を意識した市民の皆さんにより自主的 **体** に組織され継続的に活動を行う団体をいいます。

事業者 熊本市の区域内で事業を営む個人及び法人をいいます。

環 境 市民や事業者、市民活動団体を取り巻く周囲の世界やその状態をいいます。

- **ひとづくり** 人々が良好な環境のもとで、安心して生活できるように、自ら担うことのできる責任と役割を果たす人材を育成することをいいます。
- まちづくり 自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、熊本市が 魅力的で快適な環境のまちとなるように、それぞれの責任と役割 のもと活動することをいいます。

※参考 熊本市自治基本条例第2条より

市民 次のいずれかに該当するものをいいます。

- ア 本市の区域内に住所を有する者
- イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
- ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。)

まちづくり

自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、熊本市を魅力的 でより快適にしていく活動をいいます。

A~Z その他

■CO₂ダイエットクラブ

市民が学習会で温暖化防止に向けた取り組みなどについて学び、実際に日常生活の中で効果的な省エネ・省資源などの温暖化防止行動を推進する事業。熊本市環境企画課の主催。

■CO₂の見える化

自らの行動や商品・サービスの購入に伴う温室効果ガス排出量を定量的に可視化すること。より省 CO₂ な生活の実践や商品・サービス選択が促されることが期待される。

■EPO 九州

九州環境パートナーシップオフィス (熊本市花畑町)の略称。九州における環境パートナーシップ促進に向けた 情報発信・共有化のための基盤づくり や九州8県のネットワークづくりを中心と した活動を行っている。

■NPO (Nonprofit Organization)

私的営利を目的としない、社会的な 使命を目的とした活動を行う民間組織 をいう。最も狭い定義では特定非営利 活動促進法(1998年3月成立)により 法人格を取得した団体(特定非営利活 動法人)を指す。

■PDCA

Plan(計画)Do(実行)Check(点検)Action(見直し)と呼ばれる経営や事業の過程のことをいう。PDCA サイク

ルと呼ばれ、この過程を繰り返すことに より、目標達成や事業を完遂していく。

■PRTR 法

正式名称は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」。政令で定める化学物質について、排出量及び移動量の把握・届出と管理の改善及び強化を定めたもの。

■VOC(揮発性有機化合物)

揮発性を有する気体状の有機化合物の総称。浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの生成の原因となる物質の一つ。

■3R

「すりーあーる」「さんあーる」と 読み、Reduce (リデュース)廃棄物 を減らす、Reuse (リユース)繰り 返し使う、Recycle (リサイクル)再 資源化の3つの言葉の頭文字をとっ た環境配慮し循環型社会を形成して いくためのキーワード。ごみの発生 抑制、ごみの再使用、ごみの再生利 用の優先順位で廃棄物の削減に務め るのが望ましいという考え方を示し ている。

あ行

■アイドリングストップ

交差点での長い待ち時間や、買い物などで短時間車から離れる場合に、自動車のエンジンを止めること。 概ね 5

秒以上のエンジン停止で、燃料節約効果があるといわれている。

■アスベスト

蛇紋石や角閃石が繊維状に変形した天然の鉱石のこと。日本語では石綿(いしわた、せきめん)という。飛散した石綿を吸入することにより、健康被害を発生させる恐れがあるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで飛散防止措置等が規定されている。

■ イクレイ

(ICLEI=International Council for Local Environmental Initiatives)

持続可能性をめざす自治体協議会。 国境を越えた自治体の環境ネットワークを広げ、自治体レベルの地球環境問題への取り組みを国際的な動きに高めることを目的として自治体のための国際的環境機関。1990年、国連の主催で開かれた「持続可能な未来のための世界自治体会議」の決議に基づき設立され、2010年7月現在で70ヵ国、1,227の自治体が加盟している。熊本市は1995年に正式加盟。

■一般廃棄物

廃棄物には、大きく分けて『一般廃棄物』と『産業廃棄物』がある。『産業廃棄物』がある。『産業廃棄物』は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める20種類をいい、それ以外の廃棄物を『一般廃棄物』としている。一般廃棄物の代表的なものは、家庭廃棄物の可燃ごみ、不燃

ごみ、粗大ごみなど。

■インキュベーター

起業家育成、起業家支援のための 仕組み。ベンチャービジネスを軌道に 乗せるまでの施設・機器・資金などの援 助を行う組織や出資者のことをいう。

■雨水浸透施設

雨水の地下浸透が妨げられることを 緩和するため、緑地その他雨水を地下 に浸透させるための施設のこと。本市 では、ビニールハウスに降った雨水を 地下に浸透させるための施設を設置す ることにより、地下水のかん養を進め、 雨水の流出による道路の冠水等を防 止するため「ビニールハウス雨水浸透 施設置補助」を行っている。

■雨水浸透桝

桝の壁面や底面が水を透しやすい 構造になっており、土中に埋め込んで 管に接続され、雨桶などから流れ込ん だ雨を地中に浸透させるもの。本市で は、道路冠水の軽減や地下水のかん 養を図ることを目的に雨水浸透桝の設 置に対して補助を行っている。

■雨水貯留施設

雨水貯留槽と雨水貯留タンクのことをいう。雨水貯留槽は、公共下水道への接続等で不用になった浄化槽(昭和55年以降に設置されたもの)を転用して、貯留した雨水を飲用以外の散水等として利用する施設。雨水貯留タンクは、雨水を飲用以外の散水等として利用するために設置した施設で200リットル以

上貯留するもの。本市では雨水貯留施設を設置するのに補助を受けられる。

■エコカー

「エコロジーカー」の略。いわゆる環境にやさしい車で、低燃費で走ることができる車や排出ガス中に含まれる有害物質が少ない車、ガソリンを使うのではなくかわりに電気など他の燃料を使う車などがある。このような車であれば、二酸化炭素の排出量が大幅に削減され、省エネ効果が高まると期待されている。

■エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域の一連の取り組みによって地域社会そのものが活性化されていくと考えられている。

■エコドライブ

自動車などを利用する際に、やさし い発進を心掛けるなど誰でも実行でき る手段で燃費を向上させようとする取り 組みのこと。

■エコパートナーくまもと

「環境パートナーシップくまもと市民会議」の略称。第2次熊本市環境総合計画の策定に伴う市民会議に参画した

人たちが、計画への提言の取りまとめを通して、市民・事業者・市などが一つの協力体制のもとで、それぞれの役割を果たしながら、「地球市民」としての行動を推進していくことが重要であるという認識で一致し、2002年4月に設立。

■エコライフ

環境に負担の少ない生活スタイルのことをいう。資源(水・ガスなど)を使いすぎない、まだ使える物を有効に使う、いらない物を買ってごみを増やさないなど、小さなムダをできるだけなくしていく生活様式のこと。

■エコリーダー

職場や地域など様々なフィールドで、「水」「生きもの」「ごみ減量・リサイクル」「地球環境」などの多分野にわたり率先して環境活動を行なう人材のこと。

■屋外広告物条例

屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、このことにより良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的とした条例のこと。

■屋上・壁面緑化

樹木・芝・地被類等で屋上やベランダを緑化したり、建物をつる性の植物などにより緑化することをいう。いずれも、建築物を植物で被覆することにより景観の向上やヒートアイランドの減少の緩和などが期待される。熊本市では屋上

等緑化助成制度により、中心市街地活性化基本計画区域内を対象として補助を行っている。

■オゾン層破壊物質

「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」によりオゾン層を破壊する物質として規制されている物質。特定フロン(CFC-11等)、特定ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタンなど。

力行

■カーボンオフセット

温室効果ガスの削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。(環境省 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)より)

■化石エネルギー/化石燃料

「化石燃料」は、石炭、石油、天然ガス、LPガスなど、古代地質時代の動植物の死骸が化石化し、燃料となったもの。(資源エネルギー庁エネルギー白書より)

■合併処理浄化槽

水洗トイレの排水だけでなく、台所排水、洗濯排水、風呂の排水などの生活

雑排水も処理する浄化槽のこと。

■かんがい用水

田畑を潤すのに必要な水のこと。

■環境美化活動

道路・河川・公園など公共の場所で 散乱ゴミの収集、除草、植栽等を行う活 動のこと。

■環境負荷

人の活動により、環境に加えられる 負担のこと。環境を保全するうえで悪影響を及ぼすおそれのあるもの。

■環境ポータルサイト

環境に関する情報や関連機関のホームページへのリンクを集めたサイトのこと。

■環境保護地区

熊本市に残る良好な自然環境を保 全するため、緑地の保全及び緑化の推 進に関する条例に基づき、環境審議会 の意見を受けて市長が指定する地区。

■環境保全都市宣言

熊本市が平成7年9月25日、ふる さとの環境を大切に守り育てていくとと もに、地球環境保全に対しても地方か ら積極的に取り組んでいくために行っ た宣言。

■環境ホルモン

生物のホルモンの働きを狂わせてし まう物質の総称。環境ホルモンは、体 内の正常な働きをするホルモンの働き に悪影響を与え、さまざまな異常を引き 起こすとされている。正式名称は「内分 泌かく乱化学物質」。

■環境マネジメントシステム

企業や団体等の組織が事業活動を 行う際に、自主的に環境保全のための ルールや目標を決め、その達成に向け 取り組むことを環境マネジメントと言う。 このマネジメントによる環境保全のため の目標を達成していく手段、仕組みが 環境マネジメントシステムとされる。

(例:ISO14001等)

■くまもと環境フェア

熊本市が、県や環境活動団体と協 働で環境に関する意識の啓発や環境 保全活動のPRを目的に開く催し。

■熊本水遺産

熊本市の水に関係する有形無形の ものを市民共有の財産として位置づけ、 熊本地域の水循環系、八景水谷、健 軍水源地、江津湖などを「熊本水遺 産」として登録している。

■くまもと「水」検定

年齢性別に関係なく気軽に参加できる熊本市主催の「市民型検定」。3級から1級まであり出願形式は以下の通り。

- 3級:熊本の水についてのさまざまな入門的知識。
- 2級:熊本の水についてのより深い知識。
- 1級:熊本の水について専門的な知識。

■くまもと水守制度

水や水文化を守ったり、水の魅力を PRする方々を"くまもと水守"の愛称 で市が登録し、人材育成や情報提供を 行う制度。この制度では、「水を守る」 「水を生かす」人材や活動を掘り起こし、 情報を収集・提供し、また異業種・異分 野の水守同士の交流を促し、活動の輪 を広げていく。

■グリーン・ニューディール政策

緑化をはじめとした地球環境への投資により経済危機からの回復を狙う政策のこと。再生可能エネルギーの利用や電気自動車の普及などにより、低炭素社会を実現し、環境問題と経済回復を同時に進めることを目的とする。

■グリーン・コンシューマー

買い物の際、環境に配慮したお店や 商品を選んで購入する消費者のこと。

■グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、 人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。具体例としては、農山漁村での民宿滞在、森林や河川などでのレクリエーションやスポーツ、農林漁業体験など。

■景観条例

平成22年1月1日から施行された熊本市景観条例のこと。この条例は景観法(平成16年法律第110号)の施行に関し必要な事項その他良好な景観の

形成に関し必要な事項を定めることにより、水、緑、歴史、街並み等森の都くまもとが持つ豊かな地域の特性を生かした良好な景観の形成を総合的に推進し、もって文化と歴史にはぐくまれた快適な市民生活の確保に資することを目的としている。

■下水汚泥

下水処理の過程で発生し、沈殿またはろ過等により取り除かれる泥状の物質のこと。下水道整備の進展や処理の高度化等により、発生量は今後も増加すると予想されている。下水汚泥は、有機物と無機物からなり、再生可能なバイオマス資源。

■建築協定

建築基準法第 69 条などに基づくもので良好な住宅環境や商業活動上での利便性をより高度に維持していくために、土地の所有権者等が一定の区域について建築基準法の一般的基準を超えた基準を定めることができる制度。

■公園愛護会

公園の美化と健全利用の促進を図ることを目的として、自治会、老人会、子供会等の地域の方々で結成されたボランティア団体のこと。主な活動内容は公園の清掃活動、マナー向上の啓発運動、公園を利用した「ふれあいづくり」、異常時の市への連絡など。

■光化学スモッグ注意報

自動車や工場などから大気中に排出される「炭化水素」や「窒素酸化物」が太陽の強い紫外線を受けると、光化学反応を起しオゾンなどの「光化学オキシダント」と呼ばれる物質が発生する。気象条件によっては空が白くモヤがかかったような状態になることがあり、この状態を「光化学スモッグ」という。光化学スモッグが発生すると、目や呼吸器などの粘膜を刺激して健康被害がでることがあることから、光化学オキシンダント濃度が 0.12ppm に達した場合に発令される。

■高度処理型合併処理浄化槽

家庭用の合併処理浄化槽には、「通 常型」と「高度処理型」があり、「高度処 理型」は、広く普及している「通常型」に 比べ硝酸性窒素の原因となる窒素を高 度に処理できる。

さ行

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び、同施行令で定められた 20 種類の廃棄物のこと。

■酸性雨

硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気 汚染物質が溶け込んだ酸性(厳密には ph5.6 以下)の雨を指す。環境問題の 一つとして問題視されており、ヨーロッパ・北米を中心に森林の荒廃や魚類の 生育を脅かす湖沼の酸性化、酸性化し た雨の地下水への浸透などが懸念され ている。

■市街化区域

都市計画の区域区分のひとつで、すでに市街地を形成している区域か、概ね 10 年以内に優先的に市街化を図るべき区域。

■資源循環型社会

環境への負荷を少なくするため、有限である資源を効率的に利用するとともに再使用・再生利用を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。循環型社会と同義。

■次世代エコカー

現在のエコカーよりもっと環境性能に優れたエコカー。燃料電池車やジメチルエーテル車、そしてスーパークリーンディーゼル車などの開発が進められている。

■自治基本条例

市民と議会と行政がお互いに情報を 共有して、協力しながら、魅力ある熊本 市の市政・まちづくりを進めるための、 三者共通のルールとなる条例。市民・ 議会・行政それぞれの役割と責務、市 民参画や協働の仕組みなどが定めら れている。

■市電軌道敷緑化

路面電車の軌道敷を芝生などにより 緑化すること。景観向上や温度抑制、 騒音低減などの効果がある。熊本市で は中心市街地に新たな緑を創出する ため、「市電緑のじゅうたん事業」の名 称で市電軌道敷緑化に取り組んでおり、 「市電緑のじゅうたんサポーター」を募 集し寄付を募るなど、市民協働の取り 組みとして事業を進めている。

■循環・再利用装置

採取した地下水を繰り返し利用するための装置。本市では地下水を年間3万㎡を超えて採取する者(大規模採取者)は、洗浄用水等の循環・再利用装置の設置や浴槽水等の循環・再利用装置(プール・池等を含む)の設置などに努めることになっている。

■循環型農業

地域に存在する農薬・肥料の適正使 用や家畜糞尿(食物残渣等)の処理等 をリンクさせ家畜糞尿の処理で発生し た堆肥を田畑で適正量使用することで、 地域レベルでの"環境保全型農業"を 目指すもの。本市では持続可能な社会 の実現のため、地球温暖化防止のため の燃料使用量削減やバイオマス燃料 への転換、農業生産で使用された廃プ ラスチック類や食品廃棄物の再利用を 推進し、循環型農業の構築を図ってい る。

■準住居地域

「用途地域」のひとつ。道路の沿道な

どにおいて、自動車関連施設などと住居が調和した環境を保護するための地域。自動車販売店やファミリーレストランなど、いわゆるロードサイドビジネスと住居の調和を図った地域。

■消化ガス

下水汚泥の安定化・減量化の処理 行程で有機物を分解する嫌気性消化 の副産物として発生し、メタンガスを主 成分とする。

地球温暖化防止の観点から再生可能なバイオマスエネルギーとして有効活用が求められており、消化槽加温や焼却炉の補助燃料、消化ガス発電などに利用されている。

■硝酸性窒素

窒素が酸素と結合して硝酸イオンの 形となったものを硝酸性窒素と呼んでいる。水に溶けやすく、容易に地下水 や河川水に移行する。地下水中の硝酸性窒素の主な供給源は、家畜排せ つ物の不適正処理や過剰な施肥である。多量の硝酸性窒素の摂取は、特に 乳幼児に対して酸素欠乏症を引き起こ す原因となる。地下水の環境基準は硝酸性窒素濃度として 10mg/l 以下と設 定されている。

■白川中流域水土里ネット協議会

「黒川・白川河川流域水土里ネット連携協議会」のうちの菊池管内の協議会。 水土里ネット(土地改良区)で構成して おり、阿蘇山麓の清らかな水の生まれ る里(地域資源)の重要性を認識し、下 流地域への安定的な水の供給及びきれいな水を確保するため、水源かん養林(水土里ネットの森)で、植樹や下草刈りを行い、長期的に環境保全活動に取り組んでいる。本市管内には熊本市水土里ネット連絡協議会がある。

■水源の森づくりボランティア

森林ボランティア活動を通じて、森林の持つ機能が、貴重な資源である地下水の保全対策となることを認識し理解を深めてもらうとともに、森林保全活動の活性化を図るために本市が募集しているボランティア。作業内容は下刈、間伐、枝打ち等の森林作業で、年4回、白川や緑川流域の市町村で開催。募集対象は本市内に在住もしくは通勤・通学する16歳以上の方。

■水質汚濁防止法

工場などから公共用水域に排出される水の排出規制や生活排水対策の推進により、公共用水域・地下水の水質の汚濁の防止を図り、事業者の損害賠償責任などを定める法律。1970年(昭和45)の制定。

■生態系

多様な生物と、その生息と生育の基盤となる大気、水、土などの自然的構成要素、それらの間の物質やエネルギーのやりとりをあわせて生態系という。

■生物多様性

生物にはいろいろな種がいて(種内の多様性)、それらの種内にはいろいろ

な個性を持った個体がいること(種間の 多様性)。さらには、いろいろな生活環 境があること(生態系の多様性)。

■生物多様性国家戦略

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本計画。平成 20 年6月に「生物多様性基本法」(平成 20 年法律第 58 号)が施行され、法律上でも生物多様性国家戦略の策定が規定されたことから、同法に基づく初めての戦略となる「生物多様性国家戦略 2010」が、平成 22 年3月に閣議決定された。

■生物多様性地域戦略

生物多様性基本法では、生物多様 性の保全と持続可能な利用に関する 地方公共団体の責務や生物多様性地 域戦略の策定の努力義務が規定され ている。

■政令指定都市(政令市)

地方自治法第252条の19以下に規定される大都市等に関する特例の一つで、政令で指定される人口50万人以上の都市のこと。法令上は「指定都市」(同法など)または「指定市」(警察法、道路法など)と表記される。略称は政令市。

■節水型社会

節水意識の啓発、節水型家庭用品の普及、水道の漏水対策、工業用水の回収率の向上等を推進し、限りある水資源を節約していく社会のことをいう。

た行

■第一種低層住居専用地域

「用途地域」の一つで、低層住宅の良好な住環境を守るための地域。12種類の用途地域の中で最も厳しい規制がかけられている地域であり、戸建住宅・共同住宅のほか、学校は建築できるが、病院や店舗は建築できない地域。

■ダイオキシン類

塩素を含むごみを燃焼させた場合などに発生し、人の健康に重大な影響を与えるおそれがある物質。「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニール(コプラナーPCB)の3種類を「ダイオキシン類」と定義し、ダイオキシン類発生施設に対する規制値や大気・水質・底質・土壌に環境基準を設定している。

■大気環境基準達成率

環境基準とは、「維持されることが望ましい基準」であり、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするもの。大気汚染測定局数のうち、環境基準(二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素)の達成局数の割合を表す。

■田んぼの学校

古くから農業の営みの中で形づくられてきた水田や水路、ため池、里山などを、遊びと学びの場として活用する環境教育の総称。「環境に対する豊かな感性と見識を持つ人を育てること」、「自然と人との共生、都市と農村への共生の途(みち)をさぐること」をねらいとしている。「田んぼの学校」は、(社)農村環境整備センターの登録商標。

■地域コミュニティ

地域住民が自主的に参加し、その総 意と協力により、住みよい地域社会の 構築を共通の目的として構成された集 まりを「地域コミュニティ」という。

■地域生活圏

商業や行政、医療、福祉などの市民 サービス機能が充実した「地域拠点」と 商業等のサービス機能を有する「生活 拠点」を中心としたエリアで、徒歩や自 転車で日常生活が営める範囲。

■地下水かん養

雨水が、森林や農地等で土中に浸透し帯水層に地下水として貯えられること。

■地下水質監視

熊本市は水質汚濁防止法第 15 条の規定に基づいて地下水の水質汚濁 状況の常時監視を行っている。平成21 年4月時点の「地下水の水質汚濁に係 る環境基準項目」は26項目。

■地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。(地球温暖化対策の推進に関する法律より)

■地産地消

地域生産地域消費の略語で、地元で生産された農水産物等を地元で消費すること。

■低炭素都市

地球温暖化の原因である二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさないと同時に、生活の豊かさを実感できる「低炭素社会」を実現する都市のこと。

■出前講座

熊本市が、市民の学習活動を支援するため、通常の講座のように開催場所を固定せず、人が集まるところに講師を派遣し、開催する講座のこと。

は行

■パークアンドライド

交通渋滞の解消を目的として、自宅 から自家用車で最寄りの駅やバス停ま で行って駐車した後、公共交通機関を 利用して、都心部の目的地に向かうシ ステム。

■廃棄物

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん 尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死 体その他の汚物、または不要物であっ て、固形状または液状のもの(放射性 物質及びこれによって汚染された物を 除く)で、産業廃棄物と一般廃棄物に 大きく2分類される。

■廃棄物処理業者

廃棄物(一般廃棄物及び産業廃棄物)の収集運搬、中間処理、最終処分を法律に基づき営んでいる者。

■排出事業者

事業活動に伴って生じた廃棄物を排出する事業者。

■ハザードマップ

自然災害によって被害が予測される範囲及び程度、また避難経路、避 難場所などの情報を地図化したもの。

■ヒートアイランド現象

ヒートアイランド現象とは、都市の中 心部の気温が郊外に比べて島状に高 くなる現象である。

主な原因は、人工排熱の増加(建物や工場、自動車などの排熱)、地表面被覆の人工化(緑地の減少とアスファルトやコンクリート面などの拡大)、都市形態の高密度化(密集した建物による風通しの阻害や天空率の低下)の3つが挙げられる。(環境省 ヒートアイランド対策ガイドラインより)

■ひご野菜

熊本で古くから栽培されてきたものや、食文化にかかわるもの、地名や歴史にちなむものなど15品目を、熊本市が「ひご野菜」として指定。

指定 15 品目…熊本京菜、水前寺も やし、熊本長にんじん、ひともじ、ずい き、れんこん、水前寺菜、春日ぼうぶら、 芋の芽、熊本赤なす、熊本ねぎ、水前 寺せり、熊本いんげん、熊本黒皮かぼ ちゃ、水前寺のり

■一口城主制度

熊本城復元整備募金に1万円以上 の寄付をされた方を「一口城主」とする 制度。「一口城主」には、「城主証」と 「城主手形」を送り、名前を「芳名板」に 記載し天守閣に提示している。

■ふれあいの森林

たくさんの人々が、身近な財産である緑とふれあう機会を増やし、自然保護に対する関心と緑化に対する意識を高めることを目的に、森林学習館や散策路を整備し、昭和62年5月に開設した。

■文化遺産

前代から現代に伝わってきた、また、 将来継承されるべき文化・文化財。

有形の遺跡や建造物、記念碑など、 芸術的に優れているものや偉大なもの だけでなく、踊りや祭り、伝統的工芸技 術などの無形のものも含めて「文化遺 産」ととらえられる。



■有害化学物質

環境を経由して、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずる恐れのある化学物質。

■有機農産物

化学合成農薬、化学肥料、化学合成土壌改良剤を使わないで、3年以上を経過し、堆肥など(有機質肥料)による土づくりを行ったほ場において収穫された農産物。原則として農薬や化学合成肥料は使用しないが、やむを得ない場合、リスト化されたもののみ使用が可能。

■よかエコショップ

熊本市が環境にやさしい店として認定した小売店舗。環境に配慮し、省エネ・省資源・ごみの減量やリサイクルの推進に積極的に取り組む店舗を認定している。

ら行

■ライフスタイル

その人の人生観、価値観を反映した生き方。

■ライフステージ

人間の一生において節目となる出来 事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出 産、子育て、退職等)によって区分され る生活環境の段階。

■リサイクル率

リサイクル率=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ総排出量+集団回収量)×100(%)

■緑被率

緑被率=(樹林+草地+果樹園)÷ 市域面積

※緑の総量を把握する方法の一つで、 航空写真によって空から見たときの緑 に覆われている土地の割合。緑の対象 として水田や水域を含めることもある。

■緑地率

緑地率=緑地÷市域面積

※都市公園や学校の緑地、道路の緑地帯や河川などの施設緑地、また、風致地区や緑地協定地区など法律や条例・協定などによりまもられている地域制緑地など、担保性のある緑の多い地域を「緑地」という。

